勞働組合

活版印刷組合信友會

日本に於ける印刷工の組合運動は可成り古いものである。今信友會の歴史を述べんとすれば其前身なる歐文植字工組合『歐友會』更に遡つて誠友會の一派と活版工同志會、懇和會など明治二十二三年の昔へ系統を辿らねばならぬ。しかし純勞働者の自主的な組合として多少社會に顯るゝ樣になつたのは歐友會創立以後である。歐文植字工組合『歐友會』は明治四十年の春、歐文工峰岸正太郎、古川常次郎、故野本正吉等の主唱によつて創立されたものである。しかも創立後まだ一ヶ年を經過せぬ内に東京歐文工の殆ど全部加入し横濱、神戸、長崎等に亘つて會員約三百五十となり十一月に第一回大會を擧行したのであつた。當時は我國の勞働者一般の自覺程度は到つて低く純勞働組合としての性質を帶びた勞働團體は只此歐友會のみと云ひ得べき狀態であつたから其經營は可なり困難であつた。しかし當時の官憲の注意は今日程迄に神經過敏でなく、加ふるに組合の標榜する所が『資本と勞働との調和』であつた爲か資本家も亦少くとも表面は賛成してゐたのである。明治四十三年七月に到つて秀英舍、築地活版所、國文社、東京印刷會社、三秀舍、一色活版所等の諸工場と歐友會との間に一の有力なる假契約が結ばれ十一月に於ける第四回大會にて此協約案を可決した。其第一項には『歐文工を使用する有志工場は必ず歐友會員を以て之を充つる事』と云ふのであつた。然るに翌四十四年十月、築地活版所に起つた一大同盟罷業の事件には現信友會副幹事長金子清一郎氏が治安警察法第十七條によつて起訴され、加ふるに罷業資金に關する事で波瀾重疊であつたが幸事なきを得た。其後種々なる經路をふみ團體的訓練を經つゝ來つたが大正三年歐洲戰爭勃興するに及び横濱に於ける外字新聞の廢刊、在留外人の歸國と商店閉鎖、歐文印刷の閑散によつて實に致命傷を負ふに至つた。大正四年十月に於ける第九

回總會は終に機關雜誌の發行停止を決議し會務の執行はこゝに於て途絶されたのである。大正五年には豫ねての懸案であつた工場法が施行されたが其結果は却て工場主中之に藉口して多年勤續して工場の犧牲となつた病職工を馘首する者があつたりした。この資本家の横暴に憤起した有志數十名は歐友會の復活を企て、もしそれが不可能ならば新しく團體を組織せんと誓ひ歐友會最後の大會を十月三十一日東京淺草の『あづま』に開いた。會する者、僅かに五十。しかも却つて小數者の熱誠はこゝに斷然歐友會を解散し直ちに歐文工組合『信友會』の創立を協議し猛烈に會の擴張運動に着手するに至らしめた。之により大正六年二月頃迄に在京歐文植字工の大半は參加し來り十一月左の如く幹部を決定し四月盛大なる發會式を擧げた。

幹事長杉崎國太郎、副幹事長水沼辰夫、編輯部長伊藤兼次郎、會計永井鉎造、庶務立田泰。

けれども歐文工のみの小團體では、どうしても意義ある社會的勢力たる事を得ない故、印刷界の全業員を一團とした組合を組織したいとの主張は絕えず少數の人々によつて唱えられてゐた。併し、溫和な尙早論と職工的感情からの反對は常に多數をしめて運動の機を得なかつた。けれども新聞紙上の歐洲電報によつて受けた或種の刺戟と數回の罷業より得たる實際上の經驗とは全會員を自覺せしめ全工組合の機運はこゝに熟した。そこで幹事會の決議を以て遂に印刷業全從業員勸誘の激文を刷り盛に之を撒いた處忽にして四百名の入會者を得組合員六百五十を超えた。翌七年一月神田南明倶樂部に『活版工組合信友會大會』を開き幹部を左の如く改選した。

幹事長伊藤兼二郎、副幹事長岡野勝二、大林清茂、編輯水沼辰夫、會計鈴木愛、庶務佐藤正雄。

其後信友會は益々隆盛に向ひ三月に一般會員から保證金を募つて機關紙『信友』を新聞紙法によつて發行するに至つた。其後歐洲戰亂の惡影響は益々物價を騰貴せしめ全勞働階級の不安は頻々たるストライキとなり八月に至つて形勢益々險惡、終にかの米騷動となり東京に於ても多少の騷擾を見た。此際、何等關係なき信友會員の引致や拘禁などの事が頻々起つた爲に會員の多數は恐怖と誤解とに襲はれ續々脫會者を出し殘つた者は元の歐文工のみといふ無殘な有樣となり、遂に幹

部が總辭任するに至つた。でやむなく常務員として立田泰、永井銈造の二名が執務する事となつた。然るに最近歐洲戰爭終了と共に本年二月以來我國勞働問題は頗る高潮し來るに及んで信友會の奮鬪兒は猛然起つて擴張運動を開始した。時勢の援助は再び多くの入會者を得現在會員千五百名を算するに至つた。そこで五月一日新に幹部を左の如く選擧した。(現任)

會長杉崎國太郎、幹事長立田泰、副幹事長石田九藏、金子清太郎、編輯野村孝太郎、入澤吉次郎、松尾要太郎、其他

かくて十月末かの國際勞働會議代表者選出の際の如き農商務省會議に友愛會其他の諸團體と共に猛烈な反對の氣勢を揚げた。かく既往十年間、所謂知識階級の徒の力を藉る事なく全く純勞働者の手によつて組合を組織し獨立獨行、自力自主、所謂同職組合より產業組合に進み以て今日の基礎を築き得たのである。同會の綱領と規則とを示せば左の如くである。

帝都三萬の活版印刷工諸君よ?

活版工諸君よ、團結は誰れしも叫ぶ處である、併しながら線香花火式の一時的團結や局外者關係の組合は團結をして無意義ならしむ。近くば都下各新聞社ストライキに於ける革進會の行動に由つても立證せらるゝ、平素に於て共同一致の訓練を鈌ける團結は有時の際にその眞の威力を發揮する事は不可能である。眞に鞏固なる勞働組合を建設して始めて資本家同盟に對抗する事が出來るのである。來る十月米國に於て開催さるゝ國際勞働會議を諸君は如何に見んとするか、輿論沸騰しつゝある本問題に關して、諸君は自己の立場を省みる處無きや、我國に完全なる勞働組合ありや諸君よ今にして成す處なくんば後に臍を嚙むの悔あらん速かに奮起せよ。今や吾信友會は同工の團結を圖りて鞏固なる組合の力に依り橫暴頑冥なる資本家を猛省せしめ、其の陋習を矯正して、吾等が人間らしき生活に適應する賃銀を獲得して、其の地位を向上する爲めに全力を盡さんとす。來れ同工諸君、信友會は同工の要塞なり、吾人の權利を主張し吾人の人格を擁護せんと欲せば、須らく吾が信友會の鐵壁に據らざる可らず。吾が信友會は諸君の協力に依て、益々本壘を完全に築かんとするものである。

活版印刷工組合 信友會規則

綱領

一 技術ヲ研鑽シ地位ヲ向上スヘシ
一 福利ヲ增進シ地位ヲ向上スヘシ
一 品性ヲ陶冶シ地位ヲ向上スヘシ

規則

一、總則

第一條 本會ヲ信友會ト稱シ活版印刷從業者ヲ以テ組織ス
第二條 本會ハ本部ヲ東京ニ置キ支部ヲ地方ニ設ク
第三條 本會ハ本會綱領ニ則リ會員ノ相愛扶助ヲ旨トシ自覺ヲ喚起シ地位ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第四條 會員ハ會費トシテ每月金貳拾錢ヲ納付スルモノトス
但シ每月七日迄ニ納付スルモノトス
第五條 本會ニ納付シタル會費ハ退會其他如何ナル理由アルモ返還セサルモノトス

二、機關及其任務

第六條　本會ハ毎月一回機關雜誌ヲ發行ス
第七條　本會ニ會長（一名）ヲ置ク
第八條　本會ニ常務以トシテ會計（三名）、編輯（三名）、庶務（三名）ヲ置キ會員中ヨリ選擧ス但シ實費ヲ支給ス
第九條　本會ニ幹事長（一名）副幹事長（二名）ヲ置キ會員中ヨリ擧ク
第十條　本會ニ幹事若干名ヲ置キ各社各科十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選擧ス
第十一條　本會役員ハ任期ヲ一年トシ大會ニ於テ選擧ス但シ再選ヲ妨ケス
第十二條　會長ハ會ヲ代表シ會務ヲ總攬ス
第十三條　會計ハ一切ノ收支ヲ掌リ一切ノ責ニ任ス
第十四條　編輯ハ機關誌其他ノ編輯ヲ掌ルモノトス
第十五條　庶務ハ集金發送及ヒ其ノ他ノ會務ヲ掌ルモノトス
第十六條　幹事長ハ會長ヲ補佐シ幹事會ヲ統理シ會長事故アル時ハ其ノ代理ヲ爲スモノトス
第十七條　副幹事長ハ幹事長ヲ補佐シ幹事長事故アル時ハ其ノ代理ヲ爲スモノトス
第十八條　幹事ハ會員ヲ代表シ幹事會ニ出席シ決議ニ參加ス幹事事故アテ出席シ能ハサル時ハ會員中ヨリ代理ヲ派スルモノトス
第十九條　會員ハ幹事會ノ決議ニ服從スル義務アルモノトス
第二十條　本會ニ顧問協贊員ヲ置キ幹事會ノ決議ヲ經テ囑托又ハ推薦ス
第二十一條　顧問ハ本會ヨリ囑托スルモノトス
第二十二條　協贊員ハ會員ニ非スシテ本會ノ趣旨ヲ贊セルモノヲ推薦ス
第二十三條　本會ハ毎年一回春期ニ於テ大會ヲ開ク必要アル場合ハ幹事會ノ決議ヲ經テ臨時大會ヲ開クモノトス
第二十四條　本會ハ毎月一回幹事會ヲ開キ尙隨時講話會茶話會等ヲ開ク

第二十五條　大會及ヒ臨時大會ニ於テハ規則改訂其ノ他重要事項ノ決議ヲ爲スモノトス
第二十六條　幹事會ニ於テハ規則ノ範圍内ニ於ケル重要事項ノ決議ヲ爲スモノトス
第二十七條　大會及ヒ幹事會ニ於ケル決議ノ方法ハ過半數ヲ以テ決シ（委任狀ヲ含ム）賛否同數ノ場合ハ議長之ヲ決ス
第二十八條　大會ノ議長ハ會長之ニ任シ幹事會ノ議長ハ幹事長之ニ任ス但シ事故アルトキハ選擧ニヨリテ議長ヲ擧クルヲ得
第二十九條　大會ニ缺席シタルモノハ棄權者ト見做ス但シ出席者ニ委任狀ヲ交附スル事ヲ得

三、事　業

第三十條　會員ニシテ其雇主ト爭議ヲ生スル虞レアル時ハ豫メ本部ニ通知スヘシ本會ハ極力未然ニ防止スル方法ヲ講スルモノトス
第三十一條　會員ニシテ其雇主ト爭議ヲ生シタル時ハ直チニ本部ニ通知スヘシ本會ハ會員ヲ代表シテ其ノ衝ニ當ルモノトス
第三十二條　會員ニシテ其ノ雇主ト勤務年限其他重大ナル契約ヲナサントスル時ハ豫メ本部ニ通知スヘシ
第三十三條　會員ニシテ前條ノ手續ヲナサスシテ生シタル損害ニ對シテハ本會ハ其ノ責ヲ負ハサルモノトス
第三十四條　本會ハ營業者ノ需メニ應シ工員ノ雇傭ニ關スル斡旋仲介ヲナス
第三十五條　本會ハ適當ノ時機ニ於テ信用組合購買組合等ヲ設ケテ會員相互ノ經濟方法ヲ講スルモノトス
第三十六條　會員ニシテ左記ノ場合ニ該當スル時ハ左ノ弔慰金又ハ見舞金ヲ贈呈ス

一、死亡者　金二圓五十錢　一、疾病（休業一ヶ月毎）金一圓（三回ヲ以テ止ム）　一、出征　金一圓五十錢　一、入營（現役）金一圓

四、會　計

第三十七條　本會ノ收支決算ハ機關誌ニテ報告ス
第三十八條　本會ノ基本金ハ郵便貯金トス
第三十九條　毎月剩餘金ハ基本金ニ編入ス
第四十條　會員ハ何時ニテモ會計帳簿ヲ閲覽スル事ヲ得

五、雜　則

第四十一條　會費滯納三ヶ月以上ニ及フ者及ヒ所在不明二ヶ月以上ニ亘リ何等通告ナキモノハ共ニ退會者ト見做シテ除名ス
第四十二條　會員ニシテ會規ヲ紊リ會務ヲ妨ケ會ノ體面ヲ汚スモノハ幹事會ノ決議ヲ經テ除名ス
第四十三條　本會ニ入會セント欲スルモノハ何時ニテモ申込ム事ヲ得

大日本勞働總同盟友愛會

日本に於ける最大の勞働組合はと問はゞ何人も先づ友愛會に指を屈するであらう、同會の公表する處に據れば大正八年八月現在會員五萬餘人、支部總數百五十餘ヶ所で北海道及滿洲にも盛大なる支部を有してゐる。友愛會の創立は大正元年八月一日である。友愛會の創立の歷史を語らむとするには何としても鈴木文治氏個人を忘れては爲し得ない、鈴木氏は明治四十二年東大法科を出て、新聞記者となり、殊に下級勞働者の狀態の研究等に非常に興味を持ち、又深い同情を懷き、何とかして彼等を救濟し向上せしめんとする熱望に動かされてゐた。かくて或は立ちん坊に扮裝したり、土工に變裝したりして實地研究を怠らなかつた。明治四十四年の秋、從來關係の深かつた東京芝のユニテリアン教會の幹事となつて以來、毎月十五日牧師や知人と共に教會内に通俗講演會を催し、又一方人事相談部法律相談部を設けて、附近の勞働者との接觸の機會を多からしめた、斯くする事が益々鈴木氏に社會改造の必要、勞働者團結の必要を痛切に感せしめ、如何にして勞働組合を作らんかと云ふ事に腐心せしむるに至つた。斯くて約半歲以上を經、翌明治四十五年の半頃漸く少數の同志が出來、終に大正元年八月一日を期して同教會の圖書室内に十五人の勞働者を全會員とする友愛會は呱々の聲を擧げたのであつた。爾來賛助者も出來會員も多少宛增加して、大正元年十一月三日友愛會本部の名の下に『友愛新報』を發行した。第二號以來は『友愛新報社』發行として繼續した。斯くて綱領(今日のもの)會則等を發表した。此最初の會則は全部十五ヶ條項より成つてゐた。例會を毎月一日に開いた。そして顧問としては桑田熊藏博士、小河滋次郎博士を推し評議員には堀江博士、高野博士、武田芳三郎、

内藤濯、内ヶ崎作三郎、松尾淸太郎、五島子爵、安達憲忠、三並良閣一博士等を擧げた。會としての差當りの目的は勞働者敎育機關たる事であつた樣である。幸德事件は日本の社會主義運動並に勞働運動史上に於けるノアの洪水であつて、極めて僅少の種子が殘されたのみであつた。友愛會はかゝる大洪水の後を享けて微かに芽を擡げたのであつたが幸ひに大した官憲の迫害を受ける程急激に世人の耳目を惹くには至らなかつた。しかし、漸次に發展を續けてはゐた。大正二年の初めに今日の會章が制定され會旗も作られた。二年十月三十一日一週年紀念會が催された頃迄には會員數千三百五十を超え、貯金部、法律顧問部、醫療部、體育部、娛樂部、出版部等の事業を實行し初めた。紀念會後神田の靑年會館に勞働問題大講演會を開き、鈴木會長、平沼早大敎授堀江博士、高野博士安部敎授、神戶博士等が演壇に立つた。尙二年七月頃には日本蓄音機會社の勞働爭議を調停して友愛會としての最初の爭議記錄を留めた。大正三年四、五の二ヶ月間友愛會基本金募集を行つて六拾三圓餘を集めた、添田壽一博士が顧問となり、しばらく他處に在つた本部事務所は再び統一敎會内に戾つた。此頃歐洲戰亂は勃發して經濟界は非常に惡化して各地に勞働爭議が演ぜられた、中にも東京モスリン會社の不當解雇（男女工一千餘名を突然解雇した）反對の勞働爭議は悲劇中の悲劇であつたが鈴木氏が後ち調停に入つて多少の讓步を爲さしめ、友愛會の存在を大いに知らしめたりした。三年十一月より『友愛新報』を『勞働及產業』と改題し且會費を倍額の十錢として、其他友則を大いに修正し內部の充實を計つた、然れども、會費値上は一部の會員に反對者を生ぜしめ約二千名の會員が俄に一千五百名に減ずるが如き事もあつたが間もなく幸ひに反つて會員が反動的に增加し約三千に近づいた、一方會員の增加より會計が急激に增加し之と共に會計上の種々の缺陷も大となつたので、三年末には本部は會計上の大なる困難に遭つた、夫も有志の手に依つて危くも脫した。大正四年に入りて日米問題が非常に切迫して天下の問題となつた、此時ギユリツク博士等の勸說と澁澤、添田、安部氏等の決意に依つて日米親交の一助として日本の勞働團體代表者を米國に送る事となつて、鈴木氏に渡米を慫慂した、友愛會は緊急協議會を開いて、滿場一致之

を承認し、鈴木氏と共に吉松某の二名を會の代表者とし米國勞働大會に送る事となつた、六月一日友愛會主催全國勞働者大會を神田青年會館に催して滿場の同意を得六月十九日横濱を去つた。鈴木氏は五年一月四日多大の效果を奏して歸朝した、會長留守中會員數は六千五百より一萬一百餘に增し非常なる熱情を以つて會長を歡迎した。五年六月氣鋭の友愛會は婦人部を設け、機關紙『友愛婦人』を發行するに至つた。同年九月再鈴木氏を米國加州及全米勞働大會に出席せしむる事となり、會長は再び渡米して國際海員同盟大會にも出席して友愛會の存在を愈々世界的ならしめ、ゴンパース等をして友愛會五週年大會に參列すべきを言明せしむるに至つた、會長は六年一月歸朝した。會は益々發展して、六年二月濱田國太郎氏等の努力に依つて海員支部が生れた。夫のみならず北海道に、滿洲に、九州に、中國に、關西に、磐城地方に、奧州に至る處に支部が設立され、且つ五年より急激に增加の徵を示した勞働爭議數は益々增加し勞働問題を喧傳する聲は漸く高まつて來た、五週年大會は四月六、七、八の三日間東京本部で催されて、會則の修正や會長留任等を議決し殊に第三日は澁澤男邸に園遊會を開いた、然かも其後資本家側よりは漸く敵視さるゝに至り種々なる迫害を受け、一方焦慮せる急進的思想家側よりは勞働者を賣るの會として切りに中傷されたりして大いに問題視さるゝ迄に發展し、大正七年四月三日大阪市に第六週年大會を開いた、支部總數約百二十、會員三萬の大團體で、知事は大會に歡迎辭を送つたりした。同夜『社會政策講演會』の名を以つて紀念演說會を開いて大盛況裡に會を閉ぢた。同年末外務省邊りの肝煎りで鈴木會長はヴエルサイユに開かる可き萬國勞働大會に政府委員の顧問として出席する事となつた。此頃より關西方面に於ける友愛會の發展は目醒しい者で、賀川豐彥氏、高山藏三氏等の熱烈なる指導者も出て來て聯合會として統一ある訓練ある行動を採り初めた。殊に神戶聯合會は八月末より機關紙『新神戶』を發刊し、京、阪、神三都の聯絡を計り、大正八年に入りて一齊に『勞働組合公認』『治安法十七條撤廢』『普通選擧實施要求』等勇敢に又堂々と大旆を掲ぐるに至つた、演說に示威運動に漸く勞働運動は熱と力を得て來た。關東地方はやゝ後れて運動を開始し、治安法十七條撤廢の請願を議

會に出したりした、關西では『新神戸』を改題して『勞働者新聞』とし關西勞働同盟の成立と共に機關紙となつた。尙本部機關紙『勞働及産業』は九年一月より『勞働』と改めた。

八年九月の七週年大會後に於ける同會の會則、綱領、政綱は次の樣である。

綱　領

一、我等ハ公共ノ理想ニ從ヒ、識見ノ開發德性ノ涵養技術ノ進歩ヲ圖ランコトヲ期ス

二、我等ハ共同ノ力ニ依リ、着實ナル方法ヲ以テ、我等ノ地位ノ改善ヲ圖ランコトヲ期ス

三、我等ハ互ニ親睦シ、一致協力シテ相愛扶助ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期ス

政　綱

一、勞働非商品ノ原則二、勞働組合ノ自由三、幼年勞働ノ廢止（十四歳未滿者）四、最低賃銀制度ノ確立五、同質勞働ニ對スル男女平等賃銀制度ノ確立六、日曜日休日（一週一日ノ休養）七、八時間勞働及一週四十八時間制度八、夜業禁止九、婦人勞働監督官ヲ設クル事十、勞働保險ノ實施十一、爭議仲裁法ノ發布十二、失業防止十三、內外勞働者ノ同一待遇十四、勞働者住宅ヲ公營ニ改良ヲ計ル事十五、勞働賠償制度ノ確立十六、內職勞働ノ改善十七、契約勞働ノ廢止十八、普通選擧十九、治安警察法ノ改正二十、教育制度ノ民本化

會　則

第一章　名　稱

第一條　本會ハ大日本勞働總同盟友愛會ト稱シ本會カ其所屬團體ナルコトヲ承認セル日本全國ニ於ケル地方的勞働團體及各種同職組合ヲ以テ組織ス

第二章　目　的

第二條　本會ハ本會ノ綱領ニ基キ宣言ノ主旨竝ニ主張ノ條項ヲ貫徹スルコトヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲本部ニ左ノ各部ヲ置キ必要ナル各種事業ヲ行フ

庶務部、會計部、教育部、職業紹介部、法律部、調査部、出版部

各種事業ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三章　大　會（Convention）

第四條　本會ノ重要事項ヲ議スル爲會長ハ毎年一回前年大會ノ選定セル場所ニ於テ大會ヲ招集スヘシ但シ理事會ノ同意ヲ得タルトキハ大會ノ場所ハ之ヲ變更スルコトヲ得

第五條　大會ハ本則第九條ノ定ムル所ニ依リ全國各職業別團體及各支部ヨリ選出セラレタル代議員ヲ以テ組織ス但シ各職業別團體竝ニ支部ノ代表者及本部役員ハ選擧ヲ要セスシテ當然代議員タルノ資格ヲ有スルモノトス

第六條　大會ノ議長ハ會長之レニ任シ大會中各種會合ノ司會者タルモノトス

第七條　會長ハ大會ノ開會ト共ニ直チニ若干ノ大會委員ヲ任命シ左ノ各部ニ割當ツヘシ

（イ）代議員資格審査委員
（ロ）會計審査委員
（ハ）豫算委員
（ニ）決算委員
（ホ）法規委員
（ヘ）建議案委員
（ト）歡迎委員
其　他

第八條　大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル

時ハ議長ノ決スル所ニ依ル
若シ前項ノ決議方法ニ對シ出席代議員五分ノ一以上ノ異議アル時ハ各議員ハ其代表スル所屬同職團體若シクハ支部會員一名ニツキ一票ノ割合ヲ以テ投票權ヲ行使シ得ルモノトス。但シ會費滯納者ハ會員數ニ加ハラサルモノトス

第四章　代議員　(Representation)

第九條　各團體及支部ハ左ノ標準ニヨリ其所屬會員中ヨリ大會代議員ヲ選出スルコトヲ得
(イ)會費完納ノ會員五十名未滿ノ團體ハ一名
(ロ)會費完納會員五十名以上二百名未滿ノ團體ハ二名
(ハ)會費完納會員二百名以上五百名未滿ノ團體ハ三名
(ニ)會費完納ノ會員五百名以上千名未滿ノ團體ハ四名
(ホ)會費完納ノ會員千名以上二千名未滿ノ團體ハ五名
(ヘ)會費完納ノ會員二千名以上三千名未滿ノ團體ハ六名
(ト)會員完納ノ會員三千名以上ノ團體ハ七名
第十條　各團體及支部ハ大會前少クトモ二週間前ニ代議員ヲ選擧シ其姓名ヲ本部ニ通告スヘシ

第五章　理事會　(Executive Council)

第十一條　會長ハ本會ノ重要事項ニシテ緊急ヲ要スルモノト認メタル時又ハ三名以上ノ理事ヨリノ請求アリタル時ハ直チニ理事會又ハ常任理事會ヲ召集スヘシ
第十二條　會長ハ毎年一回大會ニ先キ立チ理事會ヲ召集シ大會ニ提出スヘキ事項ニ關シ協議ヲナスヘシ
第十三條　常任理事會ハ會長、副會長及七名ノ常任理事ヲ以テ組織シ理事會ハ會長副會長及二十二名ノ理事ヲ以テ組織ス
第十四條　理事會開催ノ場所ハ會長之レヲ定ム
第十五條　理事會ニ要スル費用ハ本部ノ負擔トス

第六章　役員　(Offiers)

第十六條　本會ノ役員ハ會長一名、副會長二名、理事二十二名（内常任理事七名)主事一名、會計一名ヨリ成リ毎年大會ニ於テ選擧ス
第十七條　會長ハ本會ヲ代表シ大會及理事會ノ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理ス
第十八條　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長缺員又ハ不在ノ時ハ之レヲ代理ス
第十九條　常任理事ハ關東三名、關西三名及海員部一名ノ割合ヲ以テ理事中ヨリ互選シ常任理事會ニ出席シ緊要事項ヲ協議ス
第二十條　理事ハ關東八名、關西八名、海員部四名及婦人部二名ノ割合ヲ以テ代議中ヨリ選擧シ理事會ニ出席シ緊急重要事項ヲ協議ス
第二十一條　主事ハ會長ノ指示ヲ受ケ會務ヲ處理ス
第二十二條　會計ハ會長ノ指示ヲ受ケ本會ノ金錢出納ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス

第七章　支部　(Branch)

第二十三條　本會所屬ノ職業團體又ハ支部タラントスルニハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ必要トス
一、本會ノ主義綱領及會則ヲ遵守スルコトヲ誓約セル五十人以上ノ勞力生活者ヲ以テ組織セル團體タルコト
二、毎月定額ノ本部費ヲ納付スルノ外大會及理事會ノ決議セル臨時費ヲ負擔シ且ツ將來脫退シ又ハ退脫セシメラルルコトアルモ財產上何等ノ請求ヲナササルコトヲ誓約セル團體タル事
三、本會ノ承認ヲ經ルコト
第二十四條　本會所屬團體又ハ支部タルコトヲ承認セラレタル團體ハ最初ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス
一、其團體ノ名稱ノ冠頭ニ本會ノ名稱ヲ用ヒ其團體員ハ凡テ本會ノ徽章ヲ佩用シ得ルコト
二、本則第九條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ派遣シ得ルコト
三、其團體員ハ本會ノ主催ニカヽル各種ノ會合ニ出席シ得ルコ

ト
四、其團體員ハ本會ノ名ニ於テ行ハルル各種事業ニ對シ事業細則ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト

第二十五條　本會ハ一旦本會所屬團體又ハ支部タルコトヲ承認シタル後ト雖モ其團體ニシテ本會ノ存立ノ精神ニ違反シ又ハ本會ニ對スル義務ヲ履行セサル時ハ之レヲ脫退セシムルコトヲ得

第八章　聯合會及同盟會

第二十六條　本會所屬ノ各支部團體ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ特ニ同盟ヲ組織スルノ必要アル時ハ聯合會又ハ同盟會ヲ組織スルコトヲ得

第二十七條　聯合會ノ組織ニハ會長ノ承認ヲ要シ同盟會ノ組織ニハ理事會ノ承認ヲ必要トス

第九章　會　計　(Treasure)

第二十八條　本會ノ經費ハ本會所屬ノ各團體ニ於テ負擔シ本會會計之レヲ管理ス

第二十九條　本會ノ收入支出ハ豫算ヲ以テ豫メ毎年大會ノ承認ヲ經ルヲ要シ決算ハ大會ノ審査ヲ受ケタル上直チニ之ヲ公表スヘシ

第十章　補　則

第三十條　本則ハ大正八年九月三日ヨリ之ヲ執行シ大會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ之ヲ變更スルヲ得ス但シ會長ハ緊急ノ必要アリト認ムル時ハ理事會ノ同意ヲ得テ之ヲ適當ニ處置スルコトヲ得

大阪中央製綿會社中央親友會

大阪中央製綿株式會社内の勞働組合として中央親友會と云ふのが在る、創立は明治四十四年十月現在會員數約三十餘名、目的は會員相互の親睦救濟である。

北風會

北風倶樂部は數年前より存在してゐる。元と社會主義者故渡邊某氏が發起となりて目醒めた一部の勞働者等を集めて談論の倶樂部として、現今でも主として各勞働團體の指導的地位にゐる勞働者と少壯の社會主義者等が出入してゐる、會員は約五十名と云ふ。秋田久太郎、中村還一氏等の大杉一派が之に據つてゐる。本年九月東京勞働運動同盟會と名付けたが依然北風倶樂部で通つてゐる。場所は小石川指ケ谷町九二。

大阪石工平和會の成立

大正五年夏頃大阪に石工平和會なるものが設立された。會則の主なるものは左の如くである。

第一條　本會ハ同業者ノ幸福ヲ增進シ誠實ヲ以テ需用者ノ便益ヲ圖リ斯業ノ發展ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ左ノ有資格者ヲ以テ之ヲ組織ス

一、大阪市內在住ノ石工タル事但シ接續町村ノ在住者及尼ケ崎池田住吉支部管內ノ在住者

二、會則ヲ遵守スル事ヲ承認シタル事

三、前二項ヲ證認シテ入會ヲ承諾シタルモノ

第一七條　會員ハ左ノ各項ヲ遵守スル義務アルモノトス

一、平素言語動作ヲ愼ミ他人ニ迷惑ヲ懸ケ或ハ惡感ヲ懷カシムル行ヲ爲ササル事

二、賭場ニ出入シ或ハ風俗ヲ害スル行ヲ爲ササル事
三、會員ハ常ニ親密ヲ保持スル事
四、同業者ノ先着シタル工事ハ本人ノ承諾アルニ非サレハ決シテ工事ニ着手セサルハ勿論先着ノ障碍トナルヘキ行ヲ爲ササル事
五、需用者ニ迷惑ヲ蒙ラシメサル樣常ニ注意スル事
六、會員中本則ヲ遵守セサル者ヲ發見シタル時ハ懇篤ニ注意ヲ促シ尙改ヲザル時ハ會長又ハ組長、取締、小頭ニ申告スル事
七、他人ノ開設セル諸興行場ニ無料入場シ又ハ引札、摺物、手拭等ヲ配布セサル事
八、會員徽章ハ各自常ニ所持スル事
九、本會ノ經費負擔ヲ滯納セサル事
十、會員ニシテ病氣及歸國又ハ組合ノ外地方ニ於テ就業セントスル時ハ其ノ旨屆出ヘシ
十一、會員ニシテ何等屆出ナク本會經費ノ負擔ヲ滯納シタル者ハ滯納ノ月ニ遡リ全部徴收ス

長崎三菱造船所船體課三笑會

長崎三菱造船所船體課には以前より三笑會なる職工團體がある。しかし技師、職工長、組長等を主としてゐる故に正式な組合ではない。

石工共和會

京都市石工の團體に共和會なる舊式の職工團體がある。之に對して石材同業者の聖德會なるものが在る。

東京石工組合

東京の石工組合は純然たる職工組合ではなく、親方をも交えた會であるが數年前より存續して組合員約二千餘と云ふ。

京都金箔業從業者の諸團體

京都金箔業從業者間には現在左記の諸團體がある、

一、互親會、所謂資本家に相等する、製造原料及工賃を下請業者に支給して金箔を製造せしめ、其生産物を商ふ問屋業者の團體である。現在團體員十三名、此會に屬せない獨立の問屋京都伏見に約三軒である。
二、協同會、互親會々員より卽ち問屋側より原料の支給を受けて職工を雇傭し自分も製箔に從事する下請業者の團體である。會員九十三名、外に會員外の者數名。
三、互親會商工委員會。商、工二部より成り各互親會員を商部委員とし、工部委員は各互親會員の下店(協同會員)中より十戶毎に一名宛問屋側之を推薦したるものにて、一問屋の下に三名以上を推薦せしめない。本委員會の決議は更に互親會の一致の承認を必要とする。
四、職工團、大正七年八月同盟罷業を企つる爲めに職工有志の發起に依り大部分の職工を包含する純然たる製箔勞働者の團體である。反盟者監視人を備へてゐる。
五、友愛會京都箔友支部、協同會員の過半と職工團員の殆ど全部より成り、大正八年六月下旬成立したるものである。

尙職工總數は約百三十名、徒弟四五十名女工不定、

（妻君や娘などを手傳はせるもの故）で殆ど全部加賀人である。

商船會社司厨部員の組合、商船同志會

大阪商船株式會社船舶乘組司厨部員の組合として、商船同志會あり、本部を神戸市榮町六丁目六番地六榮館内に置き加藤藤吉氏會長として活動してゐる。創立は大正七年初めである。會員數約七百餘名。同會の事業及綱領は大樣次の如くである。

一、會員相互の親睦一致を圖り職業上の安全福利を擁護し、向上發展と名譽品格の保持を圖る。
一、着實の方法を以つて地位改善、識見德性の涵養技術の進歩を圖り協力一致相愛扶助以つて目的貫徹を期す、

事業としては、就職紹介權利擁護、家族援助、會報發行と別に金融部を設けて利率月二分、一口五十圓以内、連帶債務二人以上、六ヶ月以内等の條件で融通し、尚休養所を設け一日賄費共五十錢見當で會員の保養の便を計つてゐる。

會員は毎月拾錢司厨部員に限り、入會に際して一定出資金として拾圓を納むる義務を有してゐる。雜誌『會報』を繼續發行してゐる。五月以來賃銀問題で會員の爲會社側と交渉をなした。

勞働同盟會

二月一日勞働同盟會なるものが組織され東京蠣殼町相互倶樂部に大會を開いた。發起人中には山口正憲氏、黒瀬春吉氏等は云ふ。

『今回議會に於て政府は勞働組合を自然の發達に任して壓迫せぬと言明して居るから、自治團體としての勞働組合を組織するの機運が來たものと信じ、其指導機關として勞働同盟會を組織し純然たる經濟的團體として勞働者教育等を目的として勞働者の地位の向上及能率の増進に努める。』云々

其後本會は主として時計工を會員とする方針を取り、同盟會第一次の事業として時計工組合を作る事となり、五月二十八日龜戸長樂館で其發會式を擧げた。發會式と同時に一日八時間勞働制の採用、請負工賃二割増加の件を決議し、之を資本家に要求する事とした。而して最初精工舍に對して其要求を提出したが爭議は見事失敗に終り組合はつぶれ會も有や無やになつてしまつた。

大阪商工青年團の設立

二月十一日午後七時より大阪中央公會堂に於て大阪

商工青年團設立の演説會が開かれた。設立の主旨は從來商家の雇主が高壓的に丁稚を束縛して居る故、此大阪特有の丁稚制度の弊風を改め、店員と雇主との關係を一層向上せしめる爲自發的に店員自ら團體を組織し、舊來の雇主並びに店員の自覺を促すと云ふのである。來會する者五百餘名、多數は丁稚店員であつて、開會の辭に次ぎ各商店々員より丁稚解放、月給制度等に關する意見が述べられた。同會々則の主たるものは次の如くである。

第三條　本團ハ雇傭關係ニ伴フ弊害ノ徹廢ヲ期シ商工業從業員ノ反省向上ヲ計ルト共ニ雇主ノ覺醒ヲ促カシ以テ我國商工業ノ健全ナル發達ニ努ム

第四條　本團ハ本團ノ趣旨ニ賛成スル者ヲ以テ組織ス團員ヲ分チテ名譽團員及正團員ノ二種トス

一、名譽團員ハ一時金十圓以上ノ寄附ヲナシタル者若シクハ幹事ノ推薦ニ依ル者

第五條　本團ノ維持費ハ團員ノ團費及有志ノ寄附金ヲ以テ主トス

本團正團員ハ毎月團費金十錢ヲ納ムルコト

第六條　本團ハ毎月少クトモ一回集會ヲ催シ亦ハ機關印刷物ヲ發行シ團員修養及本團ノ趣旨宣傳ニ努ムルコト

大阪ショフワー交友會

二月二十三日大阪市內及び附近の自働車從業員等の統一と相互の有益を保護增進するを目的として、大阪ショフワー交友會は創立された。九月初めの會員數二百五十名である。同會は自働車運轉士助手、自働車操縱に趣味を有する者を以て組織する者であつて正會員は自働車運轉士助手に限つてゐる。

勞働組合の設立を願出づ

三月十五日石井亮、塚田作藏兩氏主催となり、勞働組合設立を警視總監に願出でた。而して其趣意書を一部の智識階級者へ送つて賛成を望んだ。塚田氏は印刷屋の主人にて、石井氏は其友人である。其主旨は大様左の如くである。

一、毎月會費を徴收して會員の自助共濟に依り地位の向上と生活改善を計る。

二、勞働者の間に智識階級者を介在せしめて勞働者の智力德育の涵養に努める。

三、各地の勞働組合勞働者の團體等と聯盟して勞働者の利害問題に就いて代表者を集めて眞の要求と眞の解決を得んと欲す。

四、資本主を壓迫する樣な考へは毛頭ない。

友愛會關西勞働同盟會

三月中旬來、京阪神聯合會にて準備を急ぎつゝ在りし、友愛會關西勞働同盟會は四月十三日午後一時より大阪市外豐崎町相生館に於て創立大會を開催した。會

長副會長等は勿論、大多數の役員を純筋肉勞働者側より選出した。第一期の會長は木村錠吉(川崎造船職工)副會長成瀨善三(住友伸銅職工 井上末次郎(奥村電機職工)兩氏、理事長賀川豐彦等である。同日午後七時より同所にて、北澤新次郎、久留弘三、賀川豐彦氏等の講演を開催した。會員總數神戸五千餘、大阪三千餘、京都一千餘の約一萬である。同會の會則の主たるものは大樣左の如くである。

友愛會關西勞働同盟會々則

第一章 總則

第一條 本會ハ京都、大阪、神戸ニ於ケル三友愛會聯合會ヲ以テ組織ス

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ友愛會ノ主義綱領ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、講演 二、出版 三、職業紹介 四、共濟扶助
五、法律顧問 六、勞働條件調査及標準維持 七、其他會員ノ福祉增進ニ必要ナル諸事業

第三章 機關

第五條 本會ノ機關ヲ分チテ左ノ二種トス

(一)大會 (二)理事會

(一)大會ハ本會役員並ニ三聯合會所屬各所屬各支部選出代表者(會員五十名ニ就キ一名但シ五十名以下ノ支部ニ在リテハ一名)ヲ以テ組織シ毎年一回同盟會々長之ヲ召集シ本會ノ重要事項ヲ協議ス大會ノ議長ハ會長之レニ任シ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長之レヲ採決ス但シ理事會ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時ニ大會ヲ召集スル事ヲ得

(二)理事會ハ會長副會長及理事ヲ以テ組織シ理事長之ヲ召集シ大會ノ決議事項ヲ執行ス但シ緊急必要ト認メタル事項アル時ハ大會ノ決議ヲ待タスシテ執行シ大會ニ於テ事後承諾ヲ得ルヲ要ス理事會ノ一切ノ行爲ニ關シテハ理事連帶ヲ以テ其責ニ任ス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

(一)同盟會々長一名 (二)同盟會副會長二名 (三)理事長一名
(四)理事若干名 (五)總務一名 (六)會計一名
(七)會計檢査役一名

(一)同盟會々長及副會長ハ大會ノ選擧ニ依リ勞働者出身ヲ以テ之レニ充ツ會長ハ本會ヲ統理ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長不在ノ時ハ年長ノ者之レニ代理ス

(二)理事ハ各聯合會ヨリ選任シ但ス理事及理事會ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム理事長ハ理事中ヨリ互選ス

(三)總務ハ理事會ノ推薦ヲ受ケ友愛會々長ノ承認ヲ經タル者ニシテ會務ヲ處理ス

(四)會計ハ本會ノ會計事務ヲ掌ルモノトス

(五)會計檢査役ハ理事中ヨリ互選シ本會ノ會計ヲ監督審査スルモノトス

第七條 總務及會計ハ之レヲ有給トシ役員ノ任期ハ各一ヶ年トス但シ重任ヲ妨ケス

第四章 會計

第八條 本會ノ經費ハ各聯合會ヨリ會員數ニ比例シテ之レヲ徵集シ其金額ハ大會ニ於テ之レヲ定ム

第九條 本會ノ豫算及決算ハ大會ノ承認ヲ得ル事ヲ要シ且ツ其會計狀況ヲ理事會ニ報告スルヲ要ス但シ緊急支出ハ此ノ限リニアラス

四月二十日午後六時半より大阪中之島公會堂にて創立紀念講演會を開催し、同日神戸聯合會員約三百名は

奈良に遠足を爲し、其歸途梅田に下車し出迎への大阪の會員と合して、勞働の歌を高唱し示威運動を試みつつ公會堂に入つた。宣言書朗讀の後各氏交々熱辯を振ひ十一時過成功を以て終つた。聽衆二千五百餘宣言書は次の如くである。

宣言

我等は生産者である、創造者である、勞作者である、我等は鑄物師である。我等は世界を鑄直すのだ。又我等は鐵槌を持つて居る。我等に内住する聖き理想と、正義と、愛と、信仰の祝福に添はざるものがあれば、我等はその地金がさめざる中に、その槌を打ちおろすのだ。我等は意志と、筋肉と、鐵槌と鞴を持つて居る。我等は内住の理想を持つて宇宙を改造することが出來る。騷ぐな人々よ、外國電報の神經衰弱にかゝるな、冷靜にそして的確に我等が打ちおろす鐵槌の跡を見よ、生産者の道は建設と創造にあるのだ。

我等はこの精神を持つて如斯宣言す。勞力は一個の商品でないと。資本主義文化は賃銀鐵則と、機械の壓迫により、勞働者を一個の商品として、社會の最下層に沈淪させてしまつた。故に我等は勞働組合の自由と、生活權と勞働權と、集合契約權と、正義に基く同盟罷業の權利を主張し、治安警察法第十七條の撤廢と現行工場法の改正を要求す。

我等は八時間勞働制の採用と、最低賃銀の制定を凡ての勞働組織に要求す。卽ち工場作業にも、家庭に於ける内職作業に對しても同樣に、最低賃銀の制定を要求するのである。殊に今日勞働者の家庭に行はれつゝある内職工業なるものはその悲慘言語に絕して居る。我等は速かにその改良を要望す。

我等は勞働者の災害に際する賠償法の制定と、勞働者に對する廢疾、災害、失業、疾病養老保險の確定を要求す。又工場の民主的組織と、その立憲的經營を當然の要求と信ずるものである。我等はかくして資本主義文化の疾患である恐慌と失業に備へ、勞働市場の惡風を打破し、勞力の掠奪者と、中間商人の橫暴を排し、勞働者自身が欺かれて、契約勞働の苦役につきつゝある今日の慘狀より自らを救濟せんとするのである。

更に、我等は日本に於ける工業界の特殊現象として、工場内に於ける女子の勤勞の多大なるを思ふが故に、同一勞働に從事する男女勞働者の同一賃銀を要求し、彼等の苦惱の削減せられんことを祈る。

我等はまた日本の都市に於ける今日の勞働者の住宅は全く人間の住むに適せざることを聲明し、その住宅の改良を世界に訴へんとす。又我等は勞働者自身の向上の爲めに補習教育、徒弟教育、また勞働者の社會教育を普及せん爲めに、政府當局が適當なる設置をせられんことを希望し、將來は勞働者の子弟と雖も、資本家の子弟の如く經濟的束縛なくして、自由に大學に入學し得る設備の與へられんことを要求す。

斯の如き要求は、生産者がなす可き正當の權で有つて我等が、一個の人格であり、自主である以上、決して市場に於ける一商品で無いと世界に向つて告ぐるに必要なる條件である。

我等は決して成功を急ぐものでない、我等は凡ての革命と暴動と煽動過激主義思想を否定す。我等はただ自巳の生産的能力を理性に信賴して、確乎なる建設と創造の道を歩まんとするものである時代は變るであらう、流行を追ふことの好きな日本人は昨日は帝國主義を迭り、今日はデモクラシーを迎へ、明日はまた人種的偏見に煩はされて、我等勞働者の自覺に一顧だに與へ無いであらう。然し我等は既に一歩を踏み出した。この道は決して變るものでは無い。我等は生産者の外に世界に文明を敎へ得るものゝ無いことを知つて居るから消費階級の遊戲的文明と、それによる此度の破産を嗤ひ、凡ての迷妄と破壞に反對し戰後に於ける世界の改造と建設はただ我等生産者のみによつて爲し得べきこと、とかくして叡智の太陽を仰ぐ日

の近きを世界に宣言するものである。

大正八年四月二十日

京都ヴォルガ倶樂部

友愛會京都聯合會員中の年少氣鋭の者を訓練して將來有爲なる勞働指導者を養成する目的で八年四月中旬ヴォルガ倶樂部規約なるものが出來た委員として高山義三、三木輝三、井上米次郎、東忠續、堀田康一選ばれ嚴重なる宣誓の上約十五名の十八歳以上二十五歳位の青年勞働者は倶樂部員となつた以後、主として社會奉仕の如き心持を要求された。其後東忠續氏を中心として約六名の會員が合宿を初めた。爾來幾多の困苦を排して發展し、東氏以外の人々は皆京都を去つたのでヴォルガ團の名の下に友愛會とは稍離れた會となつてゐた。會員は切りに革命的氣分を謳歌して、終に十二月初旬看板だけ警察の注意で外したが、內容は益々隆盛となつて行つた。東氏は熱烈なる戰士で友愛會關西勞働同盟の猛虎と呼ばれてゐる位であるが團員中には大した戰士が居ない。

帝國勞働協會の設立

大正七年十一月横山三郎氏主唱者となり、大阪に於て從來勞働組合勞働に盡力して居た人々を糾合して、勞働資本兩階級を調和するの目的で帝國勞働協會なるものを設くる事となり、八年一月四日大阪市南區南陽館に於て發起人會を開き發起人六十餘名集合の上左の如き綱領を可決して愈々其設立を決定した。

第一條　本協會ハ勞働者ノ智德ヲ高メ國民ノ分限ニ基ク自治自衞ノ精神ヲ養ヒ開物成務以テ國家産業是ノ確立發展ヲ期ス

第二條　本協會ハ本協會ノ主義綱領ヲ遵奉スル帝國臣民ノ男女ニシテ滿十六歳以上ノ者ヲ以テ會員ノ有資格者トス

第三條　本協會ノ本部ヲ大阪市ニ置キ札幌仙臺東京名古屋大阪廣島福岡ノ七箇所ニ支協會ヲ其他必要ノ箇所ニ分協會ヲ、設置ス

第四條　本協會ノ起業資金並ニ經費ハ會員ノ醵出金ニ據ル

第五條　本協會ノ收支計算期ハ毎年十二月末トシ之ヲ全會員ニ公告ス

第六條　本協會ノ遂行セントスル事業ノ種目左ノ如シ

一施療院ノ建設　一職工徒弟學校ノ建設　一勞働會館ノ建築

一機關新聞紙ノ發行　一勞働工業博覽會ノ開設

第七條　施療院ハ本協會々員又ハ會員ノ紹介ニ係ル疾患者ヲ施療ス

第八條　職工徒弟學校ハ都市實業敎育ノ補習機關トシテ設立ス

第九條　勞働會館ハ本協會員ノ修養及ヒ娛樂ニ資シ其他本協會員ノ會合ニスルモノトス

第十條　本協會ノ主義綱領及目的ノ普及宣傳ヲ圖リ併セテ會員相互ノ通信機關トシテ日刊新聞紙ヲ發行ス

第十一條　勞働工業博覽會ハ適當ノ時期ニ於テ大阪東京其他支協會所在地ノ各種會社工場從業者ノ製作ニ係ル生産品ヲ其會社工場當

業者ト協議シテ出陳セシメ勞働工業ノ奬勵發達ニ資スルモノトス
第十二條　第七條以下第十一條迄ノ本協會事業ノ施設ニ關シテハ規則又ハ會則細則ヲ以テ定ム

尙同時に同會の事業の遂行上總務局、起業局、審理局經理局、人事局、調査局、救濟局、紹介局、購買局、講演局、保險局金融局、等を設ける事を決定し、同會の目的及事業宣傳の爲『大大阪』なる日刊新聞を發行する事となつた。此樣にして非常なる意氣込みで以て茲に帝國勞働協會は設立し、鈴木梅四郎氏を總裁に仰ぎ、四月三日大阪中央公會堂に發會式を開き、之より會員の大募集に着手する手筈となつた。然るに恰も此四月三日が同會に取り一大頓挫を來たす日となり同會は發會式の最中百方の非難を浴び遂に此日を以て解散するの止むなきに至つた。其事情は同會が元來發起人會を開き幹事長の任期に定めがなかつたので之れが問題となり、此點に就て議論あり發起人の一人たる堂前孫三郎は『幹事長に任期を附せざれば勢ひ專橫に流るる嫌あり、故に是は一ケ年を以て相當と思ふ』旨を述べたが之に對して當時座長であつた安樂氏は『幹事長の手腕が協議の發達に大關係を有するは勿論である、故に一ケ年位の短期では何事も出來ない、斯樣にしては協會將來の爲にも大不利益である故、任期を附するとせば三ケ年を相當と思ふ』と答へ、又更に橫山氏は之に對して『幹事長が無任期ならば專橫に流れるとの事であるが、若し專橫に流れ弊害ありとした場合には如何彼の御親任の國務大臣でも任期はないが、若し與論が辭職を必要とするときは之をして辭職せしめ得るではないか。況んや本協會の如きにては會員の信望を缺き弊害ありと認められた場合は就任三日にしてやめさすも差支なく、若し又誠心誠意本協議の爲に身命を賭して盡すものならば無任期も決して差支ないと思ふ』と答へた。然るに其後同協會の事業、殊に「大大阪」の工業上の事に關し發起人中追々橫山氏の專斷に不滿足なる人々生じ、同協議內に一大改造の必要を呼んで居た丁度此樣な機運に向ふて居た時が四月三日の發會式の前後であつた故發會式には發起人中から强烈なる反對演說より荻野范平氏等の質問非難に逢ふて同協會は茲に一先づ散解の止むなきに至つた。

皇國力行靑年團の組織

大阪市內に於ける屋外勞働者の救濟保護は各方面の

人々から度々力說せられたが其中心たるべき屋外勞働者(鮟鱇、仲仕、其他自由勞働者)に何等の自覺と努力の見るべきものがなかつたもので何時でも話は立消となる傾きがあつた。然し工場法の適用なき此不安定なる職業從業者の生活の安定を計らふとするの氣運は次第に熟して西區九條に朝日橋人夫勞働組合なるものが出來又其他にも同樣のもの少々出來たが、此等は大抵官憲の保護の下に立ち、警察的色彩のあるのを免れ得なかつた。それ故此等屋外勞働者の組合も亦勞働者の自覺によつて組織し勞働者の自助的精神によつて其存立を遂げしめ勞働者の勞働組合を設立せしめなければならぬとの議起り、奥野貫、島原伊助氏等主唱者となり自助會なる屋外勞働者の組合を作る事となり、五月一日其發會式を大阪砲兵工廠正門前廣場に開いた。然るに同會の會員中會の組織改造を呼ぶ者生じ、會としての實際的主張を高調するの要ありとして遂に自助會を變じて皇國力行靑年團なるものを設立した。同團は准機關紙として勞働新聞(旬刊)を發行し、勞働會館の建設を最初に絶叫する事となつた。同團綱領の主たるものは左の如くである。

第一章　通　則

第一條　本團ハ御詔勅ノ精神ヲ體得シ立國ノ大義ヲ闡明スルト倶ニ團員相互ノ修交ヲ敦親ニシ、精神ノ修養、人格ノ向上、技藝ノ練磨、特能ノ發揚、智德ノ研鑽、惡弊ノ矯正ニ努メ健全ナル國民善良ナル公民タルノ修養ヲ涵積シ其實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第二條　本團ハ皇國力行靑年團ト稱シ事務所ヲ大阪市東區東高津南町修養學館內ニ置ク

但シ必要ニ應シ各地ニ支部ヲ設置スルコトアルヘシ

第三條　本團ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、學術補習敎育及各種勞働練習ニ關スル施設
二、勞働保護獎勵ニ關スル施設
三、修養講演會並ニ勞働競技會ノ開催
四、公益ニ關スル事業
五、機關誌ノ發行
六、會館ノ建設(附修養並ニ娛樂機關及合宿所ノ施設)

東京に新人セルロイド職工組合生る

五月中旬東京帝國大學などの小壯家の會合である新人會の連中が後援の下に、東京本所永峰セルロイド工場の職工が作つて居た古い歷史ある小さい職工組合が擴張され新人セルロイド職工組合なるものが組織された。同會の幹部は萩澤義夫渡邊政之輔氏等であつたが其後の會發展支部の增設等につき會員中幹部に反感を

持つ者を生じ菴澤氏等は辭職した。其爲會員も大に減少し目下は永峰工場の職工丈に限られてる樣である。
同組合の規約、目的及事業の主たるものは大凡左の如くである。

二、本組合ハセルロイド職工ヲ以テ組織ス
三、本組合ハ人類共濟ノ精神ニ基キ組合員ノ生活ノ安固、人格ノ向上ヲ計ルヲ以テ其ノ目的トス
四、本組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ適當ト認ムル各種ノ實際的施設ヲナス

(一)共濟事業　吾々ガ若モ現在ノ樣ナ苦シイ生活ニ於テ一朝病氣トカ災害トカニ出逢タ場合ハ實ニ困難シナケレバナラム。
(二)購買組合　諸物價ハ益々高クナル從ツテ吾々勞働者ノ生活ハ益ス不安ニ陷ル此際少シテモ安イ物ヲ得ナケレバナラム。
(三)職業紹介　吾々ノ生活ハ工場主ニ支配セラレテ居ル其死活ハ一ニ工場主ノ掌中ニアル、一朝不幸ニシテ解傭セラレタ場合ハ其日ヨリ路頭ニ迷ハナケレバナラム。
(四)自由法律相談所　吾々ハ法律ノ知識カ無ク爲メニ常ニ當然要求スヘキモノヲ要求セスニ自ラ不合理ヲ忍ムテ居ナケレバナラナカツタ
(五)爭議調停　工場主ト吾々ト利害ノ一致セサル場合何ウシテモ爭ハ免レヌ然シ吾々ノ力ハ微弱デアツタ爲メニ常ニ不利益ヲ蒙テ來タ。
(六)倶樂部　吾々ハ過勞ノ爲メニ精力ヲ消耗スル故ニ心身ノ慰勞ヲ求メナケレバナラナイト共ニ相互ノ親睦ヲモ計ラネバナラム。

右の樣な諸問題は現在の勞働者間に於て隨分重大な事柄となつて來た。吾々は此等の諸問題を解決する爲に奮起しなければならぬ。然し從來とても多の人が手を付けたそして失敗の苦い經驗を持つた。それは何故失敗したのであるか。一言にして盡せば個々別々な運動を續けた爲めである。歐米諸國に於ては組合を設立して其の目的を達することが出來た。吾々日本の勞働者も此の儘では外國に對しても恥しい。組合の必要は時代と共に益々必要になつて來た。
本組合は右に擧げた諸問題を解決し勞働者の社會上の地位を高むる爲めに此の際諸君の加入を切に希望して止まない吾々は諸君と共に協同して諸君の問題を解決せむとするに躊躇しない。諸君も心を開いて組合に加入せられむことを乞ふ。

大阪鐵工組合の設立

大正八年五月十八日大阪中之島中央公會堂に於て大阪鐵工組合の發會式が行はれた。本組合が起きた事情は本年四月三日帝國勞働協會が果敢無き最後を遂げたので、之を其まゝ捨てゝしまへば折角起きかけた勞働運動が又々萎縮してしまふ虞れがある、その心配が舊協會の發起人にして且つ舊協會に飽足らなかつた人々の間に起り、それと同時に舊協會の發起贊成人(資本家の人)中にも目下勞働問題日に盛んに論議される折柄此際勞働組合を作るが勞資兩方側に便利であるとの考へを持つ人出で、大阪工業會の長谷川柳太郎片岡安氏等顧問役となり大阪西區安治川の汽車製造會社の職工を中心として大阪鐵工組合なるものを作るの議進み、

金子忠吉氏の斡旋により堂前孫三郎氏坂本孝三郎氏等大に盡力し遂に五月十八日其發會式を擧げ左の如き綱領及規約を決議した。

大阪鐵工組合綱領

一、我等ハ愛國精神ニ基キ國體國狀ニ適合シタル理想的職工組合ヲ組織シ以テ勞働問題ノ根本的解決ヲ圖ラン事ヲ期ス

一、我等ハ勞資双互ノ理解ニ基ク協調一致ノ力ニ依リ我國產業ノ發達ヲ圖ランコトヲ期ス

一、我等ハ自治的精神ノ開發、常識ノ涵養及技術ノ進步ヲ圖リ以テ我國工業界ノ革新ニ貢献センコトヲ期ス

大阪鐵工組合規約

第一章　目的及組織

第一條　本組合ハ本組合ノ主義綱領ノ精神ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス。

第二條　本組合ハ本規約ヲ遵守スル鐵工及之ニ附隨スル勞働者ヲ以テ組織ス。

第三條　本組合ノ資金及ヒ經費ハ組合員ノ醵出金ニ據ル。

第四條　本組合ノ收支計算ハ毎年末是レヲ公告ス。

第二章　事　業

第五條　本組合ニ於テ直チニ實行スベキ事業左ノ如シ。

一共濟部　一出版部　一法律部　一講演部　一技術部　一紹介部

共濟部　本組合ハ當分各支部ニ於テ自治的ニ共濟部ヲ設立セシメ必要ニ應シ本部ヨリ援助或ハ指導ヲナスモノトス而シテ其規約ハ同部員ニ於テ之レヲ定メ本部ノ承認ヲ經ヘキモノトス。

出版部　毎月一回機關紙ヲ發刊シ組合員一同ニ頒ツ

技術部　技術顧問ヲ置キ組合員ノ質疑ニ應答ヲナシ技術練磨ノ方法トシテ漸次見學旅行ヲ實行ス。

法律部　法律ニ關スル顧問トナリ組合員ノ權利ヲ擁護ス

紹介部　組合員ノ失業者アル時ハ其依頼ニヨリ就職ヲ斡旋ス。

第六條　本組合ニ於テ漸次實行セントスル事業左ノ如シ。

一購買組合ノ完成　一組合病院ノ設立　一勞働會館ノ建設　一勞働保險ノ確立

此樣に成立した大阪鐵工組合は其後會員の增加に伴ひて、各所に支部を設け、其機關として「大阪鐵工組合機關紙」なる月刊の印刷物を發行し、次で七月二十日には大阪職工組合との合併の議成り、大阪に於ける有力なる一勞働團體として其基礎を固めた。其後本組合は其名稱を改め、日本鐵工組合と號せんとしたが矢張り大阪を中心として生れた組合なる故大阪なる名に執着する人多く、往く往くは日本の鐵工全部を抱合するものとして職工總同盟日本鐵工組合と稱し其一部として大阪鐵工組合なるものを置く事とするが差當りは矢張大阪鐵工組合なる名を用ゆる事とした。而して此鐵工組合は大阪各地の鐵工所に其支部を置き、支部は各地方別とせず、各工場別として工場毎に置く方針を採つた。是れ本年秋頃から床次內相の縱斷組合云云が高調せられた爲、其縱斷組合法制定の場合の準備と察せらる。尚本組合は國際勞働會議に勞働顧問となつた幹事堂前氏が組合の意志に反して顧問を承諾した故茲

に組合員は組合刷新の要求を提出し、遂に組合は堂前氏を除名し次で堂前氏を顧問たらしむべく慫慂した組合の顧問長谷川氏を辭任せしめた。其爲長谷川氏の勢力の下に鐵工組合と合併した舊職工組合は遂に十月始め鐵工組合と分離するに到つた。目下本組合の理事長は坂本幸三郎氏で事務主任は金子德串氏である。

日本勞働協會の發會

五月二十七日、大阪天王寺公會堂に於て日本勞働協會なるものゝ發會式があつた。監事長沖島哲二郎氏は過激なる勞働運動を否定し、勞資協調、上下意志疏通を力說して後次の如き目的及主張を朗讀した。

（一）我儕は日本勞働者の思想の確立を促し我等の社會的地位の向上を圖らんとす（二）我等は社會的地位の確立を期し勞働の本領を發揮し我産業の發達に竭さんとす（三）我等は勞働能率を增進し模範的勞働團體たらんことを期す（四）我等は共同の目的の爲に共同の行動をとり我等の福祉を增進せんとす。

大阪鍍金職工組合義德會の成立

六月一日大阪南區浪速倶樂部に大阪、堺兩市の鍍金職工五百名が集會を開いた。鍍金受負業者の間には疾くより公認組合あるも職工仲間には統一された團體がない爲今迄雇傭關係や組合と職工との交渉などに非常に不便が伴つて居た。それ故今度新に義德會と稱する會を設立して鍍金職工全部が寄合つて創立總會を開き、趣意書や會則を評議し役員選擧を行ふた。同會の趣旨書及規則の主なるものは左の如くである。

趣旨書

吾が本邦の鍍金界は電氣化學的最も嶄新なる技術工業にして將來益す重要視せらるべき前途有望なる職業なり。

然るに鍍金業に從事せる職工は斯かる技術的職業に就業しながら社會より鍍金職人と呼ばれ度外視せられつゝある爲今回大々的覺醒を爲し從來の惡弊を一掃し工業界の模範職工たらんと欲し茲に義德を重ずる爲義德會なるものを組織し鍍金職工間の智識を發達せしめ並に救濟方法を講じ各自の信用を强固ならしめ工場主相互間の意志を確實にし安寧幸福を圖し併て將來鍍金界の向上發展に資せむが爲めに義德會を組織せるものなり。

規則

第三條　本會ハ鍍金職工ヲ以テ組織ス
第四條　本會ハ鍍金職工ノ惡弊ヲ矯正シ職工間ノ智識ヲ發達セシムルヲ以テ目的トス
第五條　本會員ハ會名ノ如ク德義ヲ重シ各工場ノ規定ヲ遵守シ業務シ他職工ノ模範タルモノトス
第六條　本會ヘ加入セントスル者ハ現在ノ工場主ノ氏名及所在地加入者ノ氏名年齡原籍地等ヲ記載シ本會事務所ヘ申込モノトス
第七條　本會ヘ加入手續ヲ了シタルトキハ入會金壹圓納付スヘシ
第八條　本會員ハ毎月金五拾錢會費ヲ納付スヘシ
第九條　本會員ニシテ左記各項ニ該當スルモノヲ救濟ス

一、工場ニ於テ就業中負傷シタル者但シ就業ニ堪エサル者
二、病氣ノ爲就業出來サル者
三、家族ニ不幸生シ歸鄕スル者又ハ豫備召集並ニ徵兵適令等ニテ歸鄕スル者
四、家族ニテ死亡又ハ災害等ノ難ニ罹リタル者
五、其他不幸災厄ニ遭遇シタル者

第十一條　本會員ニシテ品行方正業務ニ勉勵シ三ヶ年以上同工場ニ勤續シ他ノ模範タルモノハ表彰狀ニ金品ヲ添ヘテ表彰ス

第十二條　本會員ハ正當ノ事由ナクシテ他工場轉勤スルコトヲ得ス

第十三條　本會員ニシテ他工場ヘ轉勤セントスル者ハ直ニ其旨會長ニ申出ツヘシ

會長ハ申出ニ依リ工場主並ニ本會員双方ノ理由ヲ調査シ留勤轉勤ノ處置ヲトルモノトス

第十四條　本會員ハ工場主ニ對シテ不道德ナル自由行動ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條　工場主中ニ苛酷ノ行爲ヲ爲シ又ハ支給スヘキ給料ヲ支拂ハス不道德ナル行爲アルトキハ直ニ本會長ニ申出ツヘシ

第十六條　會長ハ前條ノ申出アリタルトキハ直ニ工場主ヘ勸告シ尙聽セサルヘキハ法定ノ裁決ヲ受クモノトス

第十條　本會員ニシテ救濟事項併發シタルトキハ其旨會長ニ申出ツヘシ

會長ハ申出ニ由リ嚴密ナル調査ヲナシ正當ノ事由ト認定シタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ相當ノ金員ヲ以テ之ヲ救濟ス

日本勞働協會改名日本勞働組合本部の設立及其經過

六月十三日夜有樂町の東京ランチに於いて宣言並に綱領を發表して大隈侯、板垣伯、田尻市長等の贊助を受けた府下下澁谷篠澤鐵工場芝浦製作所日本瓦斯電氣工業、東京市電氣局工場等の職工三百名の組織せし日本勞働協議の主張の大様は資本家と勞働者との對立の域迄勞働者を進める爲の手段として、先づ勞働者の今日の缺點を彼等の自からに自覺せしめて其向上を計り、他方又資本家の自覺を促し、而して後出來るならば勞資の協調を計らふし、又この協調が出來ないとせば勞働者の大同團體を作つて資本家に對抗して行かふと云ふのである。此爲に卽ち其の將來の勢力を得んが爲に今日より充分其潛勢力を勞働者自から養ふに努め一切他に利用さるゝ事を防ぐ方針であると云ふ。同協會の主催者は井上倭太郎氏にして、氏は篠澤工場の鐵工にして東京電氣局工場の木工新井京太氏等の勞働聯合會の設立に共に參加したるも途中にて彼に先而別派を立つるに至つた、然して、勞働聯合會が翌十四日午後日比谷東京ランチに發會式あり、更に翌日調停者在つて、勞働聯合會と合同して聯合會幹事として立つ事となつたが果さず依然として分立してゐる。其後同會の幹事會が七月十六日夜芝增上寺前の本部にて開催さ

れ幹事三十餘名集會し、會則や會名に就き修正を協議した。結局會合を日本勞働組合と改稱の件を滿場一致で可決した。現在組合に屬する者は主として機械工電工の熟練工であるが、將來は如何なる種類の勞働者をも一個の同職組合として日本勞働組合の名の下に結合する方針である。同會は政府の後援の下に立つて居るとか御用組合だとかの批評を受けて居るが、會の綱領及其總則の主たるものは左の如くである。

綱領

一、本組合は穩健にして正當なる方法によつて勞働者の精神生活と物質生活の向上を圖るを以て目的とす。
一、本組合は政府を促して時勢に適合したる勞働政策を行はしむ。
一、本組合は勞働者の地位に關し資本家の正當なる理解を要求す。
一、本組合は其の合理的なると否とを問はず急進過激の手段を採らず。

日本勞働組合規則

第一章　總則

第一節　組織及目的

第一條　本組合ハ日本勞働組合ト稱ス。
第二條　本組合ハ日本勞働者ノ精神的及物質的向上ヲ圖リ日本國民トシテ恥ヂサルノ資格ヲ準備スルヲ以テ目的トス。
第三條　本組合ハ日本全國各種ノ男女勞働者ヲ以テ組織スル聯合勞働組合トス。
第四條　本組合員ヲ日本勞働組合正員ト稱ス。
第五條　本組合正員ノ會費ハ月額金參拾錢トス。
但シ女子及未成年者ハ金貳拾錢トス。
第六條　本組合ノ趣意ニ贊シ一時ニ金百圓以上ヲ寄附シタルモノ及毎月貳圓以上ヲ醵出スル後援者ヲ本組合贊助員ニ推戴ス。
第七條　本組合ハ總本部、地方本部及支部ヲ設ク。

日本勞働組合の紛擾

九月十四日、日本勞働組合本部では理事會を開き會長井上倭太郎氏を除名の決議をなした。其理由は會長が會計部に精算書を呈出せぬ故理事會にて會長を査問した所、會長は千圓を私消した旨を自白したので疑議の結果之を排除するに決したのである。之に對して井上氏は同會創立以來の功勞に對して壹萬圓を贈與せよと主張してゐる。其後會の幹部は富永禎三氏等であつたが富永氏に對しても反感を有する者生じたので九月末富永氏は大阪に赴き玆に支部を建設し其事務所を大阪東區東雲町に置き日本勞働組合關西本部と稱し其の下に大阪硝子工組合大阪鐵工組合を有し、之に京都聯合會の京都陶器工組合京都鑄物工組合京都鐵工組合等を加えて千名の會員ありと稱してゐる。

日本勞働聯合會の改稱共隆會の設立

六月十四日日比谷、東京ランチにて發會式を擧げた日本勞働聯合會は東京市電工場、芝浦製作所東京瓦斯電氣其外印刷工場、セルロイド工場等の木工、塗工、電氣工、機械工、鍛冶工、組立工等約千名近くの會員を有し東京市電工場の五百餘名を中心とし、同工場木工、新井京太氏が常任幹事である。同日宣言並に綱領を發表した。其主要なる主張に就いて見るに同會は勞働者側より、出來た團體として資本勞働の協調を主張すると云ふ點に於て他の勞働者の團體と目的を別にして居る。從來資本家又は官界の方面よりは屢々此協調主義を聞いたが勞働者側の團體が協調主義を標榜して立つたのは尙甚だ少ない樣である。同會では大隈侯、澁澤男、田尻東京市長、床次內相、大岡衆議院議長等を贊助者に入れ、其主義綱領は左の如くである。

一、皇室中心主義。二、生產勞働者と無產智識階級との結合。三、勞資協調主義。四、階級鬪爭反對。五、經濟的機關に依る相互共濟。

要するに同會の主要點は一切の階級的鬪爭を避け資本勞働協調して無產階級の生活改善を計らんとするものにて、七月一日最初の大會を開いた。同會の運動費は會員の醵出金にも依るが、多くは他の方面から或る資金を得たらしいと云ふ說がある。會員の主なる根據地は電氣局の一部と東京砲兵工廠の一部分とである。

尙其後聞く所によれば同會は其名を共隆會と改稱するに決し、十二月八日其披露會を催した。同披露會には新に後援者となつた三島彌吉氏、三宅重也氏が列席し今後は三島氏の組織して居る中央義士會の精神を共隆會にも加入する事とし、共濟的施設方面に努力する事になつた。

東京鉛版工業相互組合の成立

六月十五日、東京市內各新聞社、各印刷會社職長等發起して工業主と工務員との和親を謀る爲東京鉛版工業相互組合なるものを組織した。同日は規則の審議、會長、副會長、役員等の推選擧を行ふたが組合關係の者千餘名出席した。

東京に於ける立憲勞働黨の發會

六月中旬東京に立憲勞働黨なるもの生れ、山口正憲氏が主となつて其發會式を擧げた主義綱領は大樣左の

如くである。

主義

一、民權ヲ伸張シ獨立自由正義ヲ尊重スヘシ

綱領

一、皇室ヲ奉戴シ上下一致ノ立憲政治ヲ遂行スヘシ
一、平和ヲ維持シ國民外交ニ依リ國運ヲ發揚スヘシ
一、教育ヲ普及シ智德ヲ進メ立憲思想ヲ涵養スヘシ
一、税制ヲ整理シ物價ヲ調節シテ國民生活ヲ向上スヘシ
一、社會ヲ改良シ勞働階級ヲ保護シテ其地位ヲ改善スヘシ
一、產業ヲ振興シ資本勞働ヲ調和シテ國富ヲ增殖スヘシ
一、庶政ヲ更張シ地方自治ヲ完成シテ國本ヲ確立スヘシ

自由勞働者組合設立

六月十七日吉川芳郎、野口一雄氏等が發起となり工場以外の勞働者卽ら土工、鳶、小揚人足、人夫、仲仕、卅傳等を網羅して勞働組合を組織する爲に發起人會を開いたが、六月廿日夜本所林町一丁目八藤屋に同志集合の上準備會を開いた。其目的は會員相互の親睦、人格の向上職業紹介等にして穩健なる方針の下に發展すべしと云ふのであつて進んで經濟的基礎を固め所謂見方制度の全廢を期してゐる。

宣言

今や言論の時代は過ぎて實に實行の最好機に迫つて居る健全なる職業組合の建設は時代の要求ではないか、我々の最高の使命は團結の力を信賴して健全なる職業組合を組織するに在る而して自己の努力に依る社會的自己を新生し、茲に自發的自活機關として自己の利權を尊重し生活の向上を期し得るのである。今將に多數職工級は救はれんとしつゝあるのに我邦勞働者の大半を占有してゐる我々自由は等働者は我等の無智を好餌として猶且顧みられないではないか。

言ふを止めよ、而して覺めよ。自由勞働者よ我等の社會的勝利は唯團結あるのみである、來つて自己の權利を尊重せよ、勞働問題の解決は焦眉の急である資本對勞働の眞面目なる爭鬪である夫と同時に勞働者の能率增進人格向上が必然の條件として是に附隨する資本の利害と勞働者の利害とは全然其軌道を異にして居るのである、現代に於いて工場勞働者には相當の待遇法が設けられ微溫ながらも所謂溫情主義と云ふ方針が建てられ居る、勿論溫情主義が果して勞働問題解決の適當なる手段であるか否かは別として兎も角工場勞働者は漸次其待遇を改められんとしてゐる然るに獨り我々自由勞働者、一定の働くべき場所を持たぬ我々自由勞働者は殆ど捨てゝ顧みる處がない、我々には何等の恩惠をも施しては吳れない、否恩惠に依りて我々が蘇生する意味ではないが、尠くとも工場勞働者に對すると同樣勞働者としての我々の地位をも認めるのが至當である。我々は自由勞働者として、切實に社會の不公平を感得せざるを得ない、然し我々は飽迄も勞働者としての本分を發揮すべく、互に相戒めて自覺すると共に、進んで我々の生活を安定にし、橫暴なる請負制度を根底から破壞して、以つて我々自田勞働者の新なる世界を造らればならぬ、此意味に於いて一致團結の必要を認め敢て茲に此宣言を發表す。云云

綱領

一、吾々は忠君愛國を旨とし危險なる社會主義を排す。
一、吾等封建的思想を根本的に打破す。
一、自由勞働者の自覺を喚起し生活の改善を圖り社會的地位の向上

を期す。
一、不當なる利益を收得し自由勞働者の生活を脅威する營利紹介業者の撲滅を期す。

仲仕組合聯合會の組織

六月十九日大阪、横濱、神戶、兵庫、名古屋の各仲仕組合の代表者五十餘名は神戶商業會議所に會合して海陸仲仕業組合聯合會を組織する件を議決した。聯合會の主旨は現在の勞働問題が工場勞働者のみを目標として論議されて居るのを遺憾として、仲仕勞働者及び請負勞働者の向上進歩を圖り加入各組合の統一的業務の改善資本勞働の協調に資し、併せて時代に適應する勞働問題事項を調査研究するにあると云ふ。尚本會の會則の主要事項は左の如くである。

第一章　總　則

第一條　本會ハ主要港ニ於ケル海陸仲仕業及之レニ附帶スル勞働業者ノ組合ヲ以テ組織ス

第二條　本會ヲ海陸仲仕業組合聯合會ト稱シ本部ヲ當分ノ內神戶市ニ置ク

第三條　本會ハ加入各組合ノ定款規約ヲ尊重シ統一的業務ノ改善進步ヲ圖ルト共ニ資本勞働ノ協調ニ資シ併セテ時代ニ適應スル勞働問題事項ヲ調査研究スルヲ以テ目的トス

第四條　前條ノ實施方法研究事項ハ加入各組合ヨリ聯合會議ニ提案スルモノトス

第五條　本會カ加入組合業務ノ消長ニ關シ必要ト認メタル事項ハ組合ニ警告ヲ發シ又ハ調査ヲ求ムルコトアルヘシ

第六條　本會ハ加入組合ニ於テ相手方カ得意先タルト稼業者タルトヲ問ハス紛議ヲ生シタル場合ハ事實ヲ調査シ之レカ調停又ハ援助ヲナスモノトス

第七條　加入組合ハ左記事項ノ生シタル場合ハ直チニ本會ニ報告スルヲ要ス

一、組合定款規約ニ變更ヲ加ヘタルトキ
二、賃銀及勞働時間改正セントスルトキ
三、組合員ニ異動ヲ生シタルトキ
四、組合員ノ違約處分ヲナシタルトキ
五、前各項ノ外組合業務上重要ト認ムル事項

尚本會の會長には神戶の吉川鐵四郎氏選擧された。

東京各新聞製版工聯合組合革進會の設立

六月二十日東京市內十五大新聞のの製版工約八百名を結束すべく約三百餘の有志を以つて革進會なるものを組織し創立總會を京橋區具足町櫻川亭に開いた。革進會組織の濫觴は本年一月頃製版工四五の人々の間に團體組織を力說する者出で六月七日に至つて數社の職工が會合して稍具體的の話に進み、六月十三日每夕、二六の兩社を除く十二社の代表者の會合を見るに至つて確定し、殘餘の各社を勸誘すると共に趣意書を作つ

て會員募集に努め十七日發起人打會合を開催し會員約三百餘名に達した故前記の如く創立總會を開いたのである。其後代議士横山勝太郎氏を會長に推薦し七月中旬同氏の承諾を得、一方會員は益々増加して各社製版部員の殆ど全部約八百を結束するに至つた。宣言綱領次の如くである。

我等は完全なる人格者として社會組織に參與する一員であると同時に社會的公共機關たる新聞紙の發行に從事する者である。隨つて我等は社會人として享有すべき平等なる社會的權利と勞働に對する正當なる報酬を享有すべきものである。然るに我等の實際的生活は文明的にも經濟的にも一も報はれる所なく抑壓と屈從と窮乏を現示するのみである。殊に物價昂騰の暴威は著しく我等の經濟生活を脅すに至り、我等は今や生活の不安と動搖に呻吟苦惱せざるを得ざる狀態に陷つたのである。斯くの如く文化の惠光に浴すること能はず、不安と搖動の裡に生活しつつ在る自己に覺めたる我等は、茲に相互の協力に依る團體を組織して、終始渝る所なき熱誠を以つて會員全體の利害得失を審議考究し、其幸福を保持すると共に、能率の增進に努め更に資本主との圓滿なる意志の疏通を圖り暴力的方途に出づることなく、會員各自の自制に基く公正なる方法に依り、文化生活の向上と經濟の安定と社會的地位の昂進を達成し社會文化に微力を貢獻せんとする者である。希くば從事員諸君我等の微衷を諒せられ奮つて入會せられん事を、

綱領

一、員ノ爲メニ講演會慰安會ヲ開ク事、
一、會員間ノ親睦ヲ厚クスル事、
一、會員ノ生活ノ保證ヲ期スル事、
一、會員ハ總テニ對シ行動ノ一致ヲ計ル事、
一、會員ノ禍福吉凶ヲ慶弔スル事、
一、會員ノ日用品其他の購買ノ便ヲ計ル事、

然るに此革進會は最初の運動として各新聞社に對して賃銀値上の要求と組合承認の件とを迫り、所謂七月末から八月始め亘る東京新聞罷業事件を惹き起した。然るに此事件に就ては新聞經營者側の强硬なる反對に逢ひ、組合承認の件は全く否定され、それのみならず組合脫會を各員に强制され新聞事業從業の印刷工は如何なる名義を以てするも團體を組織せざる事と云ふ條件を反對に押し付けられ、斯樣にして此事件と共に革進會は全く滅亡の止むなきに至つた。

然るに其後十月末に起きた東京各印刷會社職工の勞働爭議に就いて此革進會の一部の連中は秘密裡に運動を起し、資金を集めて第二期の計畫案を立てた。

汽車製造會社作業手組合

本年六月汽車製造株式會社作業手組合なる一つの職工團體が大阪なる汽車會社の一職工に依つて組織された會員は同會社に籍を有する作業手及從業員は九割千八百餘を有し役員一切を職工より選擧する。但し當分

の內は所謂共濟會式の者に止め、漸次基礎を鞏固にし會員を訓練するに止める尙幹部の內には而して後友愛會に合同するか或は別途更に主義主張ある職工組合たらしむる意思があると云ふ。會費は之を會社に貯金し事業は之を救濟部購買部顧問部に分ち、救濟部は業務上の死亡四百圓より圓滿辭職慰勞(入會後三年)十圓を最低としたる金員を與え、購買部は社內販賣購買組合を爲し、顧問部は講演慰勞會會報發行等を爲す。同組會の目的は規約第一條に示す如く各自の品位の向上、智識の增進、生活の安定、相互親睦を計り、時勢の進運に鑑み之を善導し以つて斯道の發達に資せんとするものである。

橫濱に於ける沖人夫の勞働會社

七月始め橫濱市在住の沖人夫は人夫請負業者の指導の下に一つの組合を組織した。其方法は人夫請負業者の仲間から資金二萬圓を出して勞働會社を設立し、一つの寄宿舍內に人夫を收容し、其寄宿舍內には、浴場理髮店、娛樂室、圖書室等を設備し、時に講演會を開いて精神的修養を圖る事とし、汽船會社、回漕店に對しては公定賃銀を定めて之を要求する外一人一日五錢宛を雇主より徵收して同會社の經常費に充てると云ふ而して各地の勞働組合とも提携して勞働者の向上を計ると案を立てゝ居る。

大阪市朝日橋人夫勞働組合の成立

大阪市西區九條西某氏發起の下に朝日橋署長の賛同を得て朝日橋人夫勞働組合なるものが七月上旬に出來た。其目的は無定職勞働者に無料にて勞働を周旋し、且つ人夫の品格を向上せしめると云ふのである。七月二十一日夜九條公園で發會式を擧げ人夫頭西留吉氏の開會の辭以下二三の演說あつて鴻池某氏組合會長になり、西氏副會長となつた。

姬路市內印刷工の團體交友會

姬路市內の印刷工は一種の社交團體兼用みた樣な組合を持つてゐる。夫れを姬路印刷工交友會と云ふ。七

月末より八月中旬に渉つて增給運動を試みた形跡がある。

東京に立憲勞働義會生る

七月中旬藏原惟郭氏は立憲勞働義會なるものを組織し、同志を語りて會員募集に着手した。同會は所に々支部を設け、各會員は工場勞働者たると屋外勞働者たるとを問はず各支部に屬し、支部は殆ど獨立して存立し得る樣にし、惟だ主義政策上の一致協同を計る爲に義會本部を支部の上に置くと云ふ組織である。其目的及主張は大樣左の如くである。

目的

國家社會政策に據り勞働法案を制定し勞働組合を組織し左の主張の普く宣傳遂行するを以て目的とす。

主張政策

一、人權ヲ尊重シ男女平等ノ主旨ヲ實行ス
一、人文進化ノ理ニ則リ相愛扶持ノ社會政策ヲ實現シテ生活ノ安定向上ヲ期ス
一、勞働者ノ德性智識技能ヲ開發スル爲勞働教育機關ノ設備ヲ完備シ以テ世界的勞働能率ノ增進ヲ期ス
一、勞働ト資本ノ對立及產業機關並ニ交通運輸機關ノ社會的性質ニ鑑ミ經濟組織ノ改善ヲ期ス
一、資本ト勞働ノ公正ナル調和ヲ保ツ爲メ利益ノ分配ニ關スル立法的制度ヲ設ケ兩者間ニ生スル一切ノ爭議ヲ防止スルコトヲ期ス
一、生活上必須ト認ムル物資ノ價格ヲ公定シ國立販賣ノ制度ヲ設ケ其需給ヲ圓滑ナラシメ衣食住衞生ノ安全充實ヲ期ス
一、勞働保護ニ關スル法律ヲ制定シ勞働保險勞働者養老年金給與危險勞働保證制度ノ設定ヲ期ス
一、最低勞銀ノ公定、八時間勞働、少年勞働保護、工場衞生、慰安休業日等ニ關スル實際問題ノ解決ヲ期ス
一、勞働裁判法ノ制定ヲ期ス
一、土地所有權ヲ制限シ小農園奬勵法案小作保護法案ヲ制定シ土地累進稅ヲ課シ農產業ノ發達改善ヲ期ス
一、居住權職業權ヲ公認シ家屋建造法案ヲ設定シ都市宅地及町村宅地ニ對シ制限ヲ附スル事
一、普通選擧制定ノ實行ヲ主張ス
一、人爲階級ヲ打破シ其一切ノ官閥財閥黨閥及由テ生セシ都テノ儀飾的惡習ヲ排除ス
一、集會結社言論ノ自由ヲ主張ス
一、陪審制度ヲ實行シ司法權ノ獨立裁判ノ公正ヲ期ス
一、人種差別ノ惡弊ヲ打破シ國際勞働國際移民ノ自由ヲ圖リ世界各民族ノ同胞的親善ヲ主張ス
一、國際勞働聯盟ヲ贊ス

名古屋港沖仲仕等組合を結ぶ

七月中旬名古屋港の沖仲仕に休業者續出した、折柄相互共濟の道を開く目的を以つて七月十五日夜同市東區西築地蓬萊閣にて仲仕取締卅餘人會合熟議の結果、神戸、横濱の如く海陸仲仕請負業組合を組織するに決し、◎長に同市熱田富江町[illegible]井作左衞門を推薦した。

此組合は資本家と勞働者との仲介機關となり統一調和機關となる事を期してゐる。

名古屋陶畫組合發會式

七月二十日午後、名古屋陶器畫工の團體たる名古屋陶畫組合は發會式を名古屋商品陳列館に擧げ、組合規則を發表し、組合長其他役員選擧を終つた後、組合員の演説賛助者の講演等を催した。當日は畫工の休日でないに係らず參會者約六百に達し、盛會裡に解散した規約中には次の如き條項がある。會員八百名、

一、名古屋に於いて就業せんとする者は組合事務所に住所氏名を屆出すべし。

一、本組合員は粗製濫造を防止する爲め組合員が既に協定したる相當値段以下にて從業せざるものとす。

一、本組合員と雇主との間に爭議發生の場合は同一工場に從事する他の組合員と共同の歩調を以つて雇主に交渉し、不結果の場合は其旨を組合長に屆出づべし。屆出ありたる時は組合長は直ちに役員會を開き審議の上之を處決すべし。

本組合は陶畫工の技能を琢磨し品性を涵養し以つて斯業の改良發達に資する事は畫附業者と提携して圓滿を計り且つ職工の異動に付き便宜を計る事を目的とす。

大正九年一月より機關紙陶畫時報を發刊した。

大阪職工組合の成立と鐵工組合との合併

大阪府立西野田職工學校は數年前迄は大阪に於ける唯一の職工養成機關であつたのであるが、其學校の出身者は大正三年頃「大阪職校會」なるものを設け、學校と職工との連絡機關として友愛互助を目的とする親睦會を設立した。然るに此職校會は會員を同校出身者に限つて居たのであるが、會員中には『我々は時代の要求に順應して此職校會を公開し』て之を職工組合とし、廣く一般勞働界に提供し「なければならぬ』との説を有つ人あり、又一部には殊に鐵工に從事して居る人々は同種職工組合を作るの必要ありとして職校會を公開して雜種職工組合とする事に反對した。此樣にして居る内に本年に入つてから職工組合の必要方面に高唱せられる樣になつたので、西野田校及今宮職工學校機械科出身者中鐵工業に從事する者は遂に大阪職工組合なるものを組織した。同組合の目的は勞資協調を主とし同種職工の向上を促すと云ふ樣なもので、職工學校の校長及び大阪工業會の後援に依つて其存立を全ふしたの

である。然るに大阪工業會の長谷川柳太郎氏は職工組合の世話役であつたと同時に本年春生れた大阪鐵工組合の相談役である。其關係上兩組合の幹部連種々熟議を重ねた結果、双方の主義綱領に共鳴する所甚だ多きを知つたので遂に長谷川氏を通じて合併談持ち上り、七月廿八日双方の委員會見の上愈々正式に合併成り、双方の幹部は其儘鐵工組合の幹部とする事になつた。

勞資親善會設立

本部を東京小石川護國寺前に置ける勞資親善會は勞働者が徒らに資本家側と爭鬪を事とするを排し、七月廿九日飯田河岸富士見樓に新聞記者と懇親會を開き、(一)資本家が儲け過ぎれば勞働者の反感を買ひ國家の爲めにも不利なれば正當なる分配を爲すべき事(二)勞働者の地位向上(三)食つて行ける丈けの勞賃値上の要求(四)勞働時間短縮(八時間勞働)等に就いて意見の交換を行つた、同會は會員の時間外勞働にて得た金を以つて一切の費用を辨じて決して資本家の補助を仰がないと云つて、輕兆なる勞働組合及び御用勞働組合の無意味を力說してゐる。會員は東京在住の機械工のみで森直繼、松平清太郎、金子長三郎氏等を幹事としてゐるいづれ期を見て第一回總會を兼ねて發會式を擧げると云ふ。此會の中心は初め勞働同盟會の殘黨小池、平江、高花等の時計職工であつたが其後明治大學に籍を有する森直繼氏が代つて主宰者となり本多日生等の後援の下にやつてゐると云ふ。會員八九十名。

王子勞友會

東京府下王子町在住の勞働者は從前より勞友會なる會を結んでゐた、七月頃より其組織を改め純然たる勞働組合として七月卅一日王子劇場に發會大演說會を催し會衆千餘名、粕谷萬平(東京毛織職工)石澤某等主催者となつた。黑須代議士、杉原正夫等の講演もあつて無事散會した、其後杉原氏會長となり今日に及んでゐる。日本フエルト、東京手織、王子製紙、關東酸曹等職工を會員としてゐる。其後粕谷氏は別働隊の如き形で、「東京紡績組合」を稱えた、事務所は共に東京府下王子町岸町九一〇である。

橫濱歐文技術工組合

七月末、横濱市内の、ジャパンガゼット社、福音印刷所、ボックス社、其他十數所の印刷會社の歐文印刷工約七十餘名を會員として横濱歐文技術工組合が生れた。同會は當分信友會と機關紙を共にする事となつた主張は純然たる職工組合で信友會と密接に連絡があつて兩組合員移動の際は會員證明を出すと云ふ。十月一日盛んなる發會式を擧げた。其後漢字工との間の意思疏通も出來て發展しつゝある。

小石川勞働會發會

八月三日午後二時、東京砲兵工廠職工二萬五千中の有志者に依つて組織された小石川勞働會は傳通院說教場に於いて發會式並に第一回協議會を合せて擧行した同廠各工場から集つた職工約七百名旋盤工芳川幹事が開會辭と會の綱領を朗讀し清水幹事が勞働團結の必要を告げた之に次いで十數名の職工連熱辯を揮ひ拍手の絶えない中に八時間勞働、勞賃値上に關する檄文を可決し、實行委員を選んで六時頃散會した。事務所は小石川久堅町八五に置いた、當日の決議文は次の如くである。

『本會は全く勞働者を以て組織し、從來の資本家對勞働者の關係は暗流として除外し、勞働者各自身の向上を增進せしめ益々本會を團結し、廣く海外に發揚せしめ「勞働は神聖なり」の七文字の全からん事を期し現社會の勞働者の生活の安定を計るを以て主旨とする事を宣す』

本會は東京砲兵工廠事件に伴ふて生れたものであるが、同事件後芳川會長以下同會の幹部全部收監されたので其後援として何等策の施すべき途なく、會員も次第に減少する樣になつた。尚本會の綱領及會則の主たるものは次の如くである（但し大正九年一月立憲勞働會と改稱した。）

本會之綱領

一、本會ハ皇室ヲ尊奉シ國家中心主義ニ依リ勞働會ノ責任ヲ自覺セシメ其天職ヲ徹底セシムルコトヲ主旨トス

二、本會ハ勞働能率ノ增進ヲ圖リ勞働者ノ知識及德操ノ向上發展ニ努メ勞働神聖ノ精神ニ基キ其地位ノ改善ヲ期ス

三、國富ノ原動力タル勞働ヲ保護シ勞働者生活ノ安定ヲ確保スルニ正當ニシテ必要ナル手段方法ヲ講ス

四、勞働問題ノ解決ニ任シ資本ト勞働ノ對立ヲ確認シ資本家對勞働者間ニ生スル一切ノ爭議及不平ヲ防止センコトヲ期ス

大正八年八月

第一章　總　則

第一條　本會ハ能率ノ增進ヲ計リ國益ヲ旨トシ會員ノ生活ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　本會員ハ工業ニ從事スル職員及ヒ職工其他勞働者ニ限ル

第二章　會ノ機關

第五條　本會ニハ會長一名監事五名理事若干名（外交、會計、慰問調査）ヲ置ク
第六條　會長及ヒ監事ニハ本會ノ尤モ信望アル者ヲ選擧ス
第七條　理事ハ會員中ヨリ互選ス
第八條　總テ幹事ノ任期ハ六ヶ月トス但シ再選ヲ妨ケス補缺選擧ニヨリ就任セル理事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス
第九條　會長ハ幹部ノ名稱ヲ增置スル事ヲ得但シ總會ノ協贊ヲ經ヘシ

第三章　事業ノ執行

第十條　會長ハ會ヲ代表シ且ツ會ノ一切ノ事業ヲ監督シ監事ハ會長ヲ補佐シ會一切ノ事業ヲ監督ス
第十一條　本會ニ入會セントスル者ハ誓約書ヲ差出スヘシ但シ誓約書ノ樣式ハ別ニ定ムル處ニ依ル
第十二條　會員ハ毎月金拾錢ノ會費ヲ納附スル事

栃木縣足尾銅山に日本鑛山勞働同盟會成立

八月六日、足尾銅山の鑛夫中有志の者數十名鑛夫組合を作る爲に協議會を開き、兼ねて勞働問題講演會を開いて組合成立の必要を主張し、東京から福田秀一網島正興氏を招いて大に氣勢を擧げた。超えて八月十五日又同樣なる會合を催して鑛夫松葉鑑壽氏以下熱心に組合の必要を力說した。而して九月一日に至り愈々組合を成立せしむるに到り、單に足尾丈の勞働組合とせず廣く全國の鑛山勞働者の組合となす、方針を取り、

大日本鑛山勞働同盟會と云ふ名稱を以て其發會式を擧げた。會長は松葉氏會の顧問は綱島、福田の兩法學士と決定し、同日直ちに會則を決議し、次で十二名の委員を擧げて二十八ヶ條からなる提案を作り、此提案を以て先づ差當り足尾鑛業所と交涉を開始する事となつた。其提案中主なる條項は左の如くである、

一、現今の鑛業會社に於て鑛夫の意思を代表する機關なき故、會社現在の規定を改正し同盟會役員を以て代表者と認むる事、
一、勞働者の人格尊重の件、
一、職工慰安機關設立の件、
一、勞働者子弟中優良者に貸費敎育の件、
一、幼年工の時間制限及敎育普及の件、
一、共救義會の實際的効力を完成せしむる件、
一、坑內八十度以上の溫度の所に於ける作業時間は六時間以內とする事、
一、坑外に於ける作業時間を八時間とする件、
一、坑內に於ける作業時間は八時間以內となすの件、
一、數年間勤續者の解雇又は退職の時は相當手當を支給する事、
一、勤續手當を增加するの件、殊に十年以上の勤續者に厚くする事
一、組合員を解雇せんとする場合は一週間前に豫告をなす事、
一、一ヶ年一度會社代表者と同盟會代表者と會見して賃銀の協定をなすの件、

尚同會では其後本部を東京に置き、機關紙「勞働と社會」を發行した。同會改正規約の主たるものは左の

如くである。

日本鑛山勞働同盟會規約

綱領

一、共存ノ大義ヲ重ンスル事
一、勞働ヲ尊ヒ勞働者ノ地位ヲ向上セシムル事
一、團體ノ結束ヲ强固ニシ決議ニ對シテハ絶對ニ服從スルノ精神ヲ織ンナラシムル事
一、自制以テ其職責ヲ完フスル事
一、互惠互讓有無相補ヒ特ニ傷病職ニ堪ヘサル者及ヒ老幼寡孤ヲ救濟スル事
一、品性ノ陶冶ヲ計ル事

總則

一、本會ヲ大日本鑛山勞働同盟會ト稱ス
一、本會ハ各種鑛山勞働ニ從事スル全テノ男女工ヲ以テ組織ス
一、本會ハ本部ヲ東京市本郷區駒込千駄木町百十二番地ニ置キ各地ニ支部ヲ設立スルモノトス
一、支部ハ百名以上ノ會員ニヨリ組織サルカ常ニ本部ト聯絡ヲ保チ絶對ニ一致ノ行動ヲ取ルモノトス
一、會員共同一致ノ歩調ヲ取リ會ノ決議ニ對シテハ絶對ニ服從ノ義務ヲ有ス
一、會則ハ大會ノ決議ニヨリ變更スル事ヲ得
一、本會ハ毎年一回ノ定時會員總會ヲ開催ス
但其レ以外ニ會長ノ必要ト認ムル時又ハ會員百名以上要求アリタル時ハ幹事會ノ承認ヲ經テ臨時總會ヲ開ク事ヲ得
一、本會ハ月刊機關雜誌ヲ發行シテ會員相互間ノ意志ノ表示及ヒ修養ノ具タラシム

目的

一、本會ハ綱領ノ精神ヲ貫徹スルヲ目的トス
一、本會カ目的ノ達成上生シタル純眞ノ犧牲者ニ對シテハ相當ノ生活ノ保證ヲ與フ
但單獨ノ行動ニヨリテ招キタル者ハ此ノ限ニアラス
一、本會ハ左ノ三部ニ別ツ
第一部爭議調停　職業紹介
第二部信用消費組合　救恤共濟
第三部圖書出版

權利及義務

一、會員ハ會務ニ就キテ提案發議ノ權ヲ有ス
一、會員十名以上ノ贊成者アリタル時ハ會計檢査ノ權利ヲ有ス
一、會員ハ會則ノ定ムル處ニヨリ會費納入ノ義務ヲ負フ但會費ハ二十錢
一、會員ニシテ會ノ體面ヲ穢シタル時ハ幹事會ノ決議ニヨリ除名サルルモノトス
一、本人ノ都合ニヨリ中途脱會又ハ除名處分ヲ受ケタル時ハ會費割戻シノ請求スル事ヲ得ス

赤旒會

橫濱の一部の勞働者並に少數の社會主義的傾向の人士等に依つて組織されてゐる一つの倶樂部的の團體である。

福博印刷技工共濟會

福岡市内の印刷職工約五十名を會員とする團體に福博印刷技工共濟會と云ふのがあつて八月初旬勞働爭議を起した事がある、所在不詳純粹の組合主義的團體で

あるらしい。

廣島市印刷工親友會

八月上旬、廣島市印刷工約三百五十は組合を組織し廣島市印刷工親友會と稱し、機關雜誌紙發行を計畫した、東京印刷工組合信友會と連絡を取る筈である。

吳市活版職工の組合親友會

八月上旬吳市内活版職工は親友會なる組合を組織し其發會式を上げた。同組合では組合の決議として直ちに二割の增給及び一ヶ月に二日の公休を要求する事とした。然るに工場主側では親友會の要求を入れるときは將來親友會に拘束される虞れある故、早く之を切り崩すに限るとして『親友會を脱會し、之れ等と行動を共にせぬ職工には此際二割の値上げを行ふ』と云ふ好餌を以 職工を誘ふた。其爲訓練なき職工等は工場主の奇謀に乘せられて遂に組合を脱離するに至つた。

東京深川人夫の保護救濟會

千鳥會

東京深川區富川町、東大工町附近在住の小揚人夫百餘名に精神的向上を促す目的で以て八月上旬千鳥會なるものが組織された。會長は靑年團長菊池某氏で、深川區長西平野警察署長及び米問屋等の總行事等が顧問となり、會員の精神修養、人事相談、職業紹介、模範表彰罹災者救濟等の事業を行ひ、賃銀は會長之を決定し、收益の百分の一を義務貯金となさしむると云ふ、同會規約の主なるものは左の如くである。

第一條　本會ハ深川千鳥會ト稱シ事務所ヲ深川區松賀町千鳥橋際ニ置キ貨物取扱者ノ矯風感化ニ努ムルト共ニ會員ノ保護並ニ救濟ヲ爲シ善良ナル國民ニ導クヲ以テ目的トス
追テ支部ヲ設クルコトアルヘシ

第二條　本會ハ貨物取扱ニ從事スル者ヲ以テ組織ス

第三條　本會ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、會員ノ風紀ノ矯正並ニ精神ノ修養ヲ圖ルタメ時々講演會ヲ開催スル事
一、就職希望者ニ對シ其周旋ヲナス事
一、人事相談部ヲ置キ會員ノ人事ヲ取扱フ事
一、他ノ模範タルヘキ會員ニ對シテハ表彰ヲ爲ス事
一、救濟部ヲ置キ會員不時ノ災害ヲ救濟スル事
一、會員名簿ヲ備付ケ會員ノ出入ヲ明ニスル事
一、事務所ニ一定ノ法被ヲ備付會員全部ニ之レヲ貸與スル事

第四條　本會役員ハ本會員配給ヲ希望スル者ニ對シ即時會員ヲ出向セシム

第五條　會員日々ノ業務ハ役員ノ指揮ニ從ヒ自由ニ就業セサルモノトス

第六條　從業ハ班長到着ノ順序ニ從ヒ業務ノ難易ニ係ラス絶對服務スルモノトス
第七條　會員日々ノ勞金ハ會長之ヲ定メ會員ヲシテ平等ニ勞務ニ從事セシムルモノトス
第十條　會員ハ本會維持費トシテ日日ノ收益ノ幾分ヲ納ムル事但シ其割合ハ米穀取扱ニ付テハ當分ノ間深川水揚組合ノ率ニ準シ其他ノ貨物ハ會長理事之ヲ定ム
第十一條　會員ハ一日收益ノ百分ノ一ヲ義務貯金トシテ積立テ會長之レヲ保管シ隨時必要ノ場合又ハ退會ノ際之レヲ返還スルモノトス

大阪鐵工業工手組合の成立

大正七年末から八年の始め頃に亘りて大阪市內勞働運動者の一部の人々によりて國柱會なるものが組織せられた。設立の趣旨は勞働者の地位を向上し勞働能率を高め、以て國防及產業の基礎を充實すると云ふのである。其主たる世話人は橋本豐洲氏等であつたが、偶ま此時帝國勞働協會なるものが生れた爲一時其方に併合せられた樣な形となつた。然るに四月三日帝國勞働協會が瓦解したので、橋本氏等は玆に關西勞働組合なるものを設立せんと計畫した。同組合の設立趣意は勞資協調による產業の確立勞働驗保其他社會政策の促進、勞働權及賃銀制度の確立、相互救助等を勞働界に招來せしむる爲に勞働者の自覺的團體を作ると云ふのであつたが、其實行團體を作るべき機運到らなかつた爲遂に事止みとなつた。此時舊帝國勞働協會の發起贊成人であり且つ栗本鐵工所の所長である栗本勇之助氏は勞働組合の設立の必要を感じ自分が常務取締をして居る大阪製鐵所の技師長田村謙次郎氏等をして組合設立の機運を作らしめんとした。而して前記橋本氏も丁度組合設立を熟慮中であつたので遂に双方の意志疎通し玆に大阪鐵工業工手組合設立の相談となつた。先づ大阪市外の大小鐵工業に從事する職長二百餘名に其旨を通じて之等を發起人たらしめて八月十日大阪商品陳列所に於て發起人總會を開いた。此日栗本氏座長に押され次で組合長に選ばれたが同氏は勞働問題は勞働者の自覺によるべく勞働組合は結局勞働者の自治に待つべきものである。之れ故職工諸氏中適當なる人あらば直ちに其人に組合長の席を渡すと云ふ條件にて組合たる事を受諾すと述べ、これより左の如き定款を決議して愈々玆に組合を設立し、二百名の職長が各自盡力して會員を募集する事となつた。

第一條　本組合ハ大阪鐵工工業手組合ト稱ス
第二條　本組合ハ組合員ノ生活、品性、技工、能率ノ向上改善ヲ圖リ且ツ組合員相互ノ共濟及就職ノ紹介ヲ爲スヲ以テ目的トス
第三條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ本組合ハ必要ナル方法ヲ講シ又ハ場合ニ依リ大阪鐵工業同業組合其他ノ諸團體ト共通ノ利益ヲ圖ル爲メ之ト提携シテ必要ナル事業ヲ遂行ス
第四條　本組合ハ鐵工業ニ從事スル職工ヲ以テ組織ス
組合員以外ノ者ニシテ第二條ノ目的ヲ賛助スル者ハ常議員會ノ決議ニ依リ賛助員ト爲スコトヲ得

尙同業の趣意書には左の如き一節がある。

吾曹籍ヲ國防及產業ノ基礎タル鐵工界ニ置キ日夕技工ト勞働ノ天地ニ沒頭シ漸クニシテ口ヲ糊シ生ヲ繼ク政治ハ常ニ吾曹ノ頭上ヲ走リ名譽ハ常ニ吾曹ノ圏外ニ耀ク富貴榮達ハ吾曹ノ夢寐タニ入ルヲ假サス十年一日汲々トシテ其職ニ繫リ晏如トシテ其分ニ甘ンス斯クテ稍モスレハ時代ノ落伍者タラントス其罪素ヨリ社會ニアリト雖モ吾曹亦必スシモ責ナシト云フカヘラサルナリ今ヤ世界文化改造ノ時期ニ於テ帝國興亡ノ危機ニ際シ猛省一番自己ノ崇高ナル天職ト國家ニ對スル重大ナル責務セ自覺シ玆ニ同志相倚リ相扶ケ向上ノ一路ニ邁進スルト共ニ吾曹階級ノ經濟的生活ノ安定ト正當ナル社會的地位ノ確保ヲ期シ依ツテ以テ產業ノ發達ト社會組織ノ改善ヲ計リ大ニ國運ノ興隆ニ資セントス

日本職合坑夫組合本部並に坑夫至誠團

東京府下淀橋角筈に日本聯合坑夫組合と云ふのがある發起者は元夕張炭山坑夫で更に明治四十年三月足尾暴動の中心人物日本坑夫同盟會の南助松氏である。設立は本年八月である。同氏は尙「坑夫至誠團」をも組織してゐる其外機關雜誌鑛業新聞發行の企てがある。

日本勞働同盟會

東京に八月頃より日本勞働同盟會と云ふものが設立されて居つて。波多山子ノ吉氏主宰してゐる。事務所は本郷區駒込肴町である。

東京市木版彫工の勞働組合　同志會

東京全市の木版彫工は八月十五日神田松本亭で同志會發會式を擧げ、技術の向上を期すると同時に工賃値上げ要求を附議した。

鳥取市洋服職工組合

鳥取市に洋服裁縫工の團體がある詳細不明であるが鳥取洋服工組合と稱するらし、八月中團體的運動を起したりした形跡がある。

礦夫協會

北九州の石炭を今日の如く盛ならしめた半面には云ふに忍びぬ炭坑勞働者の奴隷的禽獸的狀態があつた事を忘れてはならない。坑夫も人間である、從つて文化の潮は矢張り同じ樣に浸して來るかくて礦夫協會は生れた、事務所は福岡市上店屋町十二番地である。設立は本年八月十六日で其後會運隆々として約一千餘の坑夫を包有してゐたが、炭坑經營者の壓迫や警察側の無理解や勞働爭議に關係した事などが原因して現在（十二月初）では殆ど確定會員數が判然せない樣子で先づ五百見當であると云ふ、礦山勞働者の實狀を知る者は決して工場勞働者の組合の如きものを豫想してはならない。幹事長川島眞二氏は十五年間炭坑生活鑛山生活に實際從來した青年で、其下に純坑夫たる丸本虎五郎松尾龜二郎、本多眞夫其他熱烈なる運動者を有してゐる、現在活動の方面は福岡炭田、粕屋炭田を、主としてゐる、十二月二日粕屋炭田の一中心宇美子安座に宣傳演說會を開いた、辯士いづれも赭顏の坑夫色を演壇に表はして限りない友愛と反抗と呪咀の聲を交々放つた當日は附近各炭坑の人事係等百數十名誘ひ合して來席したなぞ炭坑經營者の心理の一端を示すものである同會の趣旨綱領は以下の如くである。

從來鑛夫の生活狀態に就ては、一部の鑛業關係者の外、一般社會には餘り能く知られて居ない、それで鑛夫とさへ云へば一概に何だか人間以外な命知らずの無頼漢の樣に思つて居る人が多いかも知らぬ又鑛主の方では一の動物扱にして、鑛夫の人格と云ふものを天から認めて居ない所もある、そうして其取扱や待遇が實に言語道斷である、何れの土地に就ても鑛業地帶と云へば社會から區劃された一の別世界をなして居て此處では勞働者の叫びが外部に達せぬのである其内部に發生する日々悲慘なる非人道的事柄に就て、社會に向つて大に叫ばればならぬ問題が何程あるか分りやしない。併しその叫びが一人や二人の個々の叫びでは何の響きもないから、之はどうしても多數の叫びを纒て掛る必要がある、團體の叫びを以て、鑛主を覺醒させればならぬ、それも只叫ばんが爲のみの一時的團體では其叫びの力が弱い其叫びが鑛主に貫徹しない、其證據は是迄の統計が明かに示して居る、されば此團體は整然たる組織の下に成立せる統一ある一の有機體であつて、それが一個人の場合と同じく立派なる團體としての人格を具備したものでなければならぬ。

勞働時間の事、賃金の事、待遇の事、災害豫防、即ち坑内設備の事、衞生設備の事、其他鑛主に向て改善を要求すべき幾多の問題がある、是等は悉く此統一ある有機的團體の力に依て解決せればならぬ、我鑛夫協會は此等の任務と目的を以て生れたる而も勇壯活潑なる初生兒である。今や世界を擧げて改造の機運が漲つて居る、鑛夫たりとて人格を無視した鑛主の横暴虐使に何時迄も默從して居る事は出來ぬ。今日の所謂人種自決主義に依りて鑛夫の事は鑛夫自身で捌いて行かればならぬ、徒に他人の力を當にして百年待つても誰も構ふて吳れる人はありやしない、自覺ある我同胞三十萬の鑛夫諸氏

よ、奮て我鑛夫協會に來れ、而して我等の主張を貫徹すべく奮勵努力せよ。

本會は各地の炭坑鑛山に勞働せる鑛夫を以て組織し現制度の下に於て鑛夫の境遇を改善し其地位を向上せしむるを以て目的とす。鑛夫の勞働契約に關する一切の事項及び爭議の解決同盟罷業等に關する事件の取扱を爲す。

其他巡回講演機關誌發行等も行ふと云ふ。會設立に至る經路は川島氏自ら各地の炭坑に坑夫として働き警察力や鑛山主の頑迷は同氏をして各地に流浪せしめた、から礦夫協會は各所に芽ぐみ、各所に摘み取られた恰も鳥に依つて種子を播かれる植物の樣なものであつた

京都に皇國勞働會設立

八月十二日、京都奥村電機商會の勞働爭議の解決に失望して、計らずも友愛會京都聯合會に龜裂を生じ就中激昂甚しかりし友愛會宿友支部及壬生支部の一部は直ちに脫會を宣する等の騷ぎとなつた。十三日友愛會京都聯合會事務所に宿友支部の幹部及壬生支部の幹部は元主事下山淺治郎氏を中心として新團體組織の協會を初め、大每記者西川白子氏萬朝記者平田氏等を相談役として殆ど議纏り八月十八日に至りて創立總會を開いて皇國勞働會と命名して活動する事となつた。會員は右兩支部より百餘名加はる事となり會長として下山氏が就任した綱領を見れば次の如くである。

一、我等ハ奉公ノ至誠ヲ以テ國家ニ對スル正當ノ任務ヲ遂行スルト同時ニ協同ノ努力ヲ以テ正當ナル權利ノ伸張ヲ期ス

一、我等ハ常ニ世界ノ大勢ニ鑑ミ公正ノ理想ニ從ヒ德育智育及體育ノ向上ヲ圖リ勞働者トシテノ技術ノ進歩ニ努力セン事ヲ期ス

一、我等ハ互助ノ精神ニ基キ團體ノ一致ニ盡シ以テ產業ヲ振興セシメ生活ノ安定ヲ得ン事ヲ期ス

事業としては基金增殖、勞資の調査、相談、交涉、相互救助、啓發講演、精神修養及技術の硏究、保健上の施設、慰安的會合人事相談、巡回文庫、出版等である十月より月三回發行の皇國勞働新聞を出版する筈である。此至尊を上に戴いて社會組織を匡し勞資の制度を革め國家本位の社會主義的制度の實現を理想とする皇國勞働會の多くの規則の中他の組合等に見ざるものは次に揭ぐる勞働爭議規定である。

勞働爭議規定

本會々員ノ個人的又ハ團體的勞働爭議發生ノ兆候アルトキハ成可ク未然ニ於テ之ヲ解決シ又止ムヲ得ス勞働爭議ヲ惹起セルトキハ可及的之ヲ有利且ツ圓滿ニ解決センタメ玆ニ會則第三十九條ニ依リ支部長會ノ協贊ヲ經テ勞働爭議取扱上ニ關シ左ノ通リ規定ス

皇國勞働會

大正八年九月一日

第一條　本會ニ勞働爭議常任委員會ヲ設ク

第二條　勞働爭議常任委員ハ會長、副會長理事及ヒ支部長ヲ以テ之

ニ充當ス

但シ該委員長ハ本會々長チ以テス

第三條　勞働爭議常任委員長ハ勞資ノ調査研究上必要ト認ムルトキハ隨時勞働爭議常任委員會チ召集スルコトチ得

第四條　本會々員ハ本會ノ承認チ得スシテ本會ノ名チ濫用シ又ハ本會ノ行動ト見做サルヽ如キ形式チ以テ勞働爭議チ惹起シ又ハ之チ執行スルコトチ得ス

第五條　勞働爭議ノ兆候アルカ若クハ勞働爭議發生セルトキハ該事件ニ關係チ有スル本會々員ハ直ニ其旨チ所屬支部長ニ報告スヘシ

第六條　支部長ハ所屬支部員ヨリ本規定第五條ノ報告チ受ケタルトキハ成ルヘク速ニ該事件ノ內情チ精査シ之チ會長ニ報告スヘシ

第七條　會長ハ支部長ヨリ本規定第六條ノ報告チ受ケタルトキハ左ノ方法チ執ルモノトス

一　會員ノ個人的ニ關スル事件ニ對シテハ會長ハ其會員ノ所屬セル支部長チシテ適宜之チ處理セシムルモノトス

二　會員ノ團體的事件ナルトキハ成ルヘク速ニ理事支部長合併會チ召集シ該事件チ當該支部ノミノ問題ト爲スカ又ハ本會ノ問題ト爲スカ將タ又全然之チ問題トセサルカチ愼重ニ協議スルモノトス

第八條　本會々員ノ團體的勞働爭議チ本會又ハ支部ノ問題ト爲ス場合ハ大略左ノ覺書ニ準據シテ之チ取扱フモノトス

勞働爭議取扱方覺書

第一　臨時委員チ左ノ通リ置ク

一　總務委員　若干名

二　代表委員　若干名

第二　臨時委員ノ選任方法左ノ如シ

一　總務委員ハ爭議事件チ本會ノ問題トシテ取扱フ際ハ會長之チ副會長、理事、支部長、副支部長ノ中ヨリ任命シ、支部ノ問題トシテ取扱フ際ハ支部長之チ當該支部ノ副支部長、幹事、議員ノ中ヨリ任命ス

二　代表委員ハ該勞働爭議ニ直接關係チ有スル會員中ヨリ之チ選擧セシム

第三　本會又ハ支部ハ臨時左ノ機關チ設ク

一　總務委員會　二　代表委員會　三　全委員會

第四　總務委員會ハ總務委員チ以テ組織シ本會代表ノ見地ニ立チテ事件ノ解決方針及ヒ遂行上ニ關スル重要事項ノ根本策チ決議スルモノトス

第五　代表委員會ハ代表委員チ以テ組織シ全委員會ニ提出スヘキ事項チ豫メ協議シ又ハ全委員會ノ決議事項執行上ニ關シ詳細ニ協議シ且ツ該事件ニ關スル各種業務チ分擔處理ス

第六　全委員會ハ總務委員及ヒ代表委員チ以テ組織シ該勞働爭議解決上ニ必要ナル實行方法及ヒ総結ニ關スル重要事項チ決議スルモノトス

第七　各委員ノ長ハ左ノ方法ニ依リ之チ選任ス

一　總務委員長ハ爭議事件チ本會ノ問題トシテ取扱フ際ハ會長之チ任命シ支部ノ問題トシテ取扱フ際ハ當該支部長之チ任命ス

二　代表委員長ハ代表委員中ヨリ之チ互選ス

三　全委員長ハ總務委員長チ以テ之チ兼掌セシムルモノトス

第八　各委員長ノ權限左ノ如シ

一　總務委員長ハ該事件解決方針ノ善惡及ヒ終結チ告クルマテ一切ノ根本策ノ是非ニ關シテハ會長ニ對シ其責ニ任ス

二　代表委員長ハ該事件關係會員全部ノ結束ニ關シテハ勿論各代表委員ニ對シ諸達並ニ通知ノ傳達各種業務ノ命課及ヒ此等ノ實行方督勵ニ關シ全委員長ニ對シ其責ニ任ス

三、全委員長ハ該事件ニ關シテハ本會ノ面目及ヒ直接關係會員チ代表シ該事件一切ノ業務チ處理シ其解決方法ノ正當不正當並ニ本會ニ及ホス利害ニ關シテハ會長ニ對シ其責ニ任ス

第九　各委員會ノ議長ハ各委員長チ以テス

第十　全委員長ハ當該勞働爭議終局後ハ事件ノ經過並ニ終結顚末及

ヒ會計上ニ關スル諸件等ヲ直ニ本會々長ニ報告スルヲ要ス
但シ支部ノ問題トシテ取扱ヒタルモノハ當該支部長ヲ以テ之ヲ報告スルモノトス

第十一　勞働爭議ヲ本會ノ問題トシテ取扱ヒタル場合ハ會長、支部ノ問題トシテ取扱ヒタル場合ハ支部長ハ該事件ノ終局後定時（必要ト認ムル時ハ臨時召集）支部長會又ハ支部議員會ニ對シ當該事件ノ全委員長ヲシテ本覺書第十ニ準シ所要ノ報告ヲナサシムルヲ要ス

補　則

第九條　勞働爭議事件ニ必要ナル經費ハ凡テ支部長會ノ決議ヲ要ス
但シ臨時會計ヲ以テ之ヲ處理スルモノトス

第十條　勞働爭議事件ニ直接關係ヲ有スル本會々員ハ勿論其他ノ本會々員トイヘトモ當該勞働爭議全委員會ノ決議事項ニ關シテハ一切服從スルノ義務アルモノトス

第十一條　本規定ニ依ル常任及ヒ臨時各委員ハ本會又ハ支部ノ勞働爭議ノ現實問題ハ勿論調査研究ノ會議及ヒ實行ニ參與スル際ハ必ス酒氣ヲ帶ヒサルヲ要ス

第十二條　本規定ハ支部長會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ贊成アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得
但シ會長ニ於テ其決議ヲ不當ト認ムルトキハ次回ノ本會總會マテ本規定ヲ保留シ會則第四十條ニ準シテ之カ可否ヲ決スルモノトス

第十三條　本規定ハ大正八年九月一日ヨリ實施ス

大阪印刷同業組合青年團の成立

八月二十一日大阪市内印刷同業組合員四百餘軒に從業する從業員約五千人を會員とし、是等會員の自助的精神を涵養せしむる目的で以て印刷業青年團創立委員會が開かれた。同青年團は五十八を以て一分團として團長には同業組合長を戴き維持費は主として組合（雇主側）から支出すると云ふ。

和歌山勞働共益會の設立

八月二十五日夜和歌山日日新聞主催の勞働大演說會が和歌山市で催された。此演說會は今回新に成れる和歌山勞働共益會の發會式を兼ねたものであつた。當夜の辯士には黑須龍太郎、山本平助、森勘七、海添鑑、秋月集一の諸氏であつた。同會の目的は勞資協調に在るらしく又幾分政治的結社であるらしい。會員は約二千名で其種類は會社職工を主とし、其他一般勞働者をも含む會長は山崎傳之助氏である。今其規約の主なるものを示せば次の如くである。

第四條　本會々則ハ本會大會ノ決議ヲ經ルニ非ラサレハ變更スルコトヲ得ス
但會長ハ必要ニ應シ顧問ノ同意ヲ得テ適宜ノ處置ヲナスコト得

第五條　本會ノ目的ヲ達センカタメ左ノ事業ヲ行フ
一、共濟　正會員ノ死亡又ハ不慮ノ災難ニ遭遇シタル場合ハ慰安救

濟スルモトノス
二、職業紹介　正會員ノ求職ノ周旋ヲナス
三、法律顧問　會員ニ法律上ノ事故起リタル場合本會ハソノ相談相手トナリ會員ノ幸福ヲ保護ス
四、爭議調停　會員カ雇主トノ間ニ爭議ヲ生シタル場合本會ハ之レカ調停ニ盡力ス
五、身上相談　會員各自ノ身上ニ關シ一切ノ相談ニ應ス

東京市内大工職の聯合大會

八月二十七日東京市内在住十有餘萬の大工職人の棟梁連中は芝神山亭に東京大工聯合大會を開き、一大組合を作るの申合せをなし、徒弟待遇の改善、賃銀の制定、從來當業者を壓迫した材木商に對する對抗策等を協議した。之に次で同志の間に日本大工職建築組合なるもの創立され、各組合員の相互利益を增進する目的で以て日本木材大工建築株式會社なるものが設立された今其建築組合の設立趣旨を見るに大體左の如きものである。

世の中の進歩するにつれて他の職業の人々が進んで組合を作りて其の力で自分の職業の地位を安全にし、又利益を進めて居るのに、只獨り我大工建築業者の間では組合なるものもなく、又譬へ斯んな組合が成り立つても都合よく行かない。之れには多くの理由も有りますが、主なものは此の大工關係の職業の中に三つの種類のあるのと、組合が組合員に對して十分に盡くし得なかつたといふ事です。即ち三つの種類といふのは土木建築請負をしてゐる建築請負業者、建築の請負をして大工職工を使ふ所の大工職棟梁及び大工棟梁に從つて働らく普通にいふ所の大工職工でありまして、これ等のもの丶間には其の收入に大變の差ひがあるので、從つで其の地位にも大變な隔たりがあります、依つて一樣にまとめて行くといふことが甚だ困難でありました。譬へ組合が成り立つても只組合會員は組合の爲めに相當必要の入費を出すばかりで、組合の力で組合員一體が其の地位を進め其の利益を增すこともなく、更に何んの益する所もないので、自然に永續きしない樣な結果になります。然し之れは組合といふもの丶惡いのではない、只其の組み立てに不十分な所があつたからです。如何しても之れからは何の職業の人でも其の自分の地位の安全をはかり幸福を保護する途としては組合といふ一つの團體の力をかりて進むより外はありませぬ。依つて我大工職建築業者が此に手を携えて確乎した力のある組合を作るといふことは今の時の有樣から觀て最も善い又最も急ぐ問題ではないかと思ひます。

此に於て今回日本大工職建築組合なるものを作りて、其の組合規定の下に大工職關係業者の三種を區別し、其の等位、其の功級及び其の技量を明らかにするは勿論、人の繰り廻はし、賃金を一定すること、取引の安心で確實に運ぶ樣に其他組合員の病氣災難の時でも互ひに助け合つて組合員一同が安心して仕事の出來る樣にして我組合を盛んにし又組合員の幸福を十分に進めたいのであります。此の意味にもかない又十分な結果を收める爲めに、今玆に各有志者で日本材木大工建築株式會社といふ互ひに助け合つて利益を計つて行くといふ一つの會社が出來るから此の會社と我組合と親密に手を引き合つて親子兄弟の間柄の如く、心を一つに身を一つにして、會社は組合を扶け、組合は會社を助けて、力を協はせて行つたならば十分美くしい結果を見ることに違いないので御座います。之れこそ眞に組合を永く保つて行くに力ある方法であるばかりでなく、組合員一同の幸福を增す上に就て此上もない善い方法であります。

今迄は斯んな組合を作る時は色々の名前で費用を出すものですが茲には組合が確實と成り立たなかつた時は費用など出す必要はありませぬ、又日本材木大工建築株式會社が出來るにも、其の會社の株をお持ちになる義務はありませぬ持つ持たぬは皆さんの隨意です。

尚木材大工建築會社と建築組合員との關係は建築會社起業目論見書中に左の條項に依つて之を明示して居る。

第七　大工職組合員　日本大工組合員及ヒ諸建築業者ヲ以テ組合員トス

八　組合員ノ特典本組合員ノ享受スヘキ特典ノ要項凡ソ左ノ如シ

一、年月賦償却貸家及ヒ實費建築請負其他ノ建築工事ヲ間斷ナク行ヒ以テ職人ノ手明無カラシム

二、工事資金ノ心配ナキコト

三、組合ノ費用ハ直接醵出スルノ要ナシ

四、建築ニ關スル諸材料ノ價格及ヒ諸工賃ノ一定ヲ見ラルヽコト

五、工賃及ヒ諸給不拂等ノ懸念ナキコト

六、餘暇ヲ以テ無賃ニテ建築上ノ實習研究ノ自由ナルコト

日本交通勞働組合設立

八月末日成立した日本交通勞働組合では九月三日及八日の幹事會を經て十一日本所支部發會式を開き田尻市長の講演があつた。十五日、三の輪支部發會式を開き次で十月八日麻布に三田支部發會式を擧げ次いで青山、十月二十五日巣鴨も支部發會式を擧げ、濱松町廣尾新宿等も既に支部名儀を有してゐる、かくて十一月八日に至つて、組合の名の下に五ヶ條の要求條項を東京市役所電氣局に提出して、八千三百餘の東京市電乘務員を渦中に捲き込んで大爭議の端を開いた。同會の綱領及規則の主たるものは次の如くである。

綱　領

一、交通勞働者ノ權威ヲ天下ニ宣シ大ニ同志ノ奮起ヲ促スヘシ

二、團結ノ力ニ依リテ平穩且ツ公明ナル手段ヲ以テ自己ノ生活ヲ改善スヘシ

三、互助ノ精神ヲ振興シ友愛ノ實ヲ擧クヘシ

一、總　則

第二條　本組合ハ各種ノ交通機關及其ノ製造工場ニ從事スル男女勞働者ヲ以テ之レヲ組織ス

第三條　本組合ハ組合員共同ノ力ニ依リテ其生活ヲ改善シ精神及物質上社會ノ一員タルニ必要ナル資格ヲ備フルヲ以テ目的トス

第四條　本組合ノ本部ハ之レヲ東京ニ置キ支部ヲ各地ニ置ク

第五條　組合員ハ毎月一定ノ組合費ヲ徵收シ之レヲ組合ノ組合費ニ充ツ別ニ毎月一定ノ積立金ヲ徵收シテ之レヲ組合ノ基金トナス但シ寄附金ノ處分ニ就テハ其都度之レヲ定ム

第六條　組合員ヲ別チテ正組合員及贊助員ノ二種トス

東京府下十條に於ける十條會の成立

東京砲兵工廠職工の勞働爭議の最中王子十條方面の

職工は十條會なる工廠職工の團體を組織する事となり八月三十一日幹部の連中集合して左の如き會則を制定し九月七日其發會式を擧げた。

一、吾々ノ人格ト社會的地位ノ向上獨立ヲ圖ル爲十條會ヲ設立ス
一、本會ノ目的事業ハ會員双互ノ扶助ヲ主トス
一、本會ハ委員ノ合議組織ニ依ルモノトシ、委員ハ約五十名ノ會員中ヨリ一人ヲ選出スル事
一、會費ハ追ツテ定ムル事
一、今回ノ會費並ニ基本金トシテ有志者ヨリ寄付金ヲ仰ク事、

其後此會の幹部連中は横田某氏を始め總て砲兵工廠事件の爲收監されたので、遂に立消えの止むなきに到つた。

松山市内印刷工の親睦會

八月三十一日松山市内新聞社其他印刷所の印刷活版工三十名は親睦會なる勞働團體を作り會則を設けて各工場職工に配布した。

東京小石川博文館職工の大進會

九月七日東京小石川博文館印刷所職工は大進會なる組合を組織した。同會は七月末博文館工場の職工が同盟罷業をした場合實行委員長であつた中尾新三郎氏を會長にして居る。其目的とする所は『舊來の惡習を打破し、勞働者と資本家の調和を圖り、知識の啓發、技術の練達、能率の増進を期し、互信相愛を以て結合を固くし、生活の安定を期する』と云ふにある。役員は幹部會の互選と云ふ事になつて居たが、一會員から會員の互選による民本的方法にしては如何と云ふ動議が出た。此動議は七日の發會式には保留となつた。

伏見模範勞働會

九月頃より伏見に伏見模範勞働會なるものが成立した。會長山口松太郎氏は元と友愛會京都聯合會に屬してゐた人である。主義は協調主義にして會員殆ど無しと云はれてゐる。

海員各團體の聯合協議會開催の計畫

九月初め友愛會横濱海員本部長濱田國太郎氏は郵船會社に於て今回物價騰貴に鑑み十割の増給をなしたるに對し東洋汽船は僅か四割の増給をなしたるのみに止

まり大阪商船は目下詮議中の有樣にて會社に依り非常に公平を缺くものあり人材の登用に就ても情弊多き爲今回各階級を通じて試驗制度を採用せんとするを目的にて東洋俱樂部、神戸港濟會、共濟會、救濟會、商船同志會、郵船同友會、白洋會の各團體を打つて一團となし、海員銓衡會を組織し全國十六萬人の海員を包含し强大なる力を養ひ一齊に各社船及社外船の各方面の要求に應ずる大運動を開始すべく計畫して居つた。

兵庫縣飾磨町仲仕の勞働組合組織

九月上旬、兵庫縣飾磨町仲仕二百餘名は仲仕勞働組合を組織し仲仕仲間の自覺と向上とを促すと共に、運送業者に對し組合の加入者使用に關しては組合の承諾を得る樣に、又組合以外の者は飾磨港にて使用せぬ樣に交渉する事を申合せた。

日本洋服工業組合

九月中旬に成立した日本洋服工業組合は會長森谷吉藏氏にて會員約五百と稱す。事務所は東京神田仲猿樂町一四勞働運動本部内である。今は所謂純勞會に屬してゐる。

名古屋市の仲仕聯合會

九月十四日名古屋市陸上仲仕組合と海上仲仕組合との聯合會組織の議成り、名古屋驛運送組合仲仕取締吉澤熊吉氏と名古屋港仲仕組合取締淺井幸太郎氏と相提携して屋外勞働者向上發達を圖る爲に其等組合の聯合會を組織した。

尼ケ崎市に勞働組合設立の計畫

百數十餘の工場と七千五百餘名の職工を包有する尼ケ崎市に於いて九月中旬末より同市有力者中馬興丸氏等主唱の下に新しき勞働組合設立の計畫が進められた目的は勞働者の智性の向上啓發に在つて、勞資協調を力說し、此組合を協調の安全辨と爲す目論見で、近く双方の理解を求める爲めに双方代表者と懇談すると云ふ、之と同時に俸給生活者に對しても一つの組合を設けるの計畫があると云ふ。

帝國勞働者組合大阪に生る

大阪鐵工所櫻島工場の鐵工、造船工を中心として八月八日帝國勞働者組合は生れ、次で九月拾三日發會式を擧げた。同會は勞働界の險潮を憂えて穩健なる主義を持して勞働者の自覺に資せんとしてゐる。事務所は大阪市西區櫻島町二七の二竹中小一郎方である。同會の綱領事業會員等は大略次の如くである。

一、本組合員は職業の何たるを問はず男女の別なく隨時入會し得べし脫會は勝手たる事、一組合員は常に忠君愛國富國强兵の念を忘る可らず是卽ち本組合の最大骨子にして我等向上發展の大原動力たればなり。一、本組合員は何事に依らず常に一致協力以つて我等勞働者の向上發展に努む可し。一、本組合對雇主の交涉は組合に於いて其時々に適當の委員を選拔し極めて穩健なる手段合理的の方法に依り双方圓滿なる解決を付くる事、暴力暴擧は本組合の堅く禁ずる處にして同盟罷業は只是れ本組合の如何ともなし能はず萬事休せし最後の手段なり。會報として雜誌『勞働』を有す。

會員數は大阪鐵工所職工を主として現在約七百名ありと云ふ、組合長中村與吉（圖工）雜誌編輯人能勢隆義（仕上工）以下役員全部は鐵船工撓鐵工、ポンスエ、銅工等である事務主任は竹中小一郞（鐵船工）である。事業は、會報『勞働』發行。失業者其他救濟及就職紹介、人事相談、巡回文庫、發明奬勵、將來の事業としては化學研究所、勞働病院勞働館の設立。會費は月拾五錢である。

廣島製針職工組合朋友會

九月十五日、廣島市內外一千五百の製針工を背景とする製針職工組合朋友會の發會式が廣島市鷹匠町勝行寺で擧げられた會衆約二百、軍隊布敎師山名某の勞資問題の講演などあつて無事閉式した、朋友會は八月中旬製針工の賃銀値上運動の起らんとした時職工中の一人現任幹事長木原茂氏が組合の必要を力說したのに初まる。爾來木原氏等を中心として熱心に同職工叫合に努め現在會員約二百五十名となつた。製針業は廣島特有の產業とも云ふ可く戰亂中は異常の利得を獲てゐたが近來事業不振にて事業を休止する者すら出てゐるのである、職工賃銀も平均一圓二三十錢程度に過ぎない。工場組織も小規模の家內工業の圍を漸く脫した程度のものも隨分ある、斯會では每月一回以上宣傳演說會を開いて小さい乍らも眞面目な確實な道を步むでゐる。

幹事長木原氏は未だ二十四五歲の青年である、彼は幼にして父母に別れ、淋しい貧しい暗い生活を送つて高等小學の課程も了つてゐない。然し彼の文學的な嗜好はそのまゝ朽ちさせなかつた、彼は一時

小新聞に筆を取つた事すらあつた。其後製針職工となり既に三年餘の日子を經て今日に至つた。彼は今純然たる組合主義者として立つてゐる。

同會の宣言綱領等の大樣は次の如く、事務所は廣島市鷹匠町土井內。

大歐戰亂の終熄は世界各國を擧げて殆んど同一な反響を與へてゐる、卽ち經濟界に思想界に、其大なる衝動に依り現に英、米、佛、伊、獨各國に於て頻りに宣傳されてゐるデモクラシー運動の如き其の洋々たる勢ひは時を重ね日を經るに連れ强大の度を加へ今や純然たる世界思潮の如き觀を示すに到れり、卽ち此の思潮はやがて我が勞働界にも動波し來たり從來の資本專制に對する『勞働者の解放』等の標語は今や一般民衆の叫ぶところとなり時に於て見る同盟罷業の如く怠業の如くいづれも此の運動の高潮を語るものにして斯くして民衆の力は日を逐ひ時を重ぬるに從ひ勢熾を加へつゝあることは何人も否定し得ない事實である。(中略)然らば吾々は現下の我が勞働運動を最も自然に導かうとしたなれば云ふまでもなく我が國體と國民性とに立脚した卽ち國家中心主義の許に有ゆる勞働運動の成果を期せねばならない、然り而して始めて吾が勞働運動は完全に達成さる可きものである。此の觀念は單り勞働者のみならず、資本家と共に自覺なさざる可からざる事、論を待たない、從來の如きは偏重偏輕の迷夢を固守なす可き時代にあらざること勿論にして資本家が物質の提供者なれば卽ち勞働者は勞力の提供者たることの理解と自覺は相互に於てあらねばならない。世の勞働本位の議論が其の論旨に於て甚だ薄弱なるの缺陷を免れぬに相一致して資本主義一點張りの議論の如何に盲論なるかは蓋し自明のことなるは謂ふを要せないのである此の種自覺は卽ち現今の勞働運動をして健全ならしむる唯一の道程にして延いて目下の勞働問題を解決なすの要諦たること論ずるまでもない、併し玆に於てか吾人は單に物質のみの慾求を追ひ、いやしくも人生の目的たる內面的、本質的、精神的、向上の大成を期す可き大任務を忘る可からず、然らずんば如何に努力するも吾々の運動は畢竟ずるに跛的ならざるを得ないのである。吾等は單なる民衆として力と物質の增大のみを以て滿足とするものでない、其の質的方面をも穿鑿なす要ありと信ずる、要は社會民衆としての力の强大もさる事ながら先づ第一に吾々は精神的に人格的に强くなると云ふことに先づ最初の全力を傾注しなければならない。(下略)

目的、會員の人格及び社會的地位の向上、並に會員の共助を目的とす、會員、廣島縣下の製針工より本會の目的に贊同し入會せる者を以つて會員とす、會員は月十錢を會費として納付す、特別會員は五圓以上を基金中へ寄附したる會員を云ふ。

尙斯會は次の如き事業を計畫してゐる。

一、夜學の開設、
一、勞働と工場主の爭議を調停なすの機關の設置、
　但し本機關の組織は本會最高幹部に依て成る勞働代表員と工場主側の代表員を以てし自から公正獨立の機能を有する。

名古屋市內下駄職人の組合

九月十六日名古屋市內下駄職人一同は商品陳列館に會合して早川鍵次郎氏座長の下に職工組合を組織した

先覺會(東京博信堂印刷所)

東京博信堂印刷所職工約五十餘名を會員とした一つの勞働團體が在る。之れを先覺會と云ふ。

日本共働會

九月中、時計工小池宗四郎、山崎元次郎、仕上工高花房吉氏等勞働同盟工の殘黨に依つて組織された組合である。

京濱硝子職工組合の成立

九月卅日午後六時東京本所業平亭にて友愛會京濱硝子職工組合發會式を擧げた。組合成立の計畫は三ケ月前よりであつて未だ同種職工全部を網羅した譯でないが關係製造工場は東京製壜會社(深川猿江裏町)帝國硝子會社(同所)東洋硝子本所(大平町)同田硝子會社(同所)横濱硝子(横濱)坪内硝子(東京)等で各所在地には支部がある。

小阪銀山小阪協同交誠會

秋田縣小阪町渡ノ羽に小阪協同交誠會と云ふ一種の縱斷組合が在る、同會は小阪銀山現傭從業員を以つて組織するものであつて綱領の大樣は次の如くである。

時代ノ趨勢ニ鑑ミ吾人ハ勞働者自覺ノ第一歩トシテ會員各自ノ修養努力ニ依リテ人格ヲ向上シ一面事業主ト諒解ノ下ニ生活必需品ノ廉賣慰安共濟等吾人日常生活ニ關スル事業ヲ經營シテ自治的生活ノ訓練ヲ積ミ以テ精神的ニ物質的ニ吾人勞働者ノ地位ノ向上ヲ圖ルヲ目的トス、

同會設立の經過は八年九月三十日從來の共和獎勵會(飯場頭より成る)及擁護會(職頭小頭より成る)を合併して全山各工場より選出された委員五十名を以て設立委員會を開き而して後成立したもので十月五日第一回評議員會を開いて日用品廉賣に關し指定商設置の件並に元山、大谷地、渡ノ羽三ケ所に勞働倶樂部建設の件を議決し十月末に至つて何れも實行されて成績頗る見る可きものがあると云ふ、十一月二十三日より五日間盛大なる發會式を擧行した。又十二月十三日花岡支山に支部を設けた、會員數は總數約六千三百名會則の大樣は左の如くである。

一、本會ニ左ノ役員ヲ置ク
會長一名、副會長二名、理事七名、評議員四十三名、
一、評議員會ハ會長副會長理事長評議員ヨリ成リ會長之カ議長トナル
一、評議員ハ常時ニ於ケル一般會員ノ意思決定機關ニシテ其決議ハ絶對ノ拘束力ヲ有ス
一、會長ハ飯場側職頭、小頭側鑛夫側ヨリ各一名ノ候補者ヲ出シソノ三名ニ於イテ互選シテ他ハ副會長トナル
一、評議員ハ次ノ標準ニテ選出ス
飯場頭五名、職頭小頭二十名

鑛夫側二十五名(職工モ含ム)
一、本會ハ會費並ニ寄附金ニテ維持ス
一、會費ハ男五錢女二錢ニテ毎月賃銀ヨリ之ヲ差引キ飯場頭カ所屬會員ノ分ヲ纒メテ納入スルモノトス

呉勞働組合

呉市には約三萬餘の職工を有する呉海軍工廠と約二千の職工を擁する金ペン製作所とがある、同地に以前から呉商工新聞を主宰してゐた山本多郎三と云ふ人物が在つた、彼は大正八年一月頃より該新聞を月三回發行の勞働新聞と改題して同地の職工に勞働組合の必要を力説し初め、八月頃より數回勞働問題演説會を開催したりした。十月に入りて、勞働組合設立委員會を少數の工廠職工と共に設け自ら設立委員長として活動し、漸く會の基礎も鞏固を加え約二千を超ゆる入會見込者を得て愈々十月三十一日天長節の祝日を期して同市二河公園大廣場に呉勞働組合の發會式を擧ぐるに決定する迄に運んだ、然るに之に先つて十月二十五日頃工廠當局者は工廠内に『近頃當市の一部の有志にて組織されむとする勞働組合は其主張者の平素の言動に鑑み當工廠從業員の加入は不賛成なり。但し各自の自由意思に任ずる』云々の掲示を爲し、同時に加入職工の姓名調査を行はしめたりしたので入會希望者の一部をして大いに恐怖せしめたが一方、從來から工廠當局が勞働問題講演會等への出席に干渉した事を憤れる職工をして反つて入會の熱を煽らしむる事となつて定刻所定の場所に發會式を擧行した。會衆約六百山本勞働新聞社長司會者となり、廣島の辯護士藤田若水氏を會長に選任し山本社長演説其他會員の演説等在りて散會した。現在會員約千五百と稱す、勞働新聞を會務報告機關として不即不離の關係に置き、山本氏は名義上組合と離れて、近く勞働新聞を日刊にすべく奔走してゐる、十二月二月呉市呉座に第一回宣傳演説會を開いた、事務所は呉市岩方町精華女學校内假事務所である、新聞社の所在地は呉市東堺通五丁1/1である、同會の綱領等は次の如くである、會員は可なり熱心に自主的活動をやつて居る樣である。

一、我等ハ忠君愛國ノ主義ノ下ニ公共ノ理想ニ從ヒ、技術ノ進歩ヲ圖リ殖産工業ノ、發達センコトヲ期ス二、我等ハ共同ノ力ニ依リ着實ナル方法ヲ以テ我等ノ地位ヲ改善シ且ツ一致協力シテ相愛扶助ノ目的ヲ貫徹センコトヲ期ス會ノ目的ハ呉海軍工廠職工其他市内各種勞働者ヲ統一指導シ綱領ノ主旨ヲ遂行スルヲ以テ目的トス此ノ目的ヲ達成スシ爲メ左ノ各項ヲ行フ一、意志ノ疎通ヲ圖ル爲メ毎月一

回以上集談會ヲ催シ且ツ毎年一回以上有志ノ講演會ヲ開ク、二、會員善行者及精勤者ハ表賞シ之レニ反スルモノハ戒飭ス三、會員失業者又ハ不慮ノ天災ニ罹リ其他生計困難ナリト認ムルモノハ組合會ハ出來ルタケノ助力ヲナスモノトス四、少年勞働者及婦人勞働者ニ對シテハ適當ナル教育ヲ施スコト五、會員ニハ人格ノ向上ヲ圖リ國民トシテノ權、義感念ヲ明カニシ且ツ勤儉貯蓄ノ思想ヲ養成スヘク適當ナル施設ヲ爲スモノトス

中越鐵道從業員同志會

富山縣高岡市中越鐵道從業員中に十月初め頃同志會なる團體が生れた。

日本勞働革新親和會

十月初め東京深川に日本勞働革新親和會が設立された。會長は澁澤倉庫人夫木村儀丈氏で、岡警視總監や渡邊海旭氏等が多少援助してゐるらしい。

大阪安治川鐵工所職工組合

鐵心會

十月六日、大阪安治川鐵工所職工全部七百名より成る純職工團體の鐵心會の發會式を大阪中央公會堂に開いた、同會は職工以外の職員の如きは一人も加入せしめず職工長高橋某を會長とし委員相談役以下全部職工中より選擧し全然自治に委してある、當日の來會者五百餘、瀧村社長、清水技師長の祝辭に次いで職工約三十名の演說あり、六時より食堂を開き浪花節曲藝などの余興があつて八時過散會した。會員數約五百二十名

同會の綱領等は次の樣である。

自治ノ精神ニ基キ勞資協力我國機械製造工業ノ發展ヲ期ス
品性ヲ高メ學藝技術ヲ磨キ社會的地位ノ向上ヲ期ス

第一條　本會ハ合資會社安治川鐵工所職工全員ヲ以テ組織シ鐵心會ト稱ス

第十八條　委員會ハ本會ノ目的ニ關スル事項ニ關シ其決議ニヨリ會長タルヲ以テ支配人ヲ經テ所長ニ建議ス

第十九條　會員ハ本會ノ目的ニ關スル事項ニ付キ其意見ヲ委員二名ノ紹介ヲ經テ委員會ニ建議スルコトヲ得

第二十條　委員會ハ其總員ノ二分ノ一以上ヲ出席スルニ非レバ議事ヲ開クコトヲ得ズ

第二十六條　相談役若干名ハ委員會ノ決議ニヨリ安治川鐵工所委員ヨリ推擧ス

第二十六條　相談役ハ本會並ニ委員會ニ出席シ其ノ意見ヲ開陳スルコトヲ得、但シ決議權ヲ有セズ

第三十條　本會委員ノ選擧ハ各職工長之ヲ管理ス
但シ投票ニ於テハ有權者（滿二十一歲以上、勤務日數百八十日以上）並ニ當鐵工所々員各二名ヲ立會人トナス可シ

（以下略）

大阪煉瓦積立同業組合

十月初め、大阪府下及尼ヶ崎市の煉瓦積立職工約千二百名が、大阪煉瓦積立同業組合を組織し協調主義を標榜して立つ事となつた。組合長は喜文字德太郎氏、副組長に辻本末吉氏就任した。本組合の規約の大様は左の如くである。

第一章 總則

第二條 本組合ノ地區ハ大阪府下一圓及尼ヶ崎市トス

第三條 本組合ハ地區内ニ於テ煉瓦積立業ニ從事スル者ヲ以テ組織ス

第二章 目的業務

第四條 本組合員ハ融和親善一致協力シ業務上ノ弊害ヲ矯正シ品性ノ陶冶ニ務メ各自信用ヲ保持シ技術ノ改善ヲ圖リ組合員一般ノ相互救濟及ヒ福利ノ增進ヲ以テ目的トス

一 必要ニ應シ隨時講演會ヲ開ク

二 一年一回運動會ヲ開ク

三 斯業ニ對シ功績アルモノ又ハ組合ノ業務ニ對シ功勞ノアルモノハ表賞ス

四 工事ノ進行上職工不足ノ場合ハ其申告ニ依リ相當職工ノ供給ヲ圖ルコトアルヘシ

關西電鐵從業員同盟會設立

十月九日大阪市電及各郊電鐵の車掌運轉手等の有志は大阪中央公會堂に集合して電鐵從業員關西同盟會なるものを組織する爲めに發起人會を兼ねて協議會を開いた。當日午後八時南海、阪神、京坂、坂急、大軌、市電の現業員五十餘名出席設立の趣旨を述べ、加藤友愛會理事より勞働運動の要旨を聽きて後、支部の設定會則の制定等に就いて各會社より十名の代議員を選出する事として十六日更めて會合を約して散會した。穩健に向上進步を計る事を主旨としてゐる。

福井市に新潮會組織さる

十月十日頃福井市に福井織物會社技師長下阪禾苗氏を中心として、勞働問題解決の團體として新潮會なるものを組織した。會員は凡て組織的專門教育を受けた上級技術者又は監督者であつて、贊助員、特別會員等を設ける、內容に就いては詳にせない。

勞働者保護會

東京に勞働者保護會と云ふのがある。和田順藏氏が主宰してゐる。

八幡製鐵所同志會

八幡製鐵所內の組合として同志會と云ふのが十月頃

組織された。役付職工等を多く收容して隱然御用組合の如く看做されてゐる。

臺灣勞働俱樂部設立者退去を命ぜらる

十月十一日、臺灣勞働俱樂部和田準藏氏は臺灣總督府より臺灣保安規則に基き三年間臺灣居住を禁止された。該俱樂部は日本勞働聯盟にも加りて桝本代表反對の運動をやつてゐた。同氏は本年三月該地に涉つて同俱樂部の設立に盡力し再三當局より注意を受けてゐたとの事である。

長野市在住印刷職工の組合

十月十二日夜、長野市内在住の印刷職工（新聞社及各印刷店）約二百五十名は勞働組合を組織して發會式を擧行した。

勞働公正會

十月十五日廣島縣海田市町、辻村小學校で勞働公正會の發會式が擧行せられた、同會は九月末日資本主との間に爭議を釀した廣島製作所職工一千八百名を背景として生れた縱斷的組合の氣分に鋭鋒を包んだ勞働組合である、會長は廣島製作所技師吉村一松氏で副會長職工北岡仙吉氏、主事は重村某氏である。目下會員は約八百名近くで、會の趣旨は勞資協調、技術的能率增進、人格向上相互共濟である、事業計畫は次の如き者である。

（一）工業補習學校の設置、（二）購買組合の設立、（三）機關誌の發行（四）共同合宿所の設立、（五）特約醫師を設くる事、

尙、同會の裏面の事情は先般の爭議に於いて强く組合の必要を悟りたる事及び將來より勞働條件の改善を徹底的に獲得せん事を期してゐるらしい。從つて會員各個の意志は可成り爭鬪的な氣分を有して居る。之れは一つに廣島地方の人々の曖昧なる氣分を承けてゐるのと他面、警察當局の過去に於いて可成り勞働團體に對して加へた壓迫を免れんとする爲めであると言ふ。友愛會の支部も嘗つて瓦解した例がある。

日本勞友會

九州の北隅、八幡市及其附近の休む時なき煤煙の下

に働いてゐる勞働者も又組合の必要に目醒めた、かくて友愛會の支部が生れ、日本勞友會が生れた。

日本勞友會は殊に北九州新鋭の勞働者の氣を負ふて至つて眞面目に至つて順調に發展しつゝ在る、同會設立に至る歷史は又至つて簡單である、卽ち十月九日現會長淺原健三氏が八幡市に於いて時局問題講演會を殆ど單獨にて開催し、其席上勞働組合の設立可否を聽衆に問ひ、其贊同を得て、その翌日有志數十名と共に、組合設立の具體案を議定し十月十六日八幡市彌生座に發會式を擧げた、會長淺原健三氏、以下田崎恕、藤井泰一、和田素彥、吉本雅一、野美淸一郎、田中善三、西田健太郎、吉村眞澄氏等數十名を中堅として八幡製鐵所、安川電氣、旭硝子、三菱骸炭工場等の勞働者を大いに糾合した。發會式當日は入場者より會費を徵し、入會勸告をなして入場者約六百を全部會員とした、其後入會者は製鐵所を主として續々增加し十二月初め確實なる處約千名を超え、自ら五千を稱してゐた、同會は其後宣傳の一方法として各商店と割引の特約を結んだりした、又每土曜日、研究會を開いて會員相互の討論を催してゐる。事務所は八幡市大門町日本勞友會である。

其後若松小倉大里等に宣傳演說會を開き、十二月八日、又もや八幡市八幡座に宣傳演說會を試みた、會員等各自熱心に活動してゐる。會長以外は皆現在勞働に從事しつゝ在る人々である、其宣傳、綱領、事業等次の如くである。

我等ハ社會ノ一員トシテ完全ナル相互義務ヲ完ウセントスル團體觀念ニ於テ何人ニモ讓ル事ナキヲ自覺スルモノナリ然レドモ吾人ノ責務ヲシテ他念ナク實行セシムルニハ餘リニ其ノ社會的制度ト經濟組織ノ上ニ不公平不平等ヲ現示シツヽアリ

生產事業ノ原動力タル權威ト勞働ニ對スル正當ナル報酬ヲ享有スベキ權利トハ毫モ認メラレズ只抑壓ト屈從ト窮乏ヲノミ知ル

茲ニ於テ吾人ハ協力シテ團體ヲ組織シ不平ト不安ノ生活ヨリ脫シ是レニヨリテ多數ノ幸福ヲ保持シ生產能率ノ增進ヲ圖リ以テ社會文化ニ貢獻セントス

希クバ滿天下ノ勞働者諸君我等ノ主義ニ贊シ我等ノ微衷ヲ諒セラレン事ヲ

一、本組合ハ各自ノ自制ニ基ク公正ナル社會行爲ヲ以テ終始ス

一、本組合ハ誠意ヲ有スル資本主ト圓滿ナル意思ノ疏通ヲ圖リ以テ生產事業ノ益々發展センコトヲ期ス

一、本組合ハ會員ノ社會的地位向上ト經濟生活ノ安定トヲ獲ンカ爲メニ審議考究不斷ノ努力ヲ盡ス

第二の條項に對する幹部の意嚮は半ばアイロニカルな口吻を洩らしてゐる淺原氏は種々な力役に從事した經驗を有し、私立日本大學かの出身と云ふ、其思想可

成り純粹なるマルキシストに近いとも云はれてゐる事業は研究會、圖書閲覧所の開設、夜學、藥局、醫局幼兒保育所、購買組合、無料宿泊所、其他救濟施設並に宣傳演説、機關雜誌發行（大正九年一月の豫定）を掲げてゐる。

中國勞働組合

十月中山口縣下松町日本汽船會社下松造船所（久原經營、目下新設中）職工を中心として勞働者自助團中國勞働組合なるものを設立し十一月一日下松驛前劇場にて發會式を擧行して。來會者約七百、同組合は大阪鐵工組合の姉妹組合にて發會式當日も坂本孝三郎、金子忠吉兩氏は鐵工組合を代表して參列した尚同會は製罐工を中堅として居る。會社側も好意の態度を採つてゐると云ふ。

其趣旨書は次の樣なものである。

前後五ヶ年に亘れる大戰の餘影は世界を通じて民本思潮の勃興となり更に進んで過激的惡化せんとするの傾向なきにしもあらず吾人同志は此秋に當り我國特の國有民思想たる盡忠報國の念に基き時勢の進運に伴ひて我國體國狀に適合したる一大組合を組織して一方我勞働界の指針となり他方資本家の覺醒を促し相互の理解に基く協調一致の力に依つて勞働者の解放を實現し社會の改造を具體化し以て聊か勞働問題の解決に貢せんことを期す。

是にて觀れば同會は工場内職工組合を以つて甘じてゐない事が解る。

築地工人會

築地海軍造兵廠の職工相集つて、築地工人會を十月中設立し、十月十九日京橋會館で發會式を擧げた。來會者職工千六百、製圖部の熊田國治氏幹事長となつた至極隱健な主張を以つてゐる一種の縱斷組合である。

東京砲兵工廠勞働組合

十月十九日、東京砲兵工廠銃身工場の福元場長は井田清七、吉田清治氏等が發起となつて職工一同を會同して東京砲兵工廠勞働組合なるものを組織する事となつた。當局者との間に暗默裡の了解あるもの丶如く、所謂縱斷的勞働組合の實を擧ぐるらしい、尚女工部を設け其顧問に成女學校長宮田修氏を仰ぐとか。尚將來は廠外の軍需品、兵器製造諸會社の從業者をも一團とする計畫である。會則綱領、事業は大體次の如くである。

名　稱

第一　本會を銃身會と稱す

組　織

第二　本會は自治會にして銃身工場在職者を以て組織す（將來陸海軍の各工廠及軍需品兵器製造諸會社の勞働者を以て一團とすべき計畫なり）

目　的

第三　本會は忠君愛國の念を以て會員を統一し會員相互の智識を啓發し親睦を圖り作業能率を高め當局者と全き理解の下に相互の福利を增進し自治的觀念の養成に努力せんとす

事　業

第四　本會は會員の一部の萬一當局者との間に問題を惹起したる場合には之が調停に任じ全部の場合ある時は常に第三者（勞資協調會の如き種類のものを意味す）の公平なる批判を仰ぎ鬪爭的態度を排斥し常時左の事業を經營す

（一）讀書の便（二）講演及び討論（技術上及思想上）（三）發明及考案の奬勵及補助）（四）人格的善行の奬勵（五）會員の慰安及體育奬勵（但し事業は漸進的なるべき事）以下自第五至第十三略）

其後準備は着々と進行して、十一月八日午後五時砲兵工廠內食堂にて發會式を擧行して、現在會員は銃身部員約六百餘名にして庶務課員柳澤大尉等工廠當局の保護を受けてゐる。

東京市電氣局從業員組合

東京交通勞働者組合に反對して勞働者自治團を標榜して東京市電氣局從業員組合が設立され十月廿二日巣鴨支部發會式が開かれた。相澤茂七氏を主唱者として佐野、井上等の從業員發起人となり、福田秀一、藏原惟郭、綱島正興、山口作之進等の人々を顧問としてゐる。事務所東京市外西巣鴨庚申塚に相澤茂七方、當日の會衆約三百、野次盛んであつた。其後本會は沓として消息を聞かない。交通勞働組合に合したとも傳へられる。

大阪砲兵工廠の職工組合向上會の設立

十月中旬より設立の爲め有志が奔走してゐた大阪砲兵工廠從業員を中心とする職工組合向上會は十一月二日に準備會を開き、六十二名の評議員を選出し八木信一氏を副會長に推した。九日午前十時大阪市內森の宮小學校に發會式を擧行し、來會者約千餘に上り盛會であつた。會員約二千名だと云ふ。綱領其他は次の樣なものだ。

我等は愛國的精神に基き理想的勞働組合を組織し以つて勞働問題の根本的解決を圖り併せて自治的精神の開發品性の陶冶及技術の進步を促し我國產業界に貢獻せん事を期す。

事業は共濟、職業紹介、出版、講演、購買組合等で

總則中には

「本部を大阪に置き支部を全國各地に置く」「支部は常に本部及各支部と連絡を保ち一致の行動を爲す」云々

と規定して暗に其抱負が工廠從業員に限つてゐない様にもあり、又全國の陸海軍工廠を打つて一丸とするの意圖もあるではないかと疑はれる。設立趣旨中には「工廠從業員を以つて一彈とする團結を作り穩健なる思想の下に……」等あるかと思ふと、總則の第一條には「本會は勞働者を以つて設立するものとす」と定めてゐる。御用組合の如く、産業組合の如く、又職工組合の如くも見え一向判然しない。現狀を以つてすれば大阪砲兵工廠從業員の組合である。十二月關西勞働組合聯盟に加はつて普通選擧運動に熱心に參加した。

福岡縣鞍手郡に大工組合の成立

福岡縣鞍手郡西部六ヶ村大工同業者は十月廿五日若宮村に組合組織會を開き組合長及各役員を擧げ、此後諸般の事項に就て團體的行動をとるべき申合せをした

東京印刷工組合の創立

十月中旬東京市内東亞印刷、東京出版、千代田印刷秀英舍、國文舍、三協印刷、日新舍、日進舍、民友舍等の職長級の印刷工主となり、東京出版會社副社長小川邦孝氏組合長となつて東京印刷工組合なるものが設立され、二十六日鐵道協會で發會式を擧げた。同組合の綱領、趣意並に規約の主たるものは左の如くである。

綱領

一、本組合ハ印刷業ニ從事スル職工ノ精神的生活ト物質的生活ノ向上ヲ計ル事

二、本組合ハ信愛提携以テ結合ヲ鞏クシ各自ノ幸福増進ヲ期スル事

三、本組合ハ勞資ノ協調ヲ以テ要諦ト爲ス事

趣意

凡そ産業の發達を期せんと欲せば宜しく資本と勞力との關係をして圓滿融和せしめざるべからず若し此兩者の關係にして圓滿ならず融和せざる時は兩者の間に自から一大溝渠を劃し遂に乖離衝突の免れざるに至るべし果して此の如くなるに至らば唯だ産業の發達を阻碍するのみならず其社會に及ぼす弊害實に言ふべからざるものあらんとす是れ最も注意せざるべからざる所のものなり。

東京印刷工組合規則

第一條　本組合ハ印刷技術ノ改良進歩ヲ圖リ各人ノ自覺ヲ促シ地位ノ向上、美風ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第三條　本組合ハ印刷業ニ從事スル者ヲ以テ組織ス

第四條　本組合ハ目的ヲ達成スル爲メ組合員ノ幸福ヲ保全シ併セテ災厄不幸ヲ救濟スル事業ヲ行フモノトス

第六條　組合員ハ本組合ノ經費負擔ノ義務アルモノトス
第七條　印刷業經營者ニシテ本組合ノ目的趣旨ニ賛スル者ハ賛助員トシテ加入セシムルコトヲ得
第二十七條　本組合ハ組合員中失職者アルトキハ就職ノ紹介ヲ爲スモノトス
第二十八條　前條ノ紹介ヲ受ケント欲スルモノハ失職ノ理由其他必要事項ノ申出ヲ爲スヘシ
第二十九條　本組合ハ組合員ト工場主トノ間ニ勞働爭議ヲ生シタルトキハ之カ和解仲裁ノ任ニ當ルモノトス
第三十條　本組合ハ組合員ニ災厄不幸アルトキハ之ヲ救濟スルモノトス　但シ細則ハ別ニ之ヲ定ム
第三十一條　本組合ハ機關雜誌ヲ毎月發行シ組合員ノ智識交換ノ便ニ供スルト共ニ組合費ノ收納、經費ノ出納其他一切ノ報告機關ニ充ツルモノトス

大日本建具職組合

十月廿八日午前東京小石川傳通院で大日本建具職組合の發會式が擧げられた。中心人物は東京市外下澁谷一七八九八田廣吉氏で、顧問として辯護士網島正興氏が就任した。會員約二千と號し漸次同志者を全國に渡つて糾合すると云ふ。十二月末日當研究所より紹介を發したが、「創立日淺く尚具體的に御報する材料なし、不日當方より御知らせする」との回答があつた處を見ると未だ充分纒つてゐないと見て差支へない。

織物工自助團西陣織友會

京都市西陣の織物職工の團體として拾月頃織物工自助團西陣織友會は生れた。同會の中堅は元と友愛會西陣支部であつて西陣織工の氣風が未だ友愛會の主張に合するに遠いものがあるを知つた支部幹部は一旦友愛會より離れて本會を組織し、其主張として協調主義を標榜してゐる。會員數約百名、來年二月頃より機關雜誌西陣勞働者新聞發行すべく準備を整えてゐる。本部所在地は京都市西陣堅社北半町。同會の目的等を會則より摘記すれば次の如くである。尚會費は一ヶ月二十錢會員の家族及徒弟は十錢である。同會には元友愛會の戰士佐々木隆太郎氏や辻井民之助氏が幹部として居る。

第三條　本會ハ左ノ四部ニ該當スル者ヲ以テ組織ス
一　部　西陣　織物　賃業者
二　部　同職工
三　部　同自營業者
四　部　同徒弟、會員ノ家族
第四條　本會ハ會員協力一致シテ意見ノ開發、品性ノ〇養、技術ノ進歩ヲ圖リ以テ西陣織物ノ發達ヲ期スルト共ニ、西陣織物從業者ノ生活ノ安定、地位ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス
第五條　本會ハ第四條ノ目的ヲ達スル爲、左ノ諸事業ヲ行フ

一 共濟部、二 教育部、三 技術研究部、四 衛生部、五 慰安部、六 購買組合部、七 職業紹介部、八 法律部、九 調査部、十 擴張部

其趣意書は次の樣なものである。

我等西陣織物從業者は社會よりは非常に賤まれ、其の上一朝不景氣が來れば忽生活難に苦まねばならぬと云ふ、誠に悲慘極まる境遇に在るのです。然かも我等は我が國最大の機業地、世界的美術織物製產地たる西陣の原動力ではありませんか、此の大切なる地位、重大なる責任の有る我々が、かくも悲慘な境遇に在らねばならぬと云ふのは、全く我々の多くが其の地位や責任を自覺せず、餘りにボンヤリして居たが爲めであります。

我等は若し何時までも斯樣に無自覺にボンヤリとして居ては、到底子の代孫の代までも、此の悲慘な境遇より脫する事が出來ないのみならず、此の光輝ある西陣織物も遂には衰微し、我が國產業の爲誠に不幸な結果を來たさねばなりません。

此處に氣の付いた我々同志は相集り、互に協力一致して、此の大機業地の職人として恥しからぬだけの。人格、技術、智識を造ることに勉め、未だ覺醒せざる仲間に自覺を促し、我等職人の生活を豐にし、地位を高めると共に西陣織物の發達を圖る爲に、西陣織友會を組織したのであります。

僅か一滴の水も澤山に集れば幾萬噸の船を浮す海となり、岩をも碎く怒濤となるではありませんか。一人宛では非常に弱い我々も、大勢一致團結すれば如何なる事でも成し遂げられるのであります。

西陣織物從業者諸君、最早やグズ〳〵して居る時代ではありません、少しも早く本會に入會して、國家產業發達の爲、自己の幸福を圖る爲、我等と俱にお働き下さる樣切にお薦め致すのであります。

大阪に電工組合成立

大阪市笠屋町日本勞働新聞社内に假事務所を置いて十月末より電工組合が成立した。電氣事業關係勞働者は電工を以つて組織し大阪に本部を各地に支部を置く事となつてゐる。本組合は純然たる職工組合で、組合手帳や養老年金、共濟金などをも詳しく規定してゐる。會員數は未だ多數に達しないし、正式成立も未だである。機關紙として日本勞働新聞、電工の友(月刊)を持つてゐる。組合機關としては、大會、理事會、協議會支部總會、幹事會がある。

關西屋外勞働者誠友會

十一月一日、大阪市西區三軒家大正橋西詰にて關西屋外勞働者誠友會の發會式があつた。同會は屋外勞働者の統一、修養、救濟、共濟等を目的とする團體である。西九條の南又七なる人が主なる奔走者であつた。國民黨系の人々が之を聲援した。

京都印友會の成立

十一月初め京都市内の印刷、活版、石版、木版等印刷關係の勞働者は「印友會」なるものを組織し事務所

を同市三宮町七條上る森田盛次方に置く事となり、毎月二回第一、第三の日曜朝例會と定めた。會費十錢、目的は會員相互の親睦意志疎通、思想交換、相愛扶助技術の進歩、地位改善である、會員約五十名。

純勞會の成立

十一月七日、東京有樂橋さゝ屋に有志會を開いて純勞働團體が組織さるゝ事となつた。其メンバーは先般來三同に渉つて各所で原内閣彈劾演説會を開いた人々である。當日入會者は職業二十二種五十餘名であつた其綱領は

一、正義の勞働運動及勞働組合組織運動を援助する事、一、無政府社會主義を排斥する事、一、社會改造勞働問題の解決法を考究する事一、資本家擁護の内閣に極力反對する事、一勞働者の權利の獲得に猛進する事。

等である。其後傳ふる處に依ると、純勞會の幹部として働いて居る人々は何んだかプロフエッショナルな臭氣があつて、純勞の名に背いてゐはしないかと云ふ人もあると聞く。其演説會や其他の行き方に多少新時代思潮に反した點もあるのは事實である。

東京新聞配達夫の同盟會（新聞勞資協調會）

十一月上旬東京に新聞勞資協調會なるものが生れた同會の主眼とする所は新聞配達人の生活向上を計ると云ふのであつて、先づ最初に其勞働部の運動として配達料金の値上げを要求すると云ふ。其方法として十一月十日神田松本亭に演説會を開き、配達料金を朝夕刊四頁一回二十圓、朝刊六八頁一回二十五圓、朝夕八頁二回三十圓、同十二頁三十五圓に改め、日曜祭日を休むと云ふ決議をなし、之を要求として各新聞販賣店に提出すると云ふ。

長崎市三菱造船所南木工場の協和

十一月九日長崎市三菱造船所南木工場に技師職工六百餘名から成る協和會なるものが生れた。同會の趣旨は一大家族的團體を作つて相互技能を改善し、徳性を涵養し、生活の安全を保ち、職工の社會的地位を高め生活能率を增進するにあると云ふ。

横濱ニュース勞働團成立

十一月十一日夜横濱市内各新聞配達人等の團體たる横濱ニュース勞働團發會式が同市福昇亭に擧げられ、席上賃銀値上要求を決議した。

茨城縣に石工勞働組合

十一月十二日、茨城縣西山内村稻田の石工五十餘名が有志となり一つの勞働團體を組織する事となつた。委員を選出し、會名を共和會と名付けて十一月下旬總會を開くと云ふ。見込會員約三百餘名だと云ふ。

松本勞働俱樂部

十一月中旬松本市に松本勞働俱樂部なる者が組織された。同俱樂部は運動等をなす、人格向上修養社交の俱樂部に過ぎないと云ふ。

大阪の友禪染職工組合

十一月十五日、大阪市外豐崎町本庄豐崎館に大阪府下五十箇の友禪染工場の職工約千五百名中の有志六十餘名が集會を催して職工組合の創立の件並に創立委員十名を決定して今後月一回例會を開催して、友禪染職工組合の設立及發展を計る事となつた。

芝浦技友會成立

十一月十七日、正午より芝增上寺本堂にて芝浦製作所職工の團體たる芝浦技友會の發會式が催された。發起人八十餘名、義務報恩を主張して立つたものである。然るに發會式席上にて階級的反感が野次の聲の内に洩れ、澁澤男、大場博士等に對して殊に甚だしく向けられたりして幹部連をして大いに氣をもませた。會衆職工約七百、會員申込者千を超ゆるといふ。

鐘ヶ淵紡績大阪工場勞友會

大阪市外城東村鴫野鐘ヶ淵紡績大阪工場内の青年職工等を中心として八月頃より勞働問題研究會樣のものが組織されてゐて、工場長等の諒解を得て居た。其後一種の工場内に職工組合を組織し、勞友會と命付けて專ら修養等を主とし從つて組合的活動は將來を待たねばならぬ。

大阪に關西硝子工組合

大阪府下約四千餘の硝子工を糾合する目的で尼ヶ崎市の硝子工が中心として十月來奔走中であつたが一旦挫折せんとしたが漸く成立の曙光見え尼ヶ崎市與長町松下義信、尼ヶ崎關西電球會社酒井用次郎氏等を發起人として關西硝子工組合組織する事となり十二月初旬發會式を擧げる事となつた。

廣島勞働共濟會

十一月中、廣島市内外の屋外勞働者、無定職勞働者を糾合すべく勞働共濟會が成立した、其成立は至つて最近の事で未だ發會式も擧げてゐない、現在、會を主催してゐる人は佐藤新市氏である、事務所は不詳、發會式は十二月一日頃とのみで判然せない、主として人夫保護の方面に活動するものである。

釜石鑛山誠心勞働組合

十一月末釜石鑛山の勞働爭議は愈々險惡化せんとする時、鑛山勞働同盟會支部に對抗し、一面鑛山主にも對抗する意味で一つの勞働組合が生れた。夫は同鑛山坑夫六千名の約半數の請負をしてゐる請負業者が主唱して生れたもので廿八日釜石にて發會式を擧げた。其目的は或程度迄鑛山勞働同盟會と同樣の主張を爲すも大體に於いて鑛山主對勞働者の調停者たらむとするのだと云ふ。恰も仲仕業組合の如きもので、或意味に於いて鑛山主側の意を受けた御用組合的な臭味もあつた。

東京紙箱職工美工會成立

十一月末日東京市内の紙箱職工の聯絡を圖る爲めに東京紙箱職工美工會が設立され京橋區木挽町一ノ一四に事務所を置いた。會員約四十名。

倉敷紡績萬壽工場の明星會

十一月末日倉敷紡績萬壽工場(岡山縣倉敷町)の青年男職工を中心として工場の諒解の下に「明星會」と云ふ一つの職工團體が生れた。未だ職工組合の體面を備えてゐない、只社會問題に對する智識錬磨、品格修養を目的とするに過ぎない。勞働者問題だの、經濟學大意だのを同工場の人事課長橋本富三郎氏などから聽い

てゐる。

住友伸銅所新進會

大阪住友伸銅所職工有志を以つて組織する所謂縱斷的組合に新進會と云ふのがある。成立は十一月末、事務所は大阪市北區西野田十六町六六一安藤方である。

布哇に日本人勞働同盟成立

十二月一日布哇ホノルルに於いて各邦字新聞社後援の下に布哇全島の日本人勞働者の團體たる「布哇日本人勞働團體聯盟會」が生れた。近來各島各砂糖耕地に勞働組合が起つてゐたのであるが、今回此等が總聯盟を爲したのである。主として砂糖耕地勞働者である。本會成立と共に其決議に基いて布哇砂糖耕主組合（四十五耕地の製糖會社）に對し次の要求を提出した。

一、現在の砂糖耕地勞銀一日七十七仙を一弗二十五仙に增俸する事（約六割）婦人勞働者賃銀を一日九十五仙と爲す事
二、獎勵金制度の改正、三、八時間勞働（現在十時間）
其他五ヶ條

其結果は判明しないが、ストライキを以つて對抗する意思はなく。若し拒絕さるゝも將來の基礎を固むる

爲め隱忍するらしと云ふ。

神戸市內活版印刷職工組合

神戸市內の活版印刷職工千二百名中約四百名は神戸市活版印刷職工組合なるものを組織し十二月一日午後七時湊東俱樂部で發會式を擧げた。來會者約三百名、其中には四五人の文選女工もあつた。會長辯護士野田文一郎氏の挨拶、會員の演說等あつて十時散會した。同會の綱領は次の如くである。事務所は神戸市羽阪通り二丁目。

（一）組合員は總て時勢に應じ共同一致の行動を取る事（二）組合員の技術の進步を圖る事（三）組合員間の親睦を厚うする事（四）組合員の吉凶禍福を慶弔すること。其他會費を會員の各收入に應じ日給一圓以上月三十錢日給一圓以下月十五錢（但し女工は皆月々十五錢を徵收すること。

下關の仲仕組合

下關海陸仲仕組合は約千二百名の會員を請負業者小頭を通じて有してゐる。十二月四日下關警察署は組合員中の主なる者百餘名を召致して殘部千八百餘の仲仕を速に組合員として收容し堅實なる途を進むべき事を

勸説した。更に九日署長並に市長及び水上警察署長は運送業者二十名を招いて仲仕等との間に勞資協調の實を擧げられたしと希望を述べた。

發動機株式會社職工團體勞聖會

會社内勞働組合は近來大阪の一流行となつてゐる。大阪市外大仁の發動機株式會社では十月頃より友愛會等への入會者續出して組合熱は可成り盛んであつた。十二月初め全員約六百名を糾合して一つの縱斷的組合を組織する事となつた、其の名を勞聖會と稱し十二月五日大阪中央公會堂に發會式を擧行した、席上會社長の挨拶、一二新聞記者及岡村司博士等の講演に次いで余興などありて式を終つた。同會の目的は

一、會員相互の意思の疏通を圖り特に産業界の過渡期に處して過誤なからしめん事を期す。一、共同の責任を感じ正義を尚び自由を愛し技術を練磨し勤儉力行以つて社會的地位の改善を圖らしむ事を期す。一、本會の目的を達せんが爲め機宜に應じ次の施設を爲す。講演、徒弟教育、器具機械の改良、技術研究、消耗品の節約、生計調査、共濟、爭議調停、保健衞生、家族慰安、購買代理、醫療其他、

會員數は五百七八十名、會員種類、正會員は滿拾五歲以上の男子にて發動機會社に九十日以上在職する者、準會員は在職九十日未滿者及び女子幼年工にして發動機會社に在職する者、客員は發動機會社重役、機關としては委員長　常任委員、委員、會計及相談役（各工場主任各係主任）にて、相談役以外は凡て選擧に依る而して凡て會の決議は社長の承認を經て有效となるものである。同會設立の經過は十月十五日八時間制實施と共に會社より組合設立の希望を一般職工に傳へ、普通職工より先づ創立委員を約五十名選出せしめ、會則起草並に審議を行ひ十一月二十日社員、長階級よりの委員をも合して創立委員會を開き二十六日創立總會を經て十二月一日社長の承認を受け十二月五日發會式を擧げたのである。

大日本紡績津守工場内勞働組合惟德會

十二月八日大日本紡績津守工場（大阪市外）内社宅居住職工の團體たる惟德會は工場内に發會式を擧げ、工場長や福來博士の講演があつた。組合員約八百名、會内には協議員會が在つて、平職工より選出された協議員と職員より選出された協議員より成り立つてゐて夫よ

り理事監事を選任して執務機關たらしめてゐる。會員の資格又は本分等は規則書に依れば次の如くである。

本會ハ大日本紡績津守工場惟德會ト稱ス
本會ハ大日本紡績津守工場職工規則ニ依リ入社シタル社宅居住ノ者ヲ以テ組織ス
但シ社宅外ノ居住者ニシテ入會ヲ希望スルトキハ協議員會ノ決議ヲ經テ之レヲ承認スルコトヲ得
本會ハ會員ノ相互扶助ヲ旨トシ安寧幸福ノ增進ヲ圖ルヲ目的トス
社宅居住者ハ津守工場ニ雇入レラレタル日ヨリ當然本會ニ加入シテ會員トナルモノトス
左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ會員ノ資格ヲ失フ
一、死亡　二、津守工場退職、解雇　三、他工場轉勤　四、社宅退去　五、除名　六、昇格
本會々員ハ左ノ本分ヲ遵守スヘシ
一、本會々員ハ尊皇愛國ノ精神ヲ倍々發揚スルニ努ムヘシ
二、本會々員ハ會社ト常ニ協調ヲ保ツヲ本旨トスヘシ
三、本會々員ハ其業務ニ誠實ニシテ責任ヲ重ンスヘシ
四、本會々員ハ識見ヲ開發シ自覺ヲ喚起シ以テ地位ノ向上ヲ圖ルヲ期スヘシ
五、本會々員ハ技術ノ練達常識ノ修養及品性ノ陶冶ニ勉ムヘシ
六、本會々員ハ和親協同公共ノ理想ニ從フヲ旨トスヘシ
七、本會々員ハ相互ニ浮華輕兆ノ風ヲ戒メ勤儉貯蓄ノ美風ヲ獎勵スヘシ
八、本會々員ハ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ名義ヲ濫用シ若クハ其規定ニ違背スル行爲ヲ愼ムヘシ
九、本會々員ハ本會ニ不利益ト認ムヘキ一切ノ行爲ヲナサザルヘシ

帝國農友會

農業勞働者を會員として帝國農友會なるものが十二月初め東京で生れた。

東京市內新聞印刷職工の新團體正進會

十二月九日東京市內各新聞社に從業する工場員の組織する正進會なるものゝ發會式が行はれた。信友會、洋服組合、自由勞働組合等の勞働團體から應援演說などあり、會員の自由討議があつた。

日本勞農同盟會

十二月頃成立した日本勞農同盟會と云ふのが東京に在る十二月廿八日發會の宣言を行つた。然るに其文書が端なくも官憲より不穩當と認められて差押えられた傳ふる處によると概宣言書にはアナーキズムを說き露國の勞農革命を鼓吹する樣な節があつたと云ふ。主宰者は須貝某と云つて十年來新潟縣の小作人の組合に關係してゐた人で近く埼玉山梨神奈川千葉の諸縣の小作人團體とも交涉が付くと云つてゐる。目的は小作人生活の安定、小作人子弟の敎育普及、小作人の選擧權獲

得等である。山梨縣の一部同志は既に小作權を地上權と見倣して其永久保留を叫んだと云ふ。大正九年度より大々的宣傳を開始する計畫であるといふ。

大日本機械技工組合の成立

十二月二十一日機械工の有志から成る大日本機械技工組合にるものが東京に創立せられた。其設立の趣旨は大樣左の如きものである。

機械工に限つて大組織の同職組合がなく友愛會、日本勞働組合、勞働聯合會等に分屬して統一がないため罷業、怠業等續發し徒に勞資の反目を激しうする虞れがある。本組合は此傾向を防ぎ、海外市場との競爭に良い品を作つて國家の産業を充分發展さする心掛を忘れぬ樣にするを目的として居る。此目的遂行の爲本組合は勞働組合主義で滿十八歳以上で三ヶ年以上同一業務に携はつて熟練工を糾合し最低賃金の設定及八時間制の實施を主張する外、尙職工中から委員を選んで重役會議に參加せしめ重役と職工とが生産の形態及び勞働條件の改善に協調して勞資の喧嘩を避けやうと云ふ日本に於て新しい委員制度を主張するものである。

同會の組合長は多分井上倭太郎氏で、相談役兼後援は先般井上氏の日本勞働組合を援けた井口工場主人井口常次郎氏だと云ふ。（東京毎日に依る）而して專ら本芝、大崎、大森の鐵工を糾合せんとして居る。

日本勞働黨の成立

十一月二十四日芝三緣亭で友愛會、啓明會、信友會日本勞働組合其他十數箇の勞働組合の有志あり成る日本勞働黨の結黨式が擧げられた。文化學會の岡梯二氏座長となり片岡軍治氏宣言綱領を朗讀した。續いて山元龜次郎、井箆節三、堺利彥氏等多數が立つて氣焰を擧げ、盛んなるデザートコースが終りて散會した。

宣言

方今天下の一大弊害は一部階級の奢侈逸樂の爲め陛下の赤子の勞力と知識が虐使浪費されつゝある一事にして、そは國家の柱石たる勞働階級の多くが選擧權を有せざるを以てなり、凡ての勞働階級が一底團結して政權を獲得し、資本階級に對抗して勞働階級の經濟的權利を主張せんが爲め茲に日本勞働黨を組織す、人類共存の幸福を確立し以て第二維新の完成を期す。

綱領

一、自由平等の徹底的觀念實現
一、普通選擧の實施
一、資本家政黨の打破

同黨員は社會部、政治部、勞働爭議部、印刷部、學部等を分擔して夫々各方面の調査指導宣傳に努めると共に機關雜誌『民衆』を發行する方針だと云ふ。加入團體は判然せないが大體次の諸團體である。

友愛會、信友會、日本鑛山勞働同盟會、日本勞働組合、帝國農友會、日本勞農同盟、俸給生活者組合、文化學會、老壯會、啓明會、新人勞働會、新人セルロイド組合、純勞會、S、M、U、自由勞働者組合等但し友愛會は其後本團體に加入したる事なしと文書を以つて各支部に移牒して他勞働團體と提携する場合には充分に吟味の上、本部へ一應相談されたしと希望した。

東京神田郵便局集配人の組合神友會設立

十二月二十六日午後六時東京西福田貸席山の井にて東京神田郵便局郵便集配人百五十餘名の組合神友會の發會式が擧げられた、同市內各郵便局同職者よりも數名宛の委員出席して祝辭を述べた、會の成立と共に增給並に賞與增額要求の運動を初めた。同會の目的は相互の親睦、事務の敏活、生活の向上である。

東京玉川電車從業員の勞働組合成立

十二月二十七日東京世田ヶ谷池尻の玉川電車從業員合宿所で、玉川電車從業員の勞働組合發會式を擧げた會員約五十餘名、交通勞働組合が應援してゐる。

日本全國內勞働團體

大正八年十月現在で調査した所によると日本全國內の各種の勞働團體は七五九で會員數は二十三萬餘である。之を府縣及職業別に觀れば次表の如くである。

◎日本全國勞働團體及職業別表

道廳及府縣	染織職工 團體	染織職工 會員	機械器具職工 團體	機械器具職工 會員	化學工業職工 團體	化學工業職工 會員	諸人夫仲仕 團體	諸人夫仲仕 會員	坑夫 團體	坑夫 會員	其他 團體	其他 會員	各種職工組合 團體	各種職工組合 會員	計 團體	計 會員
北海道	一五	一、二七〇	八	五、八九一	一	二三〇	—	—	五〇	一七、五五七	一六	一、六四二	二	四四三	九二	二七、〇三三
東京	一	六六	二	五五〇	一	一三〇	二	三	一六	—	一三	五、六〇七	一九	二、一八二	三八	二七、六三六
京都	三	二八七	五	三、三八〇	二	二三五	—	—	—	—	五	二七八	三	三六〇	一六	三、四三八
大阪	二五	一五、五五五	三〇	一三、九五五	二三	二、九一七	五	四六一	—	—	三八	八、〇五五	一	—	一二〇	三九、六四三
神奈川	一	三三	二	一三、〇五〇	二	一二四	一	一六	—	—	四	三五六	一	一七	一一	一三、六六五

兵庫	―	―	一	五三五	一	一七三	一	四一四	二	五九七	四	八、一五〇	―	―	九	九、八三六
長崎	一	三八	八	一、〇三一	―	―	―	―	一	一五	―	―	一	八〇	二	一、一五四
新潟	―	―	―	―	―	―	二	二四五	一	九五	―	二八	一	一三〇	五	三八八
埼玉	二	七六五	―	―	―	―	―	―	―	―	二	二、八六五	二	七三	六	三、七〇三
群馬	五	一、一四三	一	八三	―	―	一	五〇	―	―	一	二三〇	―	―	八	一、三〇六
千葉	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	九八	一	九八
茨城	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
栃木	三	二、四七三	二	一、二四七	一	七〇	二	二、〇三六	三	二、七三三	六	三九六	―	―	一七	一七、九三三
奈良	―	―	―	―	―	―	九	六三六	一	五〇	九	八五一	三	四七〇	二一	二、〇〇七
三重	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
愛知	三	二、九一一	―	―	五	四、一六六	三	五九五	―	―	五	一、一五一	―	―	一六	八、八三三
静岡	四	一七、二七六	一	三六	一四	一、一三五	一	八八	七	二、七四六	七	一、八三七	―	―	三四	二四、〇一八
山梨	―	―	―	―	―	―	―	―	二	二三六	一	五〇	―	―	三	二八六
滋賀	―	―	一	二〇	一	二〇	一	六四	―	―	六	二一五	二	八八	二	四〇七
岐阜	―	―	―	―	一三	一、三八七	四五	三、四三三	―	―	一三	五五〇	一	一五三	八三	五、五三三
長野	一	一一五	―	―	―	―	二	二〇一	―	―	四	一二三	―	―	七	四三九
宮城	一	七〇〇	―	―	一	三	―	―	三	二、五八四	五	八九五	―	―	一〇	四、二一〇
福島	三	二、四〇〇	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	一	一五	四	二、四一五
岩手	―	―	―	―	―	―	―	―	一	二五〇	一	三〇〇	一	一〇三	三	六五三
青森	―	―	―	―	―	―	四	一六三	三	一、二七〇	一	一二五	一	三六	九	一、四九三
山形	三	二八四	三	八三	一	一六	一	二	二	九八三	二八	一、四九六	二	一三〇	四〇	三、一〇三
秋田	―	―	一	五七六	―	―	二	七四	一九	五、三〇五	四	五六三	―	―	二六	六、五一八
福井	二	六三八	一	三	―	―	一	一四三	一	二六二	―	―	一	一、一一五	六	二、三六九
石川	―	―	―	―	四	三六二	二	六〇	―	―	四	七六二	―	―	一〇	一、一八四

富山	｜	｜	一	五五六	四	三五	九	三九八	｜	｜	｜	｜	二	九四	一六	一,七七一
鳥取	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五	五四六	｜	｜	｜	｜	二	二八四	七	八三〇
島根	｜	｜	｜	｜	一	八〇	二	九三	｜	｜	二	四五	｜	｜	五	二三八
岡山	｜	｜	一	八〇	｜	｜	二	五一	一	五六	四	一四七	三	四五三	一二	一,二五六
廣島	｜	｜	二	二一七	｜	｜	四	二八二	｜	｜	一一	一,一〇七	｜	｜	一七	一,六〇六
山口	｜	｜	一	一,六〇〇	一	九六	四	九六七	一	二七	｜	｜	｜	｜	七	二,六九〇
和歌山	｜	｜	一	三〇	二	一四七	二	七六	｜	｜	一五	一,二七一	三	一,三一〇	二三	二,八三四
德島	｜	｜	｜	｜	三	二一〇	一四	一,五四六	｜	｜	六	五九〇	｜	｜	二三	二,三四六
香川	｜	｜	｜	｜	｜	｜	九	六〇〇	｜	｜	七	二四五	｜	｜	一六	八四五
愛媛	｜	｜	｜	｜	一	一八〇	八	四四四	｜	｜	一	二一七	｜	｜	一〇	八四一
高知	一	九三	｜	｜	一	一四五	三	二六七	｜	｜	七	六〇三	｜	｜	一三	一,一〇八
福岡	｜	｜	一	六四九	一	三五四	一	八五五	｜	｜	六	二,九四六	一	三三	一〇	五,八三六
大分	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
佐賀	一	三三	二	二〇六	二	三二〇	｜	｜	二	四九	｜	｜	｜	｜	七	五九八
熊本	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	三三三	一	二,五三三	八	四二六	｜	｜	三	三,一八一
宮崎	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	一,〇八二	｜	｜	一	三三	｜	｜	三	一,一一四
鹿兒島	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
沖繩	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一五六	一	一五六
合計	八五	四五,七七八	六五	四一,七六七	九六	三,八四〇	一五五	一八,〇六三	一〇三	四六,七六六	二四五	四四,〇五四	五五	二七,〇七一	七九三	二三六,三三三

備考　※は團體の設立ありて會員と稱すべきもの未だ無きものなり（友愛會を除く）

勞働組合期成會

勞働組合期成會の前身は職工義友會といふもので、是は明治二十三年仲夏米國桑港に於て當時同地に勞働して居つた城常三郎、高野房太郎、澤田半之助氏等十名餘の勞働者に依つて組織せられ、其の期する所は歐

米諸國に於ける勞働問題の實相を研究して他日我日本に於ける勞働問題の解決に備へんとするにあつた。而して明治二十九年の末に到り彼等多くは歸朝し、澤田半之助及城常太郎兩氏は東京麴町區内幸町に職工義友會を起し左の如き印刷物を普く各工場に配布した。

(前略)諸君の爲さゞるべからざる準備覺悟行爲は前陳の如くなる以上は如何にして之に應ずべきかとは諸君の自然に起す疑問なるべし或人は云ふ『今日のこと誠に云ふに忍びず富者益々富み貧者益々貧し勞働者の蒙むる不正擧げて數ふべからず、論者の云ふ如く革命に依り全然改亙の實を擧げることを得ば結構の次第なれども世間のことは論者の思ふ如く左程單純の者にあらず意外の事起り爲めに全く當初の目的を達し得ざるの奇觀は大紛擾の下に於て屢々見る所諸君の容易に賛成すべきことにあらず、且亦社會の進歩なるものは常に遲緩して秩序あるものなるに革命なる者は之に反して急速突飛を要素とすることなれば兩者の行動全然相反するのみならず元來貧富平均のことたる人に賢愚の別ある以上は其財産に不平均あることは誠に已を得ざることなれば貧富平均論は言ふべくして行ふべきことにあらず左れば我輩は諸君に向つて斷乎として革命の意志を拒めよ巖然として急進の行を斥けよ尺を得ずして尋を永むるの愚は之を貧富平均黨に讓れよと忠告するに躊躇せざる者なり、而して我輩の諸君に勸告する所は同業相集まり同氣相求むてふ人類至情の上に基礎を置ける同業組合を起して全國聯合共同一致以て事を爲すことにあり熟ら已往に於て諸君の爲す所を見るに個々相乖し同業相鬩ぎ其間更に一致の行なし左れば一方に於て慘憺たる苦心の後百方懇請の末漸く增給を得る者あれば他方に於ては法外の廉賃銀を以て甘ずる者あり、不德の同業者を懲戒せんとする者あると共に之を掩護せんとする者あり、一方より立てたる者を他方より破壞し行くの有樣にて實に骨肉相鬩ぐの觀あるは諸君の爲め尤も惜むべきことなり兄弟内に爭ひ外侮を受く諸君の今日の地位に陷りたるもの諸君の一致行動を缺きしこと其原因の多きに居ることなれば既に前には外敵の攻め來り内には甚だしき弊害ある今日に於て同業相爭ふ如き事を止め大擧事に從ふの必要灯を睹るよりも明なり、諸君にして堅く集りて散せず社會進化の大勢と伴ひて内健全なる思想を養ひ外着實なる行動をなし以て外人に對し無情の雇主に對し將た又弊風の矯正に務めんか世間諸君の意の如くならざる者幾何かあるべきや、況して勞働は神聖にして結合は勢力なり、神聖なる勞働に從事する者にして勢力なる結合を造る羽毛能く船を沈め得べくんば諸君の熱血の迸る所何事をか爲し得ざるべき嘗つては亞米利加に於て十五萬人の無資無産の鐵道工夫は八億餘萬弗の資本を有する二十四の鐵道會社を相手として三週間汽車の運轉を止めしめたることもあり三萬人の小揚人夫は三ヶ月間英國倫敦市場に食物の缺乏を來さしめたる例しもあり、假令短少の時日を以て其目的を達するを得ざる迄も其進むや堅く其守るや強し遲緩なると共に完全に平和の下に秩序の内其目的を達す進君の採るべきの手段誠に是れあるのみ我輩は爰に再び諸君に同業組合の組成を勸告する者なり然らば如何にして同業組合は組織すべきか、

第一　一郡市内同業者七人以上アル職業者集マリテ地方同業組合ヲ設クヘシ、

第二　一郡市内ニアル種々ノ同業組合聯合シテ地方聯合團ヲ設クヘシ

第三　全國處々ニアル地方同業組合聯合シテ全國同業聯合團ヲ設クヘシ、

第四　全國處々ニアル全國同業合聯團ヲ聯合シテ大日本同盟團ヲ設クヘシ、

同業組合の勢力は實に此の如くにして養ひ來る者なれは其利益を伸張せんとするに於ても外國人の不法に敵せんとする場合に於ても又他の場合に於ても充分に其志を達する事を得べし。

更に同業組合の積立金を以て其組合員の災厄を救ひ又は其亡死せる時其妻子をして安んじて生活をなさしむる等の事は職工の獨立獨行の意氣を養ひ其天與の責任を全からしむる者なり米國の一職工組合は二萬七千餘人の會員を有し明治十三年より二十六年に至る十五年間に其組合員死亡者の家族に送られる金額十五萬八百餘弗、其組合員の氣病に罹れる者に送れる金額六十七萬五千餘弗、無業會員に送れる金額十五萬八百餘弗、同盟罷工をなせる會員に送れる金額五十三萬四千餘弗、旅行費として貸與せる金額五十萬六千餘弗總計二百〇九萬千餘弗、の巨額を支出たりとは誠に驚くべき事實にして然も僅かに二萬餘人の職工組合にて之を爲したるを見ては實に感嘆の極とは驚ざるべからず我國にても之を行ふ事左程難事にあらさるなり其方法は一各地方組合又は全國同業聯合團は其組合員の毎月の醵金より組合入費其他を引去り殘額を積立つること、

一各組合に於ては規則を設け救助法施行の時日を定め置き又其積立金の何圓に減ぜざる迄を限とし組合員の災厄を救助すること。

一各組合は最初は救助事項を擴め遂には組合員の無職業者旅行者又は老衰者等を救助するに至るへきこと、

今日に於ては職工にして一度災厄に逢はんか一に他人の救助を仰がざるべからず其獨立の體面を汚すこと少々にあらず又時としては頼るべき他人無くして非常に困難を極むることもあり之に反して組合より救助を受くるは恵まるるにあらで約束上受取り得べき金額を受くるものなれば毫も獨立の面目を汚すことなく又災厄の場合に對し既に其困難を薄ふすべき方法の附き居る以上は殊更此等のことに苦慮して卑屈の行ひをなすを要せざることとなり自助の精神自信の意氣大いに昂り爲めに職工の品位を高むること少なからざるべし。

之に先だち義友會は元桑港に於て義友會員の一人たりし人で當時横濱の洋字新聞アドバアタイザアの記者であつた高野房太郎氏を勸めて運動員とし、氏の勸誘によつて片山潜氏及鈴木純一郎氏も運動員に加へた。斯くして明治卄九年六月二六日神田の青年會館に於て第一回の勞働演說會を開いた聽衆千二百名。開會後勞働組合期成會設立の必要を說いて贊成を求めたのに對し贊成者四十七名を得たが、後增加して七十一名となり七月五日日本橋區北槇町に於て發起人會を開き同時に機關雜誌勞働世界の第一號を發行した。次いで八月一日第一回次會を開き役員を選擧し左の通り幹事を選擧した。

片山潜、澤田半之助、高野房太郎、村松民太郎、山田菊三、

又佐久貞一、鈴木純一郎の二氏を評議員に推選した

其後每月二回演說會を開いて勞働者の覺醒を促し、活動力は日に加はり遂に十二月十日に期成會中の鐵工千百八十四名は鐵工組合を組織するに至つた。三十一年の末には三千餘の會員を有するものとなり、卅二年中には增加して五千七百餘人となり、或は地方遊說をなし或は工場法案に對する運動をする等奮鬪をなした其總則の大要を示せば左の如くである。

一、本會ハ我國勞働者ノ權利ヲ伸長シ其美風ヲ養成シ舊弊ヲ除去シ同業者相互ニ親睦ナル組合ノ成立ヲ期スルヲ目的トス、

二、本會ハ既設組合ト連絡ヲ通シテ利益ヲ交換シ又勞働者ノ組合ヲ

組成セントスル者アラハ之ヲ補佐奬勵スヘシ
三、本會ハ功勞アルモノニシテ事情會員タルヲ得サル者ヲ幹事會ノ決議ヲ以テ之ヲ名譽會員ニ推撰ス
四、朝野知名ノ士ニシテ本會ニ對シ厚意ヲ表スル者ハ幹事會ノ決議ヲ經テ之ヲ評議員ニ推薦シ本會ノ重要ナル會議ニ參與セシム

鐵工組合

期成會起るや最も早く最も多く之に應じたのは鐵工であつて明治三十年十二月一日、四十餘名の創立委員によつて神田青年會館に發會式を擧げた。其規約は期成會幹事等の心血によつて作られたもので其中の重なる箇條を擧ぐれば左の如くである。

第六條　機械、鍛冶、鐵罐、鑄造、模型、銅工、鐵船工、電機工・鐵工場在勤機關手及火夫等ノ諸業ニ從事スル者ニシテ別ニ定ムル所ノ書式ニ從ヒ本部事務所又ハ支部事務所へ加入ヲ申込ミ其役員會議ノ承認ヲ得タル者ハ本組合員タル事ヲ得
第七條　本組合加入ノ承認ヲ得タル者ハ入會金三十錢ヲ納ム可キモノトス
但シ入會金ハ毎月十錢宛三ヶ月間ニ納ムルコトヲ得
第八條　本組合員は勞働組合期成會及本組合の規約並に決議を遵守し又經費分擔の責任あるものとす
第十條　本組合員にして退會せんとする者は其理由を申立て其所屬支部役員會議の許可を受くべし
第十三條　本組合員にあらずして本組合に好意を盡す者あるときは本組合は委員總會の決議を經て客員に推薦する者とす

日本鐵道矯正會

明治卅一年二月初旬、日本鐵道機關方石田六郎、池田元八、安居彦太郎、坂英一郎氏等十數名は會社の冷遇と薄給とを憤慨して『我黨待遇期成大同盟會』と題する秘密出版物を日本鐵道各驛の機關方に飛ばした。其結果東北線一帶四百餘名の機關手は會社に要求歎願書を呈出して一時に同盟罷工をなした。其爲會社は主謀者と認むる者を解庫し、彼等の要求を容れた。機關手等は罷工に勝利を得たものゝ其後會社側が如何なる處置をなすかも知れないのを恐れ一同矯正會なるものを組織した。從つて其規約は不時の出來事に對する準備を中心として作られて居る其中主なる箇條を掲ぐれば次の如くである。

第二條　本會員たるものは相互の智識を交換し實力の養成技術の發達を圖り以て會社の隆盛を期し浮沈を共にするを旨とす故に職務勉勵は勿論温厚篤實品行方正にしても苟も粗暴過激の擧動あるべからす。
第三條　本會員は共同一致を目的として互に多數の決議に服從する義務あるものとす。

活版工組合

明治卅一年三月、深川印刷會社の職工大崎彦造、安田德次郎、吉岡秀之、寺島榮之助、中村八十吉、木村音次郎、中村廣次氏此等の七名發起となつて同社の職工百餘名を集め懇話會なるものを組織して發會式を擧げた。然るに會社は其趣意書を不穩不當なりと責め遂に七名の發起人を解雇したので同會は亡ぶるの止むなきに至つた。後三ヶ月にして伊澤三郎氏起つて再び運動を始め一方、懇話會の殘黨に說き他方同感の士を求め遂に十二名を得、之を創立委員となし八月四日第一回創立委員會を開いた。其頃會員は委員の外には無かつたが九月廿八日會報第一號を發刊した時には餘程增加した。併し之に對する資本家の妨碍甚しかつたので會員名簿は秘密に附して居つた。十月頃には會員增加して約三百五十名に及び秀英社監事吉岡泰五郎氏を始めとし三光社の島連太郎氏都新聞社の飯沼辰三郎氏等の同情者を有するに到り、懇話會はこゝに長足の進步を爲した。越えて三十二年となり會員は益々增加し資本家は却つて補助し始むる樣になり、三月五日の委員評議員聯合會に於ては會員名簿の發表を可決した。五月七日島田三郎氏を會頭に推選し七月九日神田青年會館に於て大演說會を開いは八月六日に委員會を開いて組合規約起草委員を撰び八月八日の贊助委員に於ては組合成立に關する運動員を置く事を可決し十月十四日贊助員と規約修正全權委員との協議會が開かれ十一月三日愈々懇話會解散して活版工組合となり神田錦町錦輝館に於て發會式を擧行し役員選擧を爲した。會頭は以前の如く島田三郎氏と決定せられ當時の會員數は實に二千餘名、京都、横濱、大阪、名古屋等に支部を設立した。資本と勞働との調和は此組合の標語であつたが其規約の如きも資本家と交涉して作つたもので其中の重要なる箇條を掲ぐれば次の如くである。

第二條　本組合ハ工藝技術ノ改良進步ヲ圖ルハ勿論職工ノ間ニ弊風ヲ矯正シ大ニ美風ヲ養成シ其位置ヲ高ムルヲ以テ目的トス

第三條　本組合ハ印刷營業組合ト提携シテ相互ノ福利便益ヲ期スルノトス

第四條　同業者ノ權利幸福ヲ保全シ及災厄不幸ヲ救護シ以テ實利ヲ保持增進スルモノトス

第五條　前條ノ目的ヲ達スル爲メ毎月一回以上雜誌ヲ發行シテ組合員ノ德義上進ヲ計リ智識ヲ開發シテ其精神ヲ修養スルモノトス

第四十八條　本組合員ト雇主トノ間ニ紛議ヲ生シタル時ハ所屬部長ハ詳細ニ事實ヲ取調ヘ之ヲ本部ニ報告シ且仲裁ノ勞ヲ取ルヘシ。若シ其仲裁拒絕サレ又ハ圓滿ノ和解ヲ得サル時ハ其事情ヲ具シ本部幹事長ニ報告スヘシ

第四十九條　前項ノ報告ニ接シタル時ハ幹事長ハ自身若クハ幹事ヲ

シテ事實ヲ審査セシメ直チニ幹事會ヲ開キ當事者ニ對シ仲裁協調ヲ勉ムヘシ

第五十條　雇主ニ於テ幹事會ノ仲裁ヲ故ナク拒絶シ若クハ不當ノ答辯ヲナシ遂ニ要領ヲ得サル時ハ之ヲ理事會ニ附シ活版印刷業組合ニ協議シ相等ノ處置ヲ爲スモノトス

第五十一條　活版印刷業組合ニシテ本組合ヲ是認シタル者ハ本組合ト提携スル者トス

第五十二條　活版印刷業組合ニシテ本組合員ヲ雇用セントスル時ニハ相互組合ニ於テ定メタル書式ニ從ヒ契約ヲ取結フモノトス

第五十六條　物價昂騰シ既定ノ給料ニテ生活上困難ナリト認ムル時ハ其實狀ヲ具シテ活版印刷業組合ニ申告シ相互協議ヲ遂ケ處置スルモノトス

第五十七條　本組合ハ組合事務ノ外各工場ニ對スル職工供給ノ爲周旋ノ勞ヲ取リ之ニ依ラテ雇入レタル職工ニハ總テノ保護ヲ本組合ニ於テナスヘシ

第五十九條　本組合員ヲ雇用スル工場ノ勞働時間ハ一日十時間トシ三十分ノ休憩時間ヲ受クルモノトス

第六十二條　本組合員ニシテ活版印刷業組合ノ工場ニ被雇中契約年限內ニ故ナク退社或ハ不當ノ要求ヲ爲シ若クハ不當ノ擧動アリタル時ニハ工場主ヨリノ報告ヲ待ツテ本組合ハ直チニ幹事ヲ派シ其事實ヲ審査ノ上相當ノ處分ニ附スルモノトス

第六十三條　雇主ニシテ本組合員ヲ雇用中不法ノ行爲アリタル時ハ本組合ハ幹事ヲ派シテ之ヲ審査ノ上雇主ニ交渉スヘシ。雇主ニ於テ此交渉ニ應セサルトキハ第五十條ノ手續ニヨル

然るに本組合は翌明治三十三年一月より早くも衰退し始めた。退會者及會費滯納者續出し資本家も態度一變し來り同年五月遂に組合規約の運用を停止するに到つた。

活版組合倒れ二千餘名の會員は何れも退散してしまつたが芝支部の有志は獨り踏止まり中堅となつて殘黨を集め誠友會を組織し機關雜誌『誠友』を出して明治三十七年頃まで健全なる發達をして居つた。

東京協資會

東京協資會は明治三十二年四月金田敬義豊原又男杉山義雄氏等が發起して組織したもので、勞働者小産者等に貯蓄を奬勵する方面に主力を用ゐた。其趣意書は次の如くである。

輓近我國の經濟機關稍備はると雖ども未だ全く對物信用の時代たるを免れず故に資産家は常に其利益を享くる事ありと雖う中産以下多數の國民は毫も其利益を受くる能はざるのみならず益々困弊に陷らんとするの慘境を呈す是れ誠に吾人の最も憂ふる所なり玆に於て か東京協資會なる者起る柳本會は會員各自の餘財を積み共同金庫を設け一は相互に資金の融通を圖り以て他日の生産的事業の資本となし愈々餘財の增殖を致さんと欲するものにして其術策に至りては精神を經とし信用を緯とし蓄積を以て其實體を世に現はし會員和衷協同以て實際に信用經濟の學理を應用せんと欲するものなり請ふ會員諸士此意を體して勉勵あらんことを。

大日本勞働協會

大日本勞働協會は明治三十二年六月當時朝鮮事件の英雄たりし大井馬城氏の企てにより設立せられたもので其規模甚だ大にして一方勞働組合期成會の樣な事業を爲すと共に他方に於ては出獄人保護所、職工寄宿所等を設立して居た。其規約中の重なる箇條及出獄人授產に關する規程を揭げると左の如くである。

規約

第二、本會の目的は勞働問題を攻究し且其實行を期するにあり。
第四、本會は京都名古屋若くは東京の如き樞要の地に支會若くは分局を設くることあるへし。
第五、本會は斷じて政黨の機關となることを容さず、但し之が爲めに政黨員の入會を妨げず。
第六、本會に於ては特志者及慈善家の寄附金を受くることを得。
第七、本會に於ては勞働問題攻究の爲めに一の機關新聞を發行すべし。

出獄人授產法

第一條　本會に於ては特に出獄人授產部の一課を設け免囚人保護の實行を期す
第二條　又本會に於ては免囚をして悔過遷善の域に到らしめんが爲め設備を兼れ行ふ
第三條　本會に於て先づ收容せんとする免囚左の如し。
一、假出獄を許され特別監視に付らせれたるも相當引受人なく在監する者。
一、放免出獄の後資金なきが爲めに自活の道に付くこと能はざる無資力者

過去の職業的勞働組合

東京船大工職組合

此の組合は齋藤房次郎、高橋幸吉、石山常吉氏外二十名が發起人となり三百六十一名の贊成を得て明治二十九年の七月に組織せられたものであつた。

同盟進工組合

此の組合は鐵工の團體で明治二十二年六月に石川島造船の小澤辨藏氏外五名、陸軍造兵の柳澤淸次郎氏外四名、海軍造兵廠の千代松只藏氏外十二名、田中機械製調所の天野友一郎氏外二十五名、鐵道局の本多庫源太氏外三名、及職工學校の大久保忠正、山岡定吉の兩氏等が發起となりて組織したもので後鐵工組合起るや此團體に加はつて其中堅となつた。

横濱市西洋家具指物職同盟會

此の會は明治三十年四月に創立せられなか／＼面白い團體であつたが三十三年の四月頃同盟罷工に失敗して壓し潰された。

木挽組合

木挽組合の起原は古く三百年前德川氏が三河から連れて來た三十五人の木挽によつて組織せられ爾來連續して明治三十五六年頃までに及んだものであるといふ。明治三十五年頃は會員約千三百名あつて東京市十五區及府下六郡の木挽によつて組織せられてゐた。之は法律の前では一組合であるが實際は二の獨立した組合に分れて居つた。一は若手組合といつて親方を除いた若手で組織し每年一回大會を開いて親方組合に提出すべき議案について重に年二回變更すべき賃金に關して協議する。他は親方組合といつて親方のみに依て組織せられ年二回大會を開いて若手組合から提出した賃銀變更案等を論議し決議の上は材木商組合と交涉し其上で決議を實行したのである